3.2 自然的状況

3.2.1 地域の生活環境に係る項目

(1) 公害全般

① 公害苦情

過去 5 年間の札幌市、北広島市及び江別市における公害苦情発生件数の推移を、それぞれ表 3.2.1-1 及び図 3.2.1-1、表 3.2.1-2 及び図 3.2.1-2、表 3.2.1-3 及び図 3.2.1-3 に示す。

札幌市の苦情発生件数は、過去 5 年間のいずれの年も 450 件を超えており、その中でも騒音に関する内容が最も多く、次いで大気汚染、悪臭の順である。

江別市の苦情発生件数は過去 5 か年平均 7 件となっており、悪臭に係る内容が最も多い。

北広島市の苦情発生件数は過去 5 か年平均 15 件となっており、騒音に係る内容が最も多い。

表 3.2.1-1　札幌市における公害苦情発生件数の推移（令和元年度～令和 5 年度）[1)]

年度	総数	大気汚染	騒音	振動	悪臭	水質汚濁	その他
令和元年度	453	89	210	60	73	2	19
令和 2 年度	497	78	279	48	68	1	23
令和 3 年度	484	80	245	65	76	0	18
令和 4 年度	460	83	230	63	63	3	18
令和 5 年度	522	104	274	50	64	2	28
5 か年平均	483	87	248	57	69	2	21

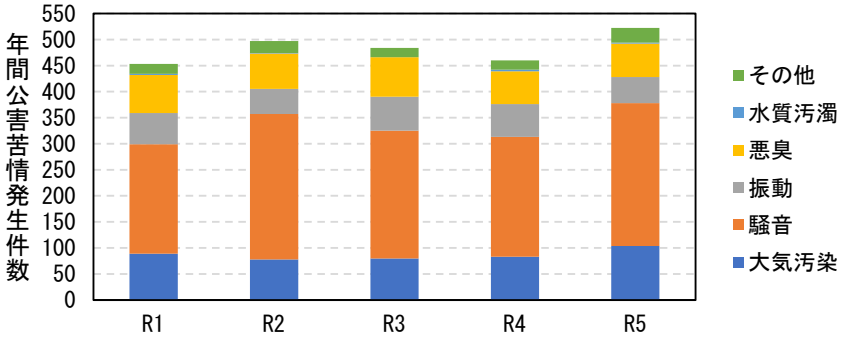

図 3.2.1-1　札幌市における公害苦情発生件数の推移 [1)]

1) 札幌市環境局環境都市推進部「札幌市の環境-大気・水質・騒音等データ集-」（令和元年度～5 年度）

表 3.2.1-2　江別市における公害苦情発生件数の推移（令和元年度～令和 5 年度）[1)]

年度	総数	大気汚染	騒音	振動	悪臭	水質汚濁	その他
令和元年度	5	1	2	0	2	0	0
令和 2 年度	12	0	3	0	8	0	1
令和 3 年度	5	1	1	0	3	0	0
令和 4 年度	4	0	0	0	3	0	1
令和 5 年度	8	0	1	0	6	0	1
5 か年平均	7	1 未満	1	0	4	0	1 未満

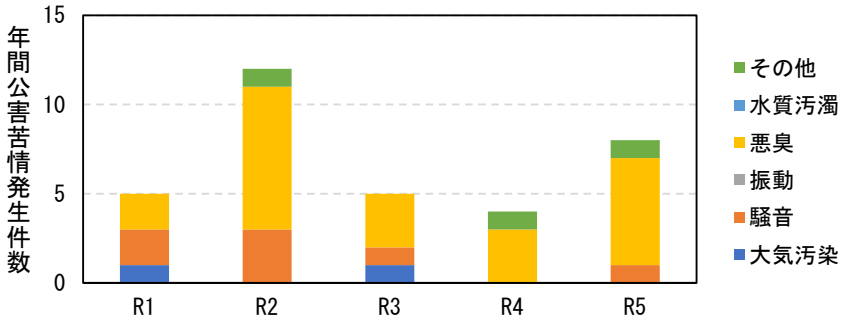

図 3.2.1-2　江別市における公害苦情発生件数の推移 [1)]

表 3.2.1-3　北広島市における公害苦情発生件数の推移（令和元年度～令和 5 年度）[2)]

年度	総数	大気汚染	騒音・振動	悪臭	水質汚濁	その他
令和元年度	27	3	21	3	0	0
令和 2 年度	16	0	13	2	0	1
令和 3 年度	9	0	8	1	0	0
令和 4 年度	13	0	11	0	0	2
令和 5 年度	8	0	7	0	1	0
5 か年平均	15	1 未満	12	1	1 未満	1 未満

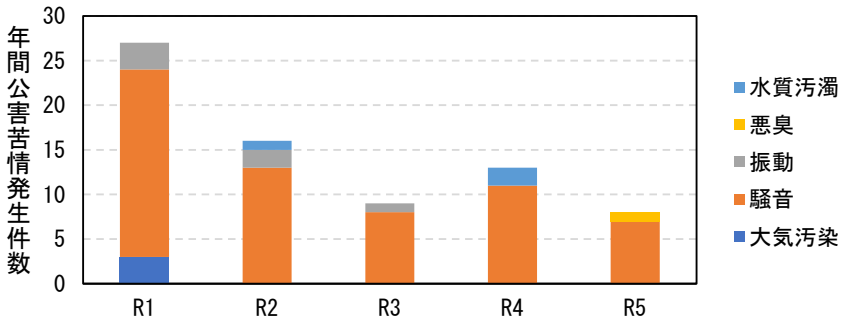

図 3.2.1-3　北広島市における公害苦情発生件数の推移 [2)]

1）江別市環境室環境課「えべつの環境」（令和元年度～5 年度）
2）北広島市市民環境部「北広島市のかんきょう」（令和元年度～5 年度）

(2) 大気に係る環境の状況

① 気象

札幌市とその周辺における気候は、日本気象協会によると「日本海側気候区」に属し、降雪量の多い地域である[1)]。

事業実施想定区域の周辺には、札幌管区気象台、江別観測所及び恵庭島松観測所の 3 つの気象観測所が存在している[2)]。各観測所の令和 7 年の月別観測結果をとりまとめ、表 3.2.1-4(1)及び図 3.2.1-4(1)、表 3.2.1-4(2)及び図 3.2.1-4(2)、表 3.2.1-4(3)及び図 3.2.1-4(3)に示した[3)4)5)]。

札幌管区気象台の年平均気温は 11.0℃、日最高気温は 7 月に、日最低気温は 2 月に記録された。年降水量は 1,135.5mm、最深積雪深の最大月は 2 月で 90cm であった。年平均風速は 3.3m/s、風向きは冬期に北西、春から秋にかけては南東が多く、年間の最多風向は南東であった。

周辺の気象観測所の位置は、図 3.2.1-5 に示すとおりである[2)]。

表 3.2.1-4(1)　札幌管区気象台の観測値一覧(令和 7 年)[3)]

項目（単位）	平均気温			平均風速 (m/s)	日照時間 (h/月)	降水量 (mm)	最深積雪 (cm)	最多風向
	日平均	日最高	日最低					
1 月	-1.2	1.5	-3.8	2.7	122.0	68.5	56.0	北西
2 月	-0.9	2.4	-4.4	3.3	120.0	118.0	90.0	北西
3 月	2.0	5.3	-1.3	3.7	125.1	94.5	77.0	北西
4 月	8.5	13.0	5.2	3.7	134.8	110.0	14.0	北北西
5 月	14.9	20.2	10.5	3.7	222.3	45.0	—	南東
6 月	20.6	25.8	16.5	3.2	209.2	27.5	—	北北西
7 月	25.8	30.4	22.2	3.2	212.0	63.0	—	南東
8 月	24.7	28.8	21.3	3.3	173.8	118.5	—	南東
9 月	20.7	25.2	16.6	3.1	188.9	161.0	—	南南東
10 月	11.9	16.0	8.1	3.1	133.4	55.0	—	南東
11 月	5.4	9.2	1.7	3.4	110.0	164.0	12.0	北西
12 月	-0.1	2.8	-3.1	3.4	74.8	110.5	48.0	北西
年平均	11.0	15.1	7.5	3.3	152.2	94.6	49.5	—
最高・最多	25.8	30.4	22.2	3.7	222.3	164.0	90.0	南東
最低	-1.2	1.5	-4.4	2.7	74.8	27.5	12.0	—
年合計	—	—	—	—	1,826.3	1,135.5	—	—

※1 最深積雪の「—」は積雪がなかったことを示す。

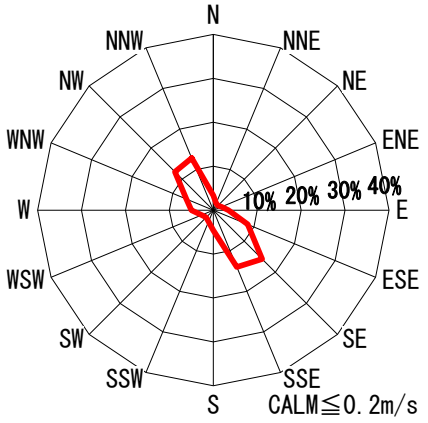

図 3.2.1-4(1)
札幌管区気象台の風配図
（令和 7 年）

1) 日本気象協会「北海道の気候」(1964 年)
2) 気象庁「地域気象観測所一覧」(令和 7 年 11 月 20 日現在)
3) 気象庁「過去の気象データ」(札幌管区気象台　令和 7 年)
4) 気象庁「過去の気象データ」(江別観測所　令和 7 年)
5) 気象庁「過去の気象データ」(恵庭島松観測所　令和 7 年

表 3.2.1-4(2)　江別観測所の観測値一覧(令和 7 年)[1)]

項目（単位）	平均気温			平均風速	日照時間	降水量	最深積雪	最多
	日平均	日最高	日最低	(m/s)	(h/月)	(mm)	(cm)	風向
1 月	-4.1	0.0	-9.0	2.6)	111.6	32.0	///	北北東
2 月	-3.6	0.8	-9.4	3.0)	91.9	38.0	///	南南東
3 月	-0.1	3.7	-4.3	3.3)	114.0	51.0	///	南南東
4 月	6.9	12.0	2.3	3.6	121.0	103.0	///	南南東
5 月	13.0	19.1	7.1	3.9	219.8	53.0	///	南南東
6 月	18.7	24.1	14.1	3.7	197.8	34.5	///	南南東
7 月	24.1	29.7	19.9	3.9	201.4	69.5	///	南南東
8 月	23.3	28.1	19.1	2.9	170.0	92.5	///	南南東
9 月	18.6	24.4	12.8	2.6	188.2	176.5	///	南南東
10 月	9.8	15.1	4.4	2.3	131.5)	67.5	///	南南東
11 月	3.5)	8.1)	-1.5)	3.2)	91.1	145.5)	///	南南東
12 月	-1.3	2.1	-5.1	3.6	81.3	54.5	///	南南東
年平均	9.1	13.9	4.2	3.2	143.3	76.5	—	—
最高・最多	24.1	29.7	19.9	3.9	219.8	176.5	—	南南東
最低	-4.1	0.0	-9.4	2.3	81.3	32.0	—	—
年合計	—	—	—	—	1,719.6	917.5	—	—

※1 「)」は欠測があったものの全体数の 80%以上の観測ができた値(準正常値)を示す。
※2 「///」は欠測または観測を行っていないために合計値や平均値等が求められない場合を示す。

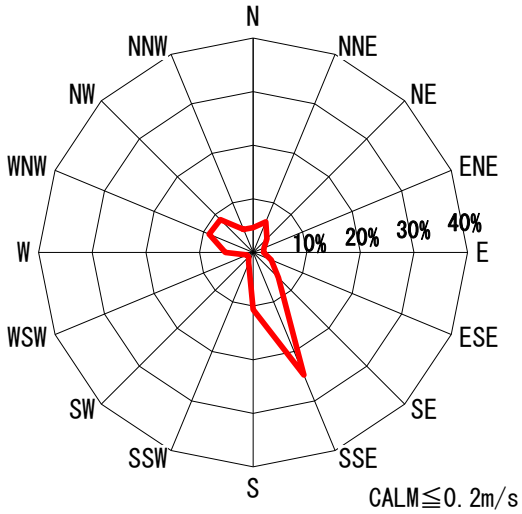

図 3.2.1-4(2)　江別観測所の風配図(令和 7 年)[1)]

1) 気象庁「過去の気象データ」(江別観測所　令和 7 年)

表 3.2.1-4(3)　恵庭島松観測所の観測値一覧(令和 7 年)[1)]

項目（単位）	平均気温			平均風速 (m/s)	日照時間 (h/月)	降水量 (mm)	最深積雪 (cm)	最多風向
	日平均	日最高	日最低					
1 月	-4.0	0.3	-9.5	2.4	142.5	35.5	46.0	北
2 月	-3.8	1.3	-10.9	2.6	125.7	41.5	60.0	北北東
3 月	0.2	4.2	-4.8	3.1	114.5	73.0	67.0	南
4 月	7.0	12.3	2.1	3.5	121.4	115.5	0.0	南
5 月	12.9	19.3	6.5	3.4	215.1	70.5	0.0	南
6 月	18.5	24.2	14.0	3.1	200.9	53.0	0.0	南
7 月	23.6	28.9	19.7	3.0	177.8	78.0	0.0	南
8 月	23.1	28.0	18.8	2.5	147.5	86.0	0.0	南
9 月	18.6	24.3	12.8	2.5	187.7	213.5	0.0	南
10 月	9.8	15.1	4.4	2.3	143.5)	82.5	0.0	南
11 月	3.7	8.9	-1.5	2.6	124.0	147.5	5.0	南
12 月	-1.8	2.1	-7.0	2.6	88.8	101.5	41.0	南
年平均	9.0	14.1	3.7	2.8	149.1	91.5	18.3	—
最高・最多	23.6	28.9	19.7	3.5	215.1	213.5	67.0	南
最低	-4.0	0.3	-10.9	2.3	88.8	35.5	0.0	—
年合計	—	—	—	—	1,789.4	1,098.0	—	—

※1 「)」は欠測があったものの全体数の 80%以上の観測ができた値(準正常値)を示す。

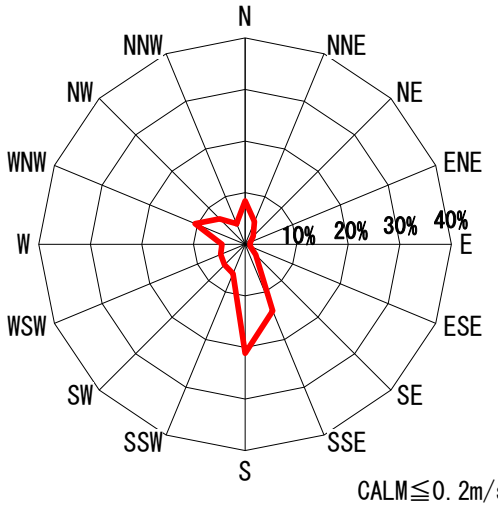

図 3.2.1-4(3)　恵庭島松観測所の風配図(令和 7 年)[1)]

1) 気象庁「過去の気象データ」(恵庭島松観測所　令和 7 年)

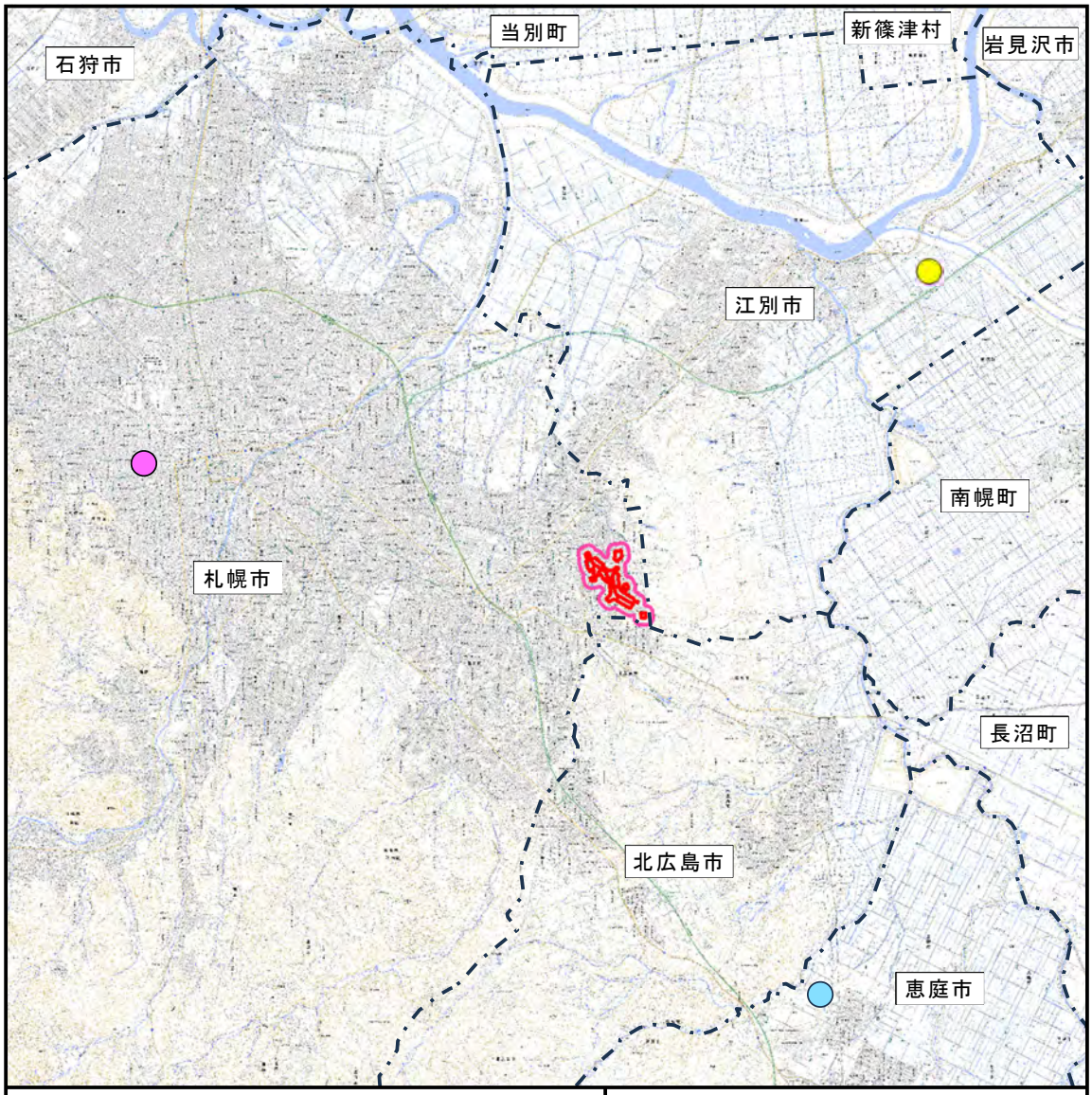

凡　例	
	事業実施想定区域
	市町村界
	影響想定地域（最大２００ｍ）
	札幌管区気象台
	江別観測所
	恵庭島松観測所

図 3.2.1-5

周辺の気象観測所

※　国土地理院発行の電子地形図 25,000（オンデマンド版）の地形図(令和２年 11 月 17 日発行)を使用したものである。

N

1:200,000

0　5,000　10,000

1）気象庁「地域気象観測所一覧」(令和７年 11 月 20 日現在)より作図

② 大気質

A 大気汚染の状況

(A) 一般環境大気

大気汚染の状況については、影響想定地域周辺に存在する札幌市及び北広島市内の大気測定局の結果をとりまとめた。なお、北広島市で実施している測定方法は環境基準での方法と異なるため単純な比較は不可能であるが、経年変化や地域の状況等の参考として記載した。大気測定局の項目及び測定地点の状況は、表 3.2.1-5 及び図 3.2.1-6 のとおりである。

札幌市におけるセンター局、厚別局、清田局、北白石局、東局及び東月寒測定局の過去 5 年間(令和元年度～令和 5 年度)の測定結果の推移は、表 3.2.1-6～表 3.2.1-11 のとおり、いずれも環境基準を達成している。長期的評価についても、各局の関連する測定項目において環境基準を達成している。

北広島市における西の里及び共栄については、表 3.2.1-12 のとおり令和 4 年度から令和 5 年度にやや増加がみられる。

なお、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質の環境基準達成状況については、年間にわたる測定結果による長期的評価(日平均値の 2%除外値)と、測定を行った日または時間の測定結果による短期的評価(日平均値、1 時間値)により判断する。

微小粒子状物質については、年間にわたる測定結果による長期的評価(年平均値)と、測定を行った日または時間の測定結果による短期的評価(日平均値の年間 98%値)により基準達成状況を判断する。二酸化窒素の環境基準達成状況については、日平均値の年間 98%値で判断する。

表 3.2.1-5 影響想定地域周辺の一般環境大気測定項目(事業関連項目)[1)2)]

地点番号/市		測定局	測定項目			
			二酸化硫黄	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質(PM2.5)
①	札幌市	センター局	○	○	○	—
②	札幌市	厚別局	—	○	—	○
③	札幌市	清田局	—	—	—	○
④	札幌市	北白石局	—	○	—	○
⑤	札幌市	東局	—	○	—	—
⑥	札幌市	東月寒局	○	○	—	—
⑦	北広島市	西の里	○	—	—	—
⑧	北広島市	共栄	○	—	—	—

※1 測定局の番号は図 3.2.1-6 の番号に対応している。
※2 測定項目における「○」は常時連続測定を実施し、「—」は測定していない項目を示す。
※3 日平均値の 2%除外値とは、1 年間に得られた 1 日平均値を整理し、高い値の方から 2%の範囲にある値を除外した 1 日平均値の最高値である。
※4 日平均値の年間 98%値とは、1 年間に得られた 1 日平均値を整理し、低い値の方から 98%に相当する値である。

1) 札幌市環境局環境都市推進部「環境白書」(令和元年度～令和 6 年度)
2) 北広島市市民環境部「北広島市のかんきょう」(令和元年度～令和 5 年度)

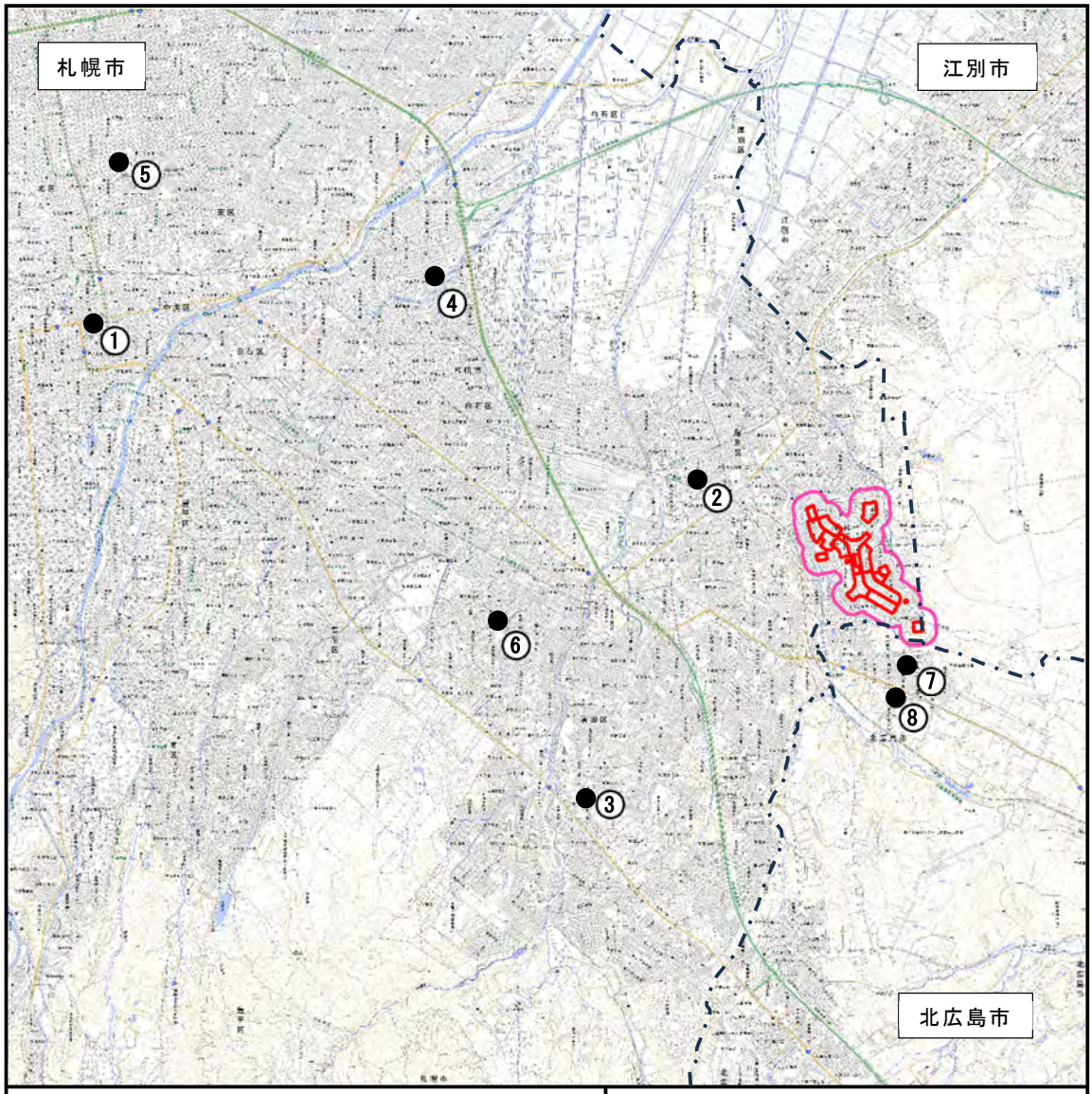

凡　例	
	事業実施想定区域
	区界
	影響想定地域（最大２００ｍ）
●	一般環境大気測定地点
①	センター局
②	厚別局
③	清田局
④	北白石局
⑤	東局
⑥	東月寒局
⑦	西の里
⑧	共栄

※1 地点番号は本文中の表 3.2.1-5 に対応している。

図 3.2.1-6

一般環境大気汚染測定地点

※　国土地理院発行の電子地形図 25,000（オンデマンド版）の地形図(令和 2 年 11 月 17 日発行)を使用したものである。

1:100,000

0　2,500　5,000m

1）札幌市環境局環境都市推進部「環境白書」（令和元年度～令和 6 年度）
2）北広島市市民環境部「北広島市のかんきょう」（令和元年度～令和 5 年度）

表 3.2.1-6　センター局（一般環境大気測定局）における大気質測定結果 1)

項目 測定局及び 年度	①センター測定局(中央区北１条西２丁目)								
	二酸化硫黄(ppm)			二酸化窒素(ppm)			浮遊粒子状物質(μg/m³)		
	年平均値	長期的評価 日平均値の2%除外値	短期的評価 1時間値の最高値	年平均値	長期的評価 日平均値の年間98%値	短期的評価 1時間値の最高値	年平均値	長期的評価 日平均値の2%除外値	短期的評価 1時間値の最高値
環境基準	―	0.04以下	0.1以下	―	0.06以下	0.1以下	―	0.1以下	0.2以下
令和元年度	0.001	0.003 (○)	0.016 (○)	0.014	0.034 (○)	0.078 (○)	0.010	0.024 (○)	0.054 (○)
令和２年度	0.001	0.003 (○)	0.011 (○)	0.012	0.031 (○)	0.069 (○)	0.009	0.023 (○)	0.087 (○)
令和３年度	0.001	0.004 (○)	0.011 (○)	―	―	―	0.009	0.022 (○)	0.097 (○)
令和４年度	0.001	0.001 (○)	0.011 (○)	―	―	―	0.009	0.023 (○)	0.045 (○)
令和５年度	0.001	0.002 (○)	0.013 (○)	―	―	―	0.009	0.022 (○)	0.071 (○)

※1 「(○)」は環境基準を達成している値を示し、「―」は測定を実施していない年度を表す。

表 3.2.1-7　厚別局(一般環境大気測定局)における大気質測定結果 1)

測定局及び項目 年度	②厚別測定局(厚別区厚別中央４条３丁目)				
	二酸化窒素(ppm)			微小粒子状物質(PM2.5)(μg/m³)	
	年平均値	長期的評価 日平均値の年間98%値	短期的評価 1時間値の最高値	年平均値	長期的評価 日平均値の98%値
環境基準	―	0.06以下	0.1以下	15以下	35以下
令和元年度	0.011	0.03 (○)	0.078(○)	5.3(○)	13.3(○)
令和２年度	0.011	0.032(○)	0.069(○)	4.9(○)	14.4(○)
令和３年度	0.011	0.034(○)	0.083(○)	4.7(○)	11.3(○)
令和４年度	0.011	0.03 (○)	0.097(○)	5.3(○)	14.2(○)
令和５年度	0.010	0.028(○)	0.076(○)	5.3(○)	13.7(○)

※1 「(○)」は環境基準を達成している値を示す。

表 3.2.1-8　清田局(一般環境大気測定局)における大気質測定結果 1)

測定局及び項目 年度	③清田測定局(清田区平岡１条１丁目)	
	微小粒子状物質(PM2.5)(μg/m³)	
	年平均値	長期的評価 日平均値の98%値
環境基準	15以下	35以下
令和元年度	―	―
令和２年度	5.9(○)	16.1(○)
令和３年度	5.9(○)	13.2(○)
令和４年度	6.6(○)	15.4(○)
令和５年度	6.3(○)	16.2(○)

※1 「(○)」は環境基準を達成している値を示し、「―」は測定を実施していない年度を表す。

1) 札幌市環境局環境都市推進部「札幌市の環境-大気・水質・騒音等データ集-」(令和元年度～令和５年度)

表 3.2.1-9　北白石局(一般環境大気測定局)における大気質測定結果 1)

測定局及び項目 / 年度	④北白石観測局(白石区菊水元町８条３丁目)	
	微小粒子状物質(PM2.5)(μg/m³)	
	年平均値	長期的評価
		日平均値の 98%値
環境基準	15 以下	35 以下
令和元年度	―	―
令和２年度	―	―
令和３年度	5.9(○)	14.2(○)
令和４年度	6.6(○)	16.1(○)
令和５年度	6.1(○)	15.0(○)

※1 「(○)」は環境基準を達成している値を示し、「―」は測定を実施していない年度を表す。

表 3.2.1-10　東局（一般環境大気測定局）における大気質測定結果 1)

測定局及び項目 / 年度	⑤東測定局(北 18 条東５丁目)		
	二酸化窒素(ppm)		
	年平均値	長期的評価	短期的評価
		日平均値の年間 98%値	１時間値の最高値
環境基準	―	0.06 以下	0.1 以下
令和元年度	0.012	0.035(○)	0.089(○)
令和２年度	―	―	―
令和３年度	―	―	―
令和４年度	―	―	―
令和５年度	―	―	―

※1 「(○)」は環境基準を達成している値を示し、「―」は測定を実施していない年度を表す。

表 3.2.1-11　東月寒測定局（一般環境大気測定局）における大気質測定結果 1)

測定局及び項目 / 年度	⑥東月寒測定局(月寒東４条 18 丁目)					
	二酸化硫黄(ppm)			二酸化窒素(ppm)		
	年平均値	長期的評価	短期的評価	年平均値	長期的評価	短期的評価
		日平均値の 2%除外値	１時間値の最高値		日平均値の年間 98%値	１時間値の最高値
環境基準	―	0.04 以下	0.1 以下	―	0.06 以下	0.1 以下
令和元年度	0.000	0.003	0.014	0.009	0.030(○)	0.070(○)
令和２年度	0.000	0.002	0.007	―	―	―
令和３年度	0.000	0.001	0.005	―	―	―
令和４年度	0.000	0.002	0.007	―	―	―
令和５年度	0.000	0.002	0.012	―	―	―

※1 「(○)」は環境基準を達成している値を示し、「―」は測定を実施していない年度を表す。

1) 札幌市環境局環境都市推進部「札幌市の環境-大気・水質・騒音等データ集-」（令和元年度～令和５年度）

表 3.2.1-12　北広島市内の一般環境大気測定項目(事業関連項目)[1)]

測定局及び項目 / 年度	測定地点	
	硫黄酸化物（単位：SO_3mg/100cm^2/日）	
	⑦西の里	⑧共栄
	年平均値	年平均値
令和元年度	0.31	0.40
令和２年度	0.04	0.12
令和３年度	0.05	0.06
令和４年度	0.02	0.02
令和５年度	0.03	0.04

※1 北広島市が実施している測定は、環境基準での測定方法と異なるため単純な比較は不可能である。
※2 「)」は一部欠測期間がある年平均値を示す。

表 3.2.1-13　二酸化鉛法による「いおう酸化物汚染度の判定標準」[1)]

汚染度	SO_3mg/100cm^2/日の値	評価
汚染第１度	0.5 以上 1.0 未満	軽微な汚染
汚染第２度	1.0 以上 2.0 未満	普通度の汚染
汚染第３度	2.0 以上 3.0 未満	中等度の汚染
汚染第４度	3.0 以上 4.0 未満	やや高度の汚染
汚染第５度	4.0 以上	高度の汚染

1) 北広島市市民環境部「北広島市のかんきょう」（令和元年度～令和５年度）

③ 騒音

A 騒音の状況

(A) 一般環境騒音

影響想定地域において、一般環境における環境騒音レベルの測定結果に係る資料は公表されていない[1)2)3)]。

(B) 自動車騒音

自動車騒音レベルについて、影響想定地域周辺において測定された令和 5 年度の測定結果を表 3.2.1-14 に示す。札幌市及び北広島市では、騒音規制法に基づき自動車騒音に係る要請限度を設定している。いずれの測定値も、道路に面する地域の要請限度に適合している[1)3)4)5)]。

また、環境基準の達成状況については図 3.2.1-7 に示すとおり、おおむね高い達成率にある。

表 3.2.1-14 自動車騒音レベル測定結果(令和 5 年度)[1)3)4)5)]

地点番号	路線名	評価区間	測定地点	車線数	等価騒音レベル L Aeq(dB)		要請限度 L Aeq(dB)	
					昼間	夜間	昼間	夜間
①	厚別東通	北広島市 虹ヶ丘１丁目 ～ 北広島市 虹ヶ丘７丁目	北広島市 虹ヶ丘６丁目８	4	66.0(○)	59.0(○)	75.0	70.0
②	国道 274 号	北広島市 虹ヶ丘８丁目１ ～ 北広島市西の里	北広島市 西の里北１丁目２	4	69.0(○)	65.0(○)	75.0	70.0
③	国道 12 号	札幌市厚別区 大谷地東１丁目 ～ 札幌市厚別区 中央３条５丁目	札幌市厚別区 厚別中央２条 ２丁目	4	69.5(○)	64.1(○)	70.0	65.0

※1 「(○)」は要請限度及び環境基準を達成している値を示す。

1) 札幌市環境局環境都市推進部「札幌市の環境-大気・水質・騒音等データ集-」(令和 5 年度)
2) 江別市環境室環境課「えべつの環境」(令和 6 年度)
3) 北広島市市民環境部「北広島市のかんきょう」(令和 6 年度)
4) 環境省「令和 5 年度騒音規制法等施行状況調査報告書」(令和 7 年 3 月)
5) 札幌市環境局環境都市推進部「道路交通振動測定結果(令和5年度～令和6年度)」(令和 7 年 12 月 1 日現在)

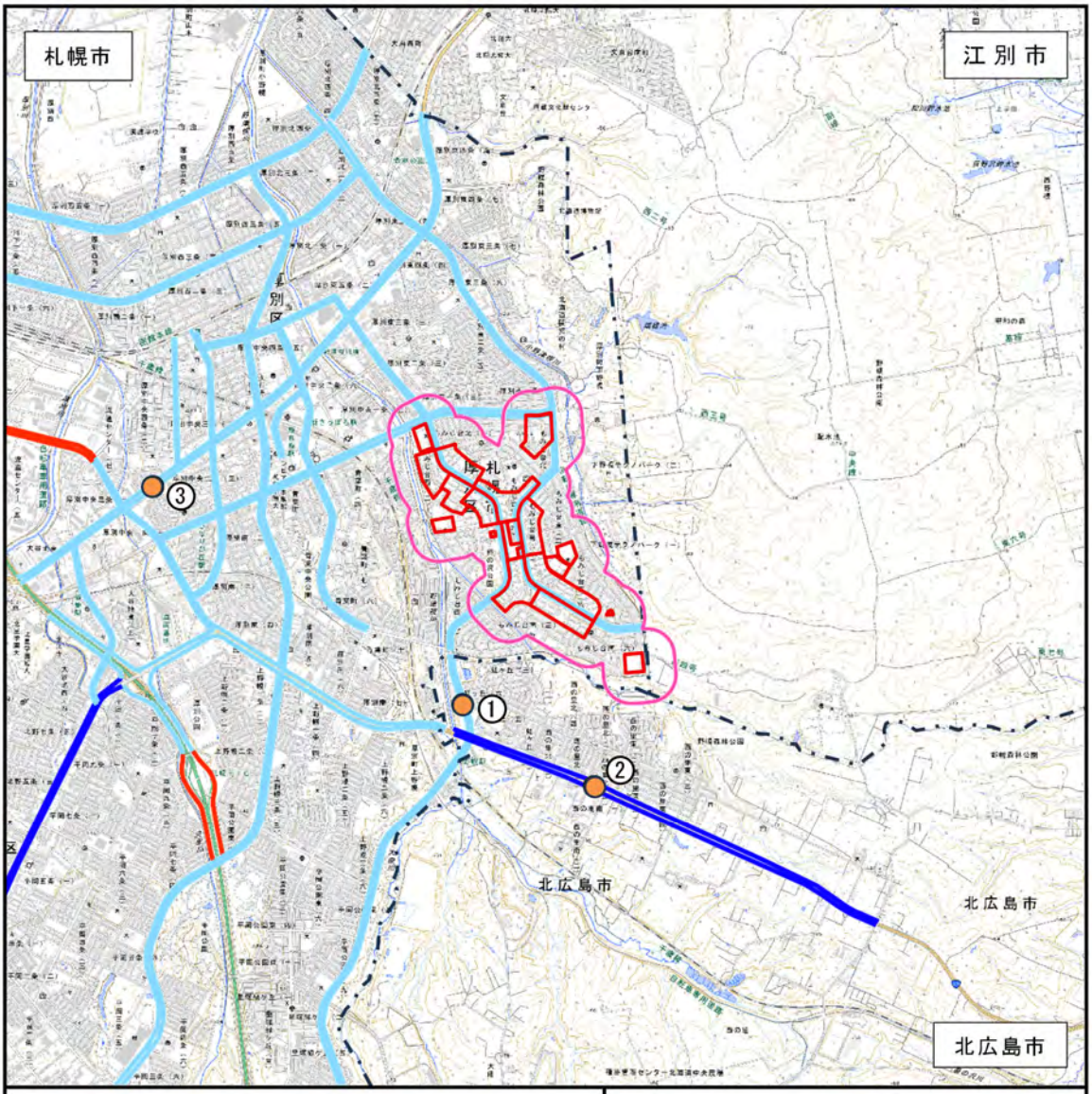

凡　例	
	事業実施想定区域
	市町村界
	影響想定地域（最大２００ｍ）
	環境基準達成状況　６０％以上
	環境基準達成状況　６０－８０％
	環境基準達成状況　８０－９５％
	環境基準達成状況　９５－１００％
	自動車騒音レベル測定地点
①	北広島市虹ヶ丘６丁目８
②	北広島市西の里北１丁目２
③	札幌市厚別区厚別中央２条２丁目

※1 地点番号は本文中の表 3.2.1-14 に対応している。

図 3.2.1-7

騒音測定地点と環境基準達成状況

※　国土地理院発行の電子地形図 25,000（オンデマンド版）の地形図(令和２年 11 月 17 日発行)を使用したものである。

N

1:50,000

0　1,000　2,000m

1)　国立環境研究所「自動車騒音の常時監視結果 Light 版　騒音測定結果と環境基準達成状況」
（令和７年 12 月現在）

④ 低周波音(超低周波音を含む)

A 低周波音(超低周波音を含む)

影響想定地域において、低周波音(超低周波音を含む)の測定結果に係る資料は公表されていない[1)2)3)]。

⑤振動

A 一般環境振動

影響想定地域において、一般環境振動の測定結果に係る資料は公表されていない。

B 道路交通振動

道路交通振動について、影響想定地域周辺において測定された令和 5 年度及び令和 6 年度の測定結果を表 3.2.1-15 に示す。札幌市では、振動規制法に基づき道路交通振動に係る要請限度を設定している。いずれの測定値も、道路に面する地域の要請限度に適合している[4)]。

表 3.2.1-15 札幌市の道路交通振動測定結果[4)]

年度	路線名	測定地点 住所	用途地域	測定値 dB(デシベル)		要請限度 dB(デシベル)	
				昼間	夜間	昼間	夜間
令和 5 年度	一般国道 12 号	厚別区 厚別中央 2 条 2 丁目	近隣商業地域	42(○)	36(○)	70 以下	65 以下
令和 6 年度	道央自動車道	清田区平岡 8 条 4 丁目	第一種低層 住居専用地域	47(○)	45(○)	65 以下	60 以下

※1「(○)」は要請限度を達成している値を示す。
※2 測定値は振動レベルの 80 パーセントレンジ上端値(Lv10)である。

1) 札幌市環境局環境都市推進部「環境白書」
2) 江別市環境室環境課「えべつの環境」
3) 北広島市市民環境部「北広島市のかんきょう」
4) 札幌市環境局環境都市推進部「道路交通振動測定結果(令和 5 年度～令和 6 年度)」

(令和 7 年 12 月 1 日現在)

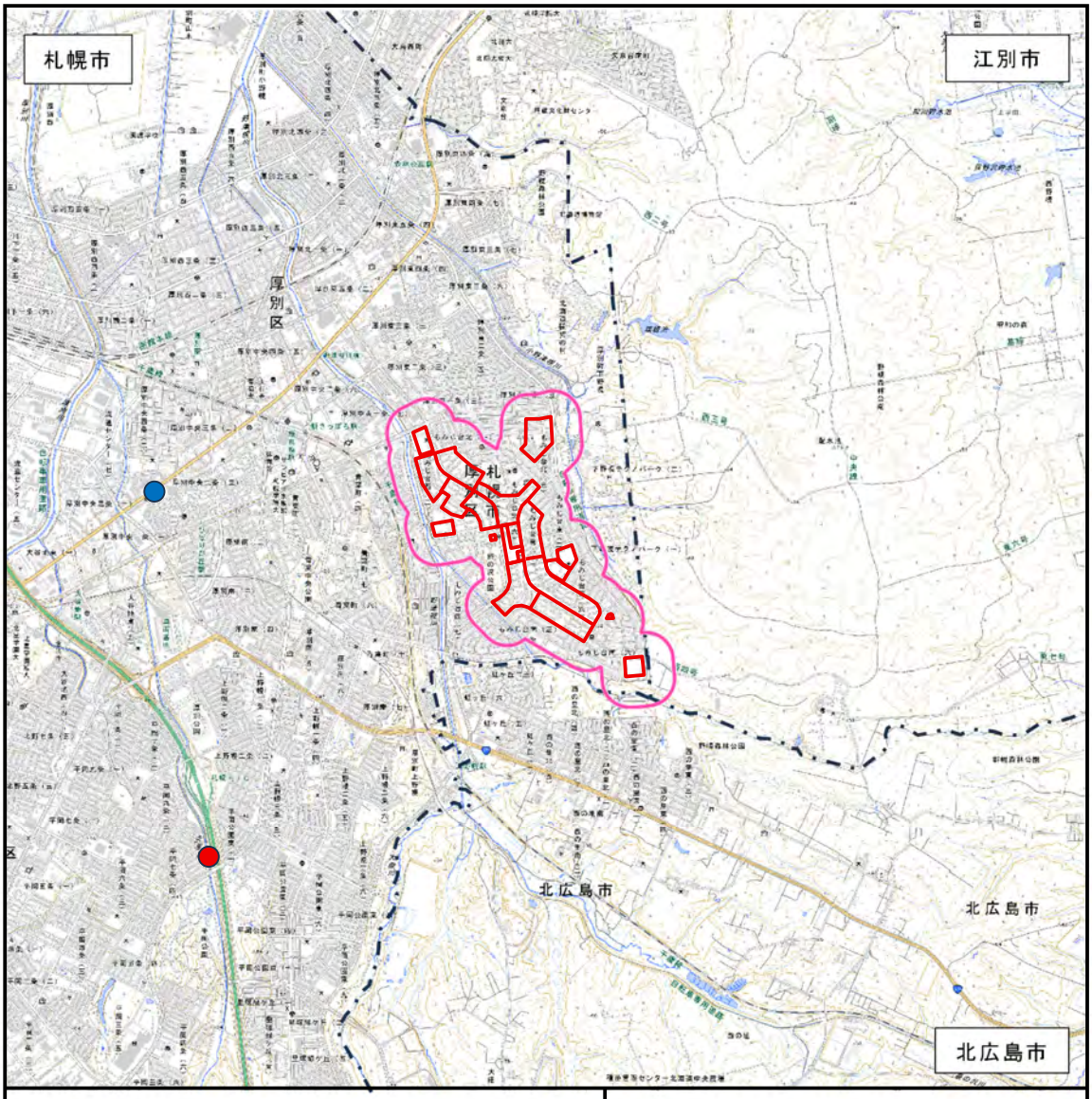

凡　例	
	事業実施想定区域
	市町村界
	影響想定地域（最大２００ｍ）
	一般国道１２号 厚別区厚別中央２条２丁目（R5）
	道央自動車道測定地点 清田区平岡８条４丁目（R6）

図 3.2.1-8

道路交通振動測定地点

※　国土地理院発行の電子地形図 25,000（オンデマンド版）の地形図(令和２年 11 月 17 日発行)を使用したものである。

N

1:50,000

0　1,000　2,000m

1)　札幌市環境局環境都市推進部「道路交通振動測定結果(令和５年度～令和６年度)」
（令和７年 12 月 16 日現在）

⑥悪臭

Ａ 悪臭の状況

影響想定地域において、悪臭の測定結果に係る資料は公表されていない[1)2)3)]。

1) 札幌市環境局環境都市推進部「環境白書」
2) 江別市環境室環境課「えべつの環境」
3) 北広島市市民環境部「北広島市のかんきょう」

(3) 水に係る環境の状況

① 水象

A 河川の分布状況

事業実施想定区域の周辺には、表 3.2.1-16 及び図 3.2.1-9 に示す石狩川水系の河川があり、石狩川は石狩湾に注いでいる。[1)2)]

事業実施想定区域は、石狩川水系厚別川支流野津幌川流域に位置している。

河川水質に係る環境基準の類型は表 3.2.1-16 のとおりで、厚別川は函館本線鉄橋（厚別鉄北橋）から上流は A 類型、下流は B 類型に指定されている。[3)]

また、野津幌川は函館本線鉄橋から上流及び下流ともに、B 類型に指定されている。

なお、地点番号③～⑦の河川は野津幌川支流、⑧及び⑨の河川は厚別川支流である。これらの河川において、環境基準類型は指定されていない。

表 3.2.1-16 事業実施想定区域周辺の主な河川[1)2)3)]

水系名	地点番号	河川名	流域面積 (m^2)	流路延長 (m)	水質汚染に係る環境基準の類型指定
石狩川	①	厚別川	190.7	41.7	厚別鉄北橋から上流:A 類型 厚別鉄北橋から下流:B 類型
	②	野津幌川	43.6	13.4	函館本線鉄橋から上流:B 類型 函館本線鉄橋から下流:B 類型
	③	小野津幌川	10.4	7.0	-
	④	熊の沢川	3.6	4.0	-
	⑤	大曲川	6.2	9.0	-
	⑥	立花川	2.8	4.0	-
	⑦	農場川	2.0	3.0	-
	⑧	二里川	2.9	5.6	-
	⑨	三里川	12.3	9.8	-

※1 地点番号は、図 3.2.1-9 に対応している。
※2 生活環境の基準(環境基準)については利水目的に応じて水域を区切り、AA,A,B,C,D,E の 6 つの類型を設けている。各公共水域に水域類型のあてはめを行うことにより、当該水域の基準値を具体的に示している。
※3 A 類型は水道 2 級及び水産 1 級程度の利用目的に適応した水質を示す。
※4 B 類型は水道 3 級及び水産 2 級程度の利用目的に適応した水質を示す。

1) 国土交通省北海道開発局札幌開発建設部「札幌河川事務所　管内マップと河川の紹介」（令和 7 年 12 月 18 日現在）
2) 北海道「北海道河川一覧(河川台帳 1000 番水系・札幌)」
3) 札幌市「水質汚濁に係る環境基準-札幌市内河川の水域類型状況」（令和 7 年 12 月 18 日現在）

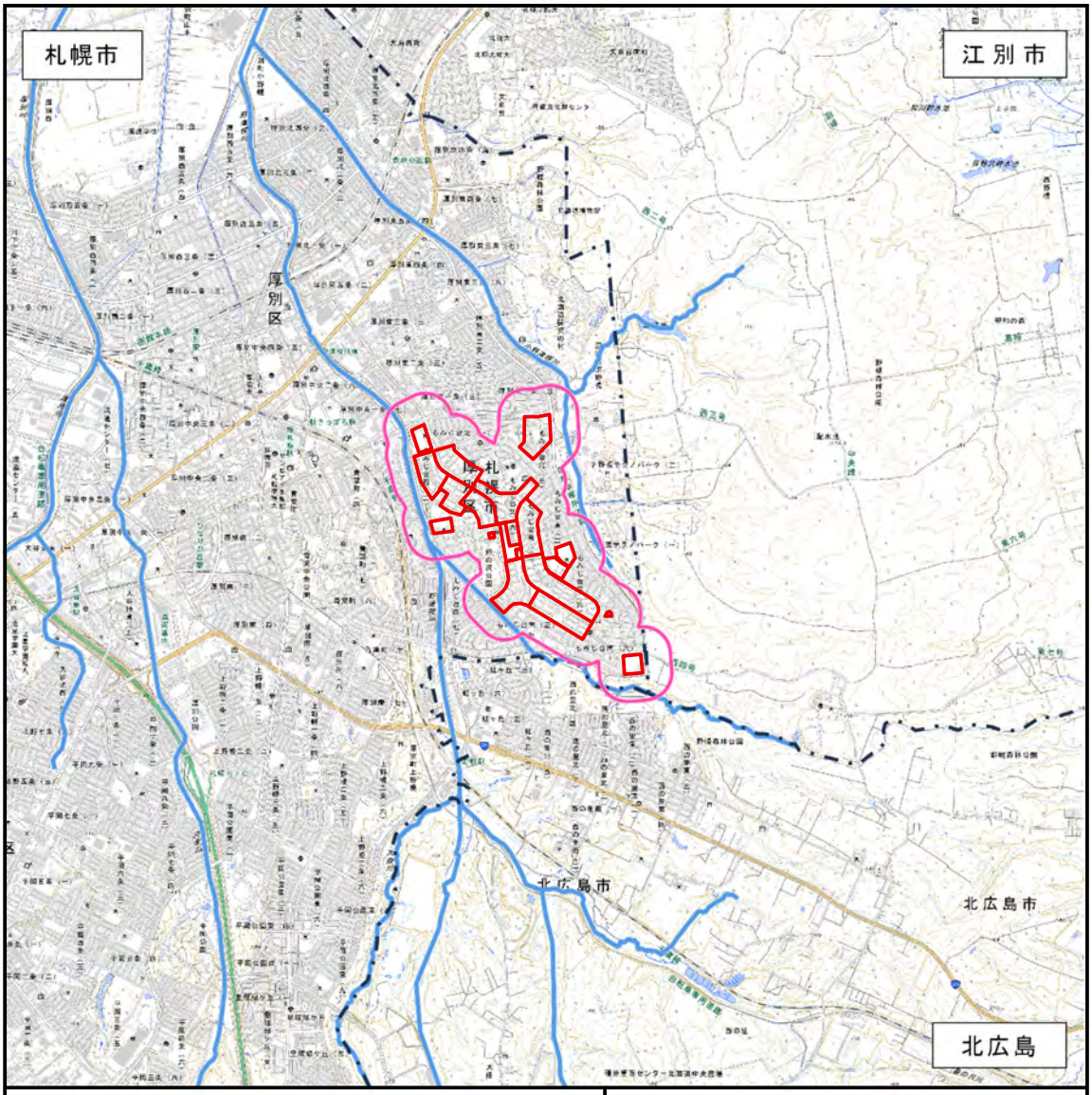

凡　例			
	事業実施想定区域		
	市町村界		
	影響想定地域（最大２００ｍ）		
	河川		
	流向		
①	厚別川	②	野津幌川
③	小野津幌川	④	熊の沢川
⑤	大曲川	⑥	立花川
⑦	農場川	⑧	二里川
⑨	三里川		

図 3.2.1-9

河川の状況

※　国土地理院発行の電子地形図 25,000（オンデマンド版）の地形図(令和２年 11 月 17 日発行)を使用したものである。

N

1:50,000

0　1,000　2,000m

1）国土交通省北海道開発局札幌開発建設部「札幌河川事務所　管内マップと河川の紹介」
（令和７年 12 月 18 日現在）

2）北海道「北海道河川一覧(河川台帳 1000 番水系・札幌)」より作図

B 流量の状況

厚別川の流量については、角山橋において国土交通省河川局による観測が行われている。[1)]

過去 3 年間(令和 3 年～令和 5 年)の流量観測結果を表 3.2.1-17 に、また、流量観測地点を図 3.2.1-11 に示した[1)]。雪解け時期に流量が増加し、夏冬は流量が低下する傾向にある。

また、角山橋における過去 10 年間の平均渇水流量は約 3.58m³/s、平均低水流量は約 2.93m³/s である。

表 3.2.1-17 厚別川(角山橋)の流量測定結果[1)]

観測月＼測定地点年度	厚別川(単位 m³/s)		
	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
1 月	3.51	4.27	3.77
2 月	4.30	3.83	2.97
3 月	8.54	5.13	5.37
4 月	12.04	6.90	6.50
5 月	8.14	5.31	3.79
6 月	5.30	5.01	3.65
7 月	4.10	4.49	3.52
8 月	4.44	11.75	3.92
9 月	2.99	5.39	7.49
10 月	2.65	4.12	6.97
11 月	6.19	4.67	8.41
12 月	4.82	4.12	3.86
最小値	2.65	3.83	2.97
最大値	12.04	11.75	8.41
年平均	5.59	5.42	5.02

1) 国土交通省「水文水質データベース」(令和 7 年 12 月 19 日現在)

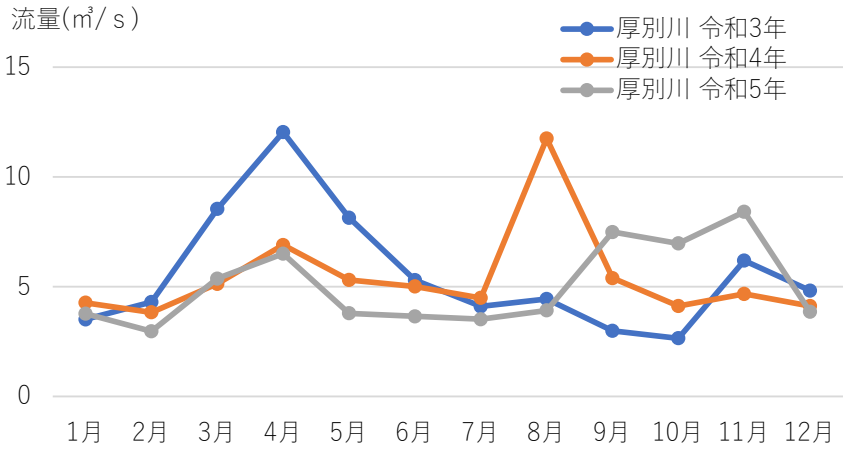

図 3.2.1-10　厚別川の月別流量（過去 3 年）[1)]

1）国土交通省「水文水質データベース」（令和 7 年 12 月 19 日現在）

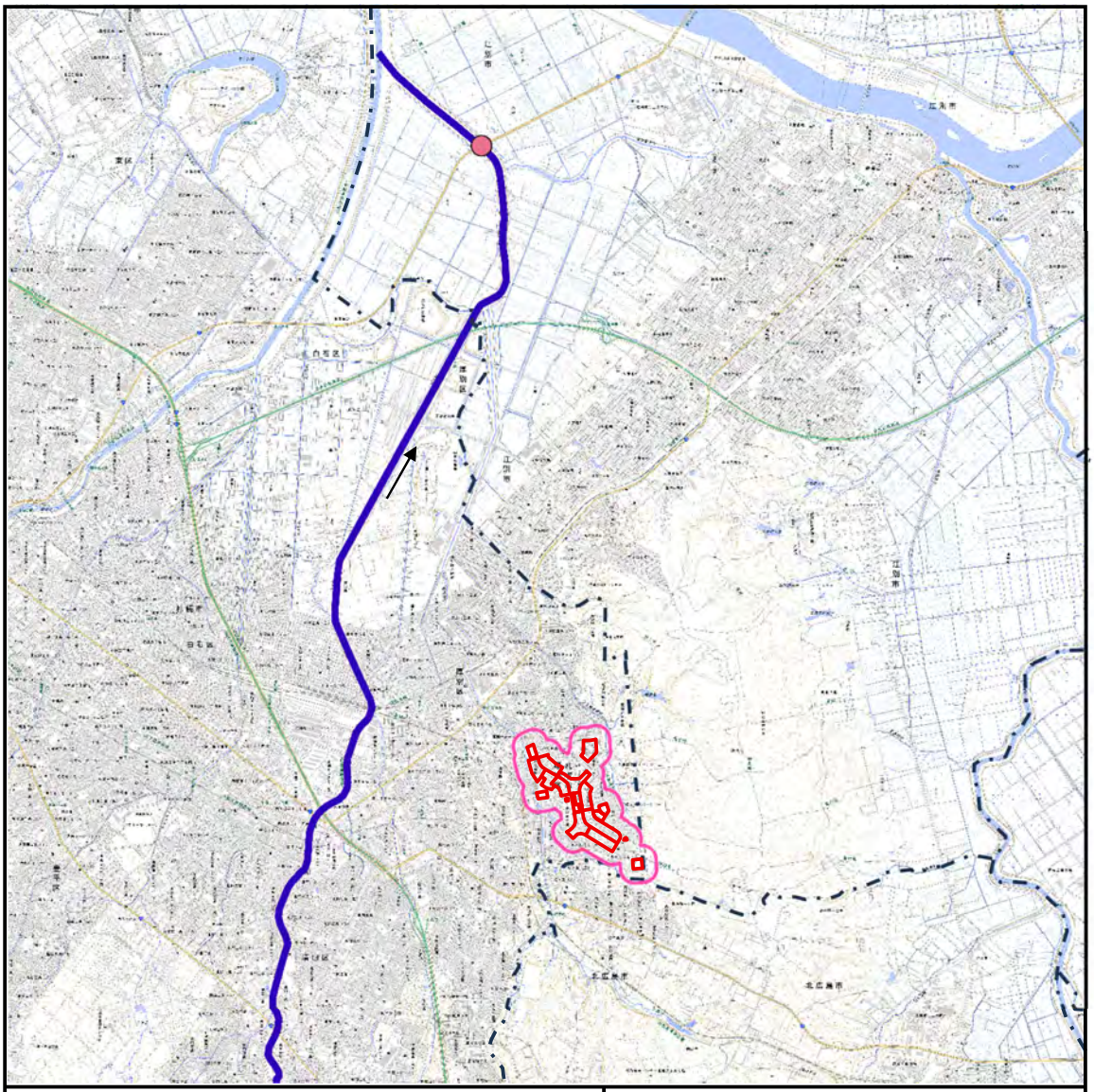

凡　例	
	事業実施想定区域
	市町村界
	影響想定地域（最大２００ｍ）
	流向
	厚別川
	角山橋流量測定地点

図 3.2.1-11

厚別川の流量観測地点

※　国土地理院発行の電子地形図 25,000（オンデマンド版）の地形図(令和 2 年 11 月 17 日発行)を使用したものである。

N

1:100,000

0　2,500　5,000m

1）国土交通省「水文水質データベース」(令和 7 年 12 月 19 日現在)より作図

② 水質

A 水質汚濁の状況(底質含む)

(A) 河川水質

a 環境基準項目

札幌市では、石狩川水系における河川の水質を測定している。[1)]

過去 5 年間(令和元年度～令和 5 年度)における生活環境の保全項目の水質測定結果を表 3.2.1-18(1)及び表 3.2.1-18(2)に、人の健康の保護に関する項目の水質観測結果を表 3.2.1-19(1)及び表 3.2.1-19(2)に示す。

生活環境の保全に関する項目では、厚別川の大腸菌群数(大腸菌数)が環境基準を未達成の傾向にあったが、令和 5 年度には環境基準 A 類型、B 類型とも達成している。野津幌川については、大腸菌群数(大腸菌数)の環境基準はおおむね達成しているものの、令和 5 年度に環境基準値の 2 倍以上の平均値が観測されている。

人の健康の保護に関する項目については、厚別川及び野津幌川とも全ての項目が環境基準を満足している。

水質観測地点は、厚別川では厚別鉄北橋、野津幌川では水恋橋であり、観測地点の位置を図 3.2.1-12 に示す。

1) 札幌市環境局環境都市推進部「札幌市の環境-大気・水質・騒音等データ集-」(令和元年～令和 5 年)

表 3.2.1-18(1)　河川の水質測定結果(生活環境項目)の推移－厚別川－ [1)]

生活環境項目	単位	環境基準(A)	環境基準(B)	測定地点 / 年度 / 表示値	厚別川［環境基準 A 類型(上流)・B 類型(下流)］ 厚別鉄北橋 R1	R2	R3	R4	R5
PH	－	6.5 ～ 8.5	6.5 ～ 8.5	最小	7.5	7.3	7.2	7.1	7.3
				最大	7.9	8.0	8.2	8.0	8.2
溶存酸素量(DO)	mg/L	7.5 mg/L 以上	5 mg/L 以上	m/n	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12
				最小	9.3	8.0	9.6	8.4	9.0
				最大	14.0	15.0	14.0	15.0	14.0
				平均値	12.0	11.0	12.0	12.0	12.0
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	2 mg/L 以下	3 mg/L 以下	m/n	0/12	0/12	0/12	1/12	0/12
				最小	〈0.5	0.7	0.7	1.0	0.5
				最大	1.4	2.0	1.9	**4.1**	2.0
				75%値	0.8	1.7	1.6	1.9	1.6
浮遊物質量(SS)	mg/L	25 mg/L 以下	25 mg/L 以下	m/n	2/12	0/12	0/12	1/12	0/12
				最小	1	〈1	〈1	〈1	〈1
				最大	**55**	3	6	**64**	6
				平均値	12	1	3	8	2
大腸菌群数	MPN /100 mL	1,000MPN /100mL 以下	5,000MPN /100mL 以下	m/n	8/12	2/12	2/12	－	－
				最小	110	33	23	－	－
				最大	**13,000**	**2,400**	**2,400**	－	－
				平均値	**4,000**	720	510	－	－
大腸菌数	CFU /100 mL	300CFU /100mL 以下	1,000CFU /100mL 以下	m/n	－	－	－	3/12	0/12
				最小	－	－	－	4	〈1
				最大	－	－	－	**1,600**	290
				平均値	－	－	－	**1,500**	220
全窒素	mg/L	－	－	m/n	－/1	－/1	－/1	－/1	－/1
				平均値	0.63	1.50	1.00	1.30	2.60
全りん	mg/L	－	－	m/n	－/1	－/1	－/1	－/1	－/1
				平均値	0.15	0.37	0.07	0.15	0.051

※1 表中の m/n は、環境基準に適合しない検体数/総検体数を示す。
※2 BOD75%値は日間平均値の 75%値を示す。この値は、n 個の日間平均値の小さいものから順に並べた時に(0.75×n)番目にくる数値のことであり、環境基準に対する適合性はこの値をもって判断する。
※3 表中の SS における〈は定量下限値未満であることを示す。
※4 水質の監視項目である「大腸菌群数」は、2022 年(令和 4 年)より「大腸菌数」に変更された。

1) 札幌市環境局環境都市推進部「札幌市の環境-大気・水質・騒音等データ集-」(令和元年～令和 5 年)

表 3.2.1-18(2)　河川の水質測定結果(生活環境項目)の推移－野津幌川－[1)]

生活環境項目	単位	環境基準(B)	測定地点 ＼ 年度 表示値	野津幌川［環境基準 B 類型］ 水恋橋				
				R1	R2	R3	R4	R5
PH	－	6.5 ～ 8.5	最小	7.6	7.2	6.8	7.2	7.2
			最大	7.9	8.0	8.0	7.8	7.8
溶存酸素量 (DO)	mg/L	5 mg/L 以上	m/n	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12
			最小	8.7	8.0	8.0	8.2	8.6
			最大	14.0	15.0	14.0	14.0	13.0
			平均値	11.0	11.0	10.0	12.0	11.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	3 mg/L 以下	m/n	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12
			最小	0.6	0.8	0.9	1.1	0.8
			最大	2.7	2.9	2.5	2.9	2.9
			75%値	0.9	2.6	1.7	2.4	2.0
浮遊物質量 (SS)	mg/L	25 mg/L 以下	m/n	0/12	0/12	0/12	1/12	0/12
			最小	2	〈1	1	〈1	1
			最大	14	10	9	86	11
			平均値	5	2	3	12	3
大腸菌群数	MPN /100mL	5,000MPN /100mL 以下	m/n	0/12	0/12	1/12	－	－
			最小	170	27	130	－	－
			最大	3,500	2,400	**16,000**	－	－
			平均値	1,400	1,000	1,800	－	－
大腸菌数	CFU /100mL	1,000CFU /100mL 以下	m/n	－	－	－	1/12	0/12
			最小	－	－	－	14	8
			最大	－	－	－	**1,600**	**7,400**
			平均値	－	－	－	670	**2,400**
全窒素	mg/L	－	m/n	－/1	－/1	－/1	－/1	－/1
			平均値	1.2	2.2	1.5	2.0	2.3
全りん	mg/L	－	m/n	－/1	－/1	－/1	－/1	－/1
			平均値	0.100	0.063	0.061	0.078	0.067

※1 表中の m/n は、環境基準に適合しない検体数/総検体数を示す。
※2 BOD75%値は日間平均値の 75%値を示す。この値は、n 個の日間平均値の小さいものから順に並べた時に(0.75×n)番目にくる数値のことであり、環境基準に対する適合性はこの値をもって判断する。
※3 表中の SS における〈は定量下限値未満であることを示す。
※4 水質の監視項目である「大腸菌群数」は、2022 年(令和 4 年)より「大腸菌数」に変更された。

1) 札幌市環境局環境都市推進部「札幌市の環境-大気・水質・騒音等データ集-」(令和元年～令和 5 年)

表 3.2.1-19(1)　河川の水質測定結果（健康項目）の推移-厚別川-(1/2)[1)]

人の健康に係る項目	単位	環境基準	調査年度 / 表示値	厚別鉄北橋				
				R1	R2	R3	R4	R5
カドミウム	mg/L	0.003以下	n/m	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
			最大値	〈0.0003	〈0.0003	〈0.0003	〈0.0003	〈0.0003
全シアン	mg/L	検出されないこと	n/m	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
			最大値	〈0.1	〈0.1	〈0.1	〈0.1	〈0.1
鉛	mg/L	0.01以下	n/m	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
			最大値	〈0.005	〈0.005	〈0.005	〈0.005	〈0.005
六価クロム	mg/L	0.01以下	n/m	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
			最大値	〈0.02	〈0.02	〈0.02	〈0.02	〈0.01
砒素	mg/L	0.01以下	n/m	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
			最大値	0.001	0.002	0.002	0.002	0.003
総水銀	mg/L	0.0005以下	n/m	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
			最大値	〈0.0005	〈0.0005	〈0.0005	〈0.0005	〈0.0005
PCB	mg/L	検出されないこと	n/m	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
			最大値	〈0.0005	〈0.0005	〈0.0005	〈0.0005	〈0.0005
ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	n/m	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
			最大値	〈0.002	〈0.002	〈0.002	〈0.002	〈0.002
四塩化炭素	mg/L	0.002以下	n/m	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
			最大値	〈0.0002	〈0.0002	〈0.0002	〈0.0002	〈0.0002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	n/m	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
			最大値	〈0.0004	〈0.0004	〈0.0004	〈0.0004	〈0.0004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	n/m	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
			最大値	〈0.01	〈0.01	〈0.01	〈0.01	〈0.01
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	n/m	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
			最大値	〈0.004	〈0.004	〈0.004	〈0.004	〈0.004
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	n/m	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
			最大値	〈0.001	〈0.001	〈0.001	〈0.001	〈0.001
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	n/m	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
			最大値	〈0.0006	〈0.0006	〈0.0006	〈0.0006	〈0.0006
トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	n/m	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
			最大値	〈0.001	〈0.001	〈0.001	〈0.001	〈0.001
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	n/m	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
			最大値	〈0.0005	〈0.0005	〈0.0005	〈0.0005	〈0.0005
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	n/m	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
			最大値	〈0.0002	〈0.0002	〈0.0002	〈0.0002	〈0.0002
チウラム	mg/L	0.006以下	n/m	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
			最大値	〈0.0006	〈0.0006	〈0.0006	〈0.0006	〈0.0006
シマジン	mg/L	0.003以下	n/m	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
			最大値	〈0.0003	〈0.0003	〈0.0003	〈0.0003	〈0.0003
チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	n/m	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
			最大値	〈0.002	〈0.002	〈0.002	〈0.002	〈0.002
ベンゼン	mg/L	0.01以下	n/m	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
			最大値	〈0.001	〈0.001	〈0.001	〈0.001	〈0.001
セレン	mg/L	0.01以下	n/m	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
			最大値	〈0.001	〈0.001	〈0.001	〈0.001	〈0.001
硝酸亜硝酸性窒素	mg/L	10以下	n/m	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
			最大値	1.00	0.75	0.60	0.59	0.56

1）札幌市環境局環境都市推進部「札幌市の環境-大気・水質・騒音等データ集-」（令和元年～令和５年）

表 3.2.1-19(1)　河川の水質測定結果(健康項目)の推移-厚別川-(1/2)[1)]

人の健康に係る項目	単位	環境基準	調査年度／表示値	厚別鉄北橋				
				R1	R2	R3	R4	R5
ふっ素	mg/L	0.8 以下	m/n	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
			最大値	〈0.1	〈0.1	〈0.1	〈0.1	〈0.1
ほう素	mg/L	1 以下	m/n	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
			最大値	0.03	0.04	0.04	0.05	0.06
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 以下	m/n	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
			最大値	〈0.005	〈0.005	〈0.005	〈0.005	〈0.005

※1 表中上段 m/n は、環境基準に適合しない検体数/総検体数を示す
※2 アルキル水銀は、総水銀が検出されていない場合測定しない。
※3 表中「く」は定量下限値未満であることを示す。

1) 札幌市環境局環境都市推進部「札幌市の環境-大気・水質・騒音等データ集-」(令和元年～令和 5 年)

表 3.2.1-19(2)　河川の水質測定結果（健康項目）の推移-野津幌川-(1/2)[1)]

人の健康に係る項目	単位	環境基準	調査年度／表示値	水恋橋				
				R1	R2	R3	R4	R5
カドミウム	mg/L	0.003以下	m/n	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
			最大値	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	mg/L	検出されないこと	m/n	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
			最大値	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
鉛	mg/L	0.01以下	m/n	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
			最大値	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	mg/L	0.02以下	m/n	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
			最大値	<0.01	<0.02	<0.02	<0.02	<0.01
砒素	mg/L	0.01以下	m/n	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
			最大値	0.001	0.003	0.002	0.002	0.001
総水銀	mg/L	0.0005以下	m/n	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
			最大値	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
PCB	mg/L	検出されないこと	m/n	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
			最大値	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	m/n	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
			最大値	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
四塩化炭素	mg/L	0.002以下	m/n	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
			最大値	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	m/n	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
			最大値	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	m/n	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
			最大値	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	m/n	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
			最大値	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	m/n	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
			最大値	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	m/n	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
			最大値	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	m/n	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
			最大値	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	m/n	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
			最大値	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	m/n	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
			最大値	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	mg/L	0.006以下	m/n	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
			最大値	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	mg/L	0.003以下	m/n	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
			最大値	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	m/n	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
			最大値	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	mg/L	0.01以下	m/n	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
			最大値	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	mg/L	0.01以下	m/n	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
			最大値	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	10以下	m/n	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
			最大値	1.4	1.5	1.1	1.3	1.2

1）札幌市環境局環境都市推進部「札幌市の環境-大気・水質・騒音等データ集-」（令和元年～令和５年）

表 3.2.1-19(2)　河川の水質測定結果(健康項目)の推移-野津幌川-(2/2)[1)]

人の健康に係る項目	単位	環境基準	調査年度／表示値	水恋橋				
				R1	R2	R3	R4	R5
ふっ素	mg/L	0.8 以下	m/n	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
			最大値	〈0.1	〈0.1	〈0.1	〈0.1	〈0.1
ほう素	mg/L	1 以下	m/n	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
			最大値	0.03	0.04	0.04	0.05	0.06
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 以下	m/n	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
			最大値	〈0.005	〈0.005	〈0.005	〈0.005	〈0.005

※1 表中上段 m/n は、環境基準に適合しない検体数/総検体数を示す
※2 アルキル水銀は、総水銀が検出されていない場合測定しない。
※3 表中〈は定量下限値未満であることを示す。

1) 札幌市環境局環境都市推進部「札幌市の環境-大気・水質・騒音等データ集-」(令和元年～令和 5 年)

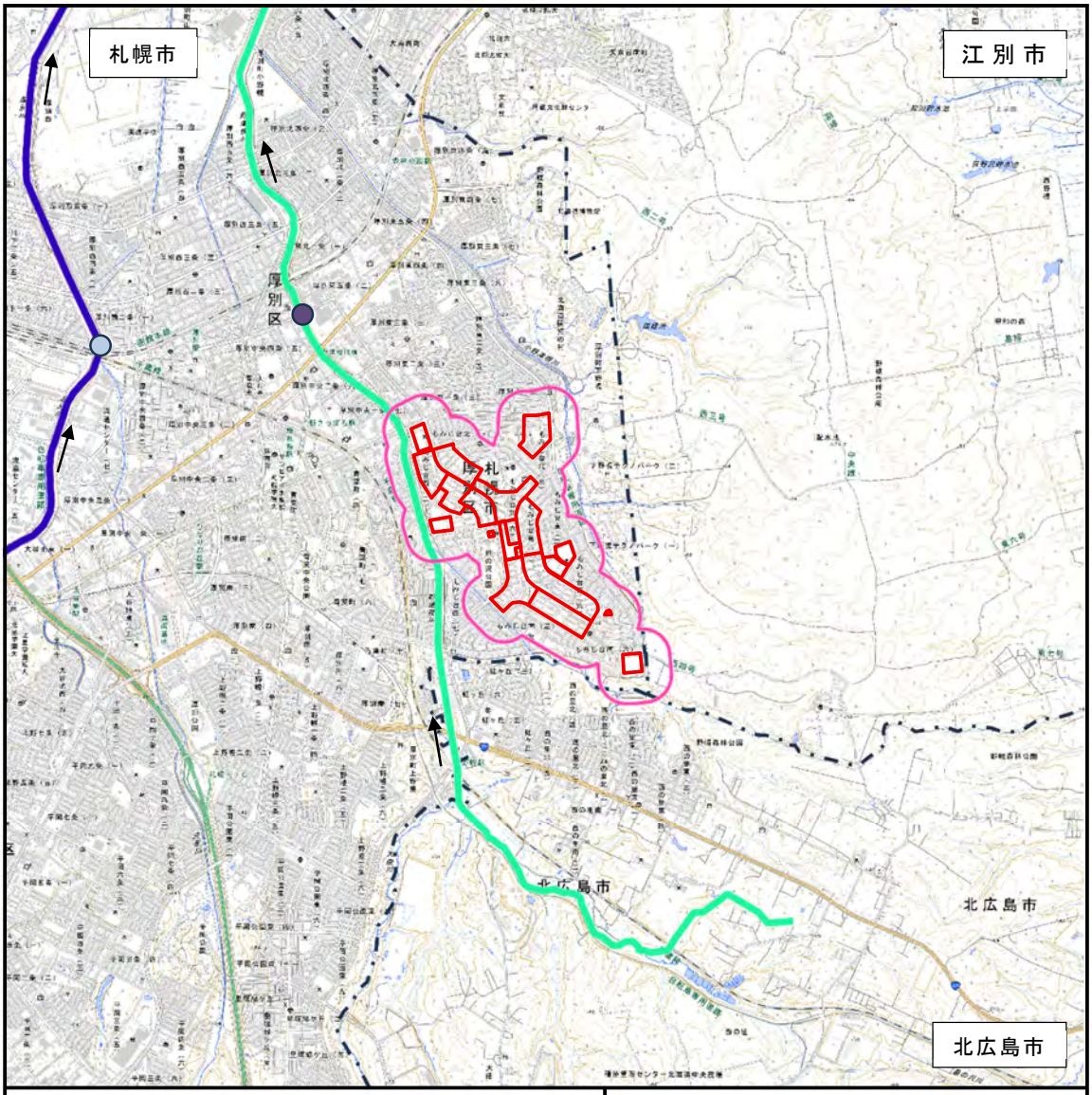

凡　例	
	事業実施想定区域
	市町村界
	影響想定地域（最大２００ｍ）
	厚別川
	野津幌川
	流向
水質観測地点（生活環境項目・健康項目）	
	厚別鉄北橋（厚別川）
	水恋橋（野津幌川）

図 3.2.1-12

河川水質観測地点

※　国土地理院発行の電子地形図 25,000（オンデマンド版）の地形図(令和２年 11 月 17 日発行)を使用したものである。

N

1:50,000

0　1,000　2,000m

1）札幌市環境局環境都市推進部「札幌市の環境-大気・水質・騒音等データ集-」より作成

b 水遊び場測定事項

札幌市では、河川等を利用した水遊び場(親水施設)における水質を測定しているが、影響想定地域周辺においては、河川等を利用した水遊び場における水質を測定した結果は公表されていない。[1)]

1）札幌市環境局環境都市推進部「水辺環境水質調査」（令和 7 年 12 月 19 日現在）

(B) 地下水

a 環境基準項目

札幌市では、図 3.2.1-13 に示す事業実施想定区域の周辺 2 地点で地下水の水質(環境基準項目)を測定している[1)]。

各地点における水質測定結果は、表 3.2.1-20 のとおりいずれも環境基準を満足している。

表 3.2.1-20 地下水の水質測定結果(環境基準項目)[1)]

地下水検査項目	単位	地点及び年度 / 環境基準	厚別区 厚別中央 3条4丁目	厚別区 青葉町7丁目
			令和4年度	令和4年度
カドミウム	mg/L	0.003 以下	＜0.0005	＜0.0005
全シアン	mg/L	検出されないこと	＜0.1	＜0.1
鉛	mg/L	0.01 以下	＜0.005	＜0.005
六価クロム	mg/L	0.02 以下	＜0.02	＜0.02
砒素	mg/L	0.01 以下	＜0.001	＜0.001
総水銀	mg/L	0.0005 以下	＜0.005	＜0.005
PCB	mg/L	検出されないこと	＜0.005	＜0.005
ジクロロメタン	mg/L	0.02 以下	＜0.002	＜0.002
四塩化炭素	mg/L	0.002 以下	＜0.0002	＜0.0002
クロロエチレン	mg/L	0.002 以下	＜0.0002	＜0.0002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004 以下	＜0.0004	＜0.0004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	＜0.002	＜0.002
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04 以下	＜0.008	＜0.008
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1 以下	＜0.001	＜0.001
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006 以下	＜0.0006	＜0.0006
トリクロロエチレン	mg/L	0.003 以下	＜0.002	＜0.002
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01 以下	＜0.0005	＜0.0005
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002 以下	＜0.0002	＜0.0002
チウラム	mg/L	0.006 以下	＜0.0006	＜0.0006
シマジン	mg/L	0.003 以下	＜0.0003	＜0.0003
チオベンカルブ	mg/L	0.02 以下	＜0.002	＜0.002
ベンゼン	mg/L	0.01 以下	＜0.001	＜0.001
セレン	mg/L	0.01 以下	＜0.002	＜0.002
硝酸亜硝酸性窒素	mg/L	10 以下	5.2	6.7
ふっ素	mg/L	0.8 以下	＜0.1	＜0.1
ほう素	mg/L	1 以下	0.07	0.15
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 以下	＜0.005	＜0.005
水素イオン濃度	－	－	－	－
電気伝導率	(μS/m)	－	25	22

※1 表中＜は、定量下限値未満であることを示す。

1) 札幌市環境局環境都市推進部「札幌市の環境-大気・水質・騒音等データ集-」(令和4年度)

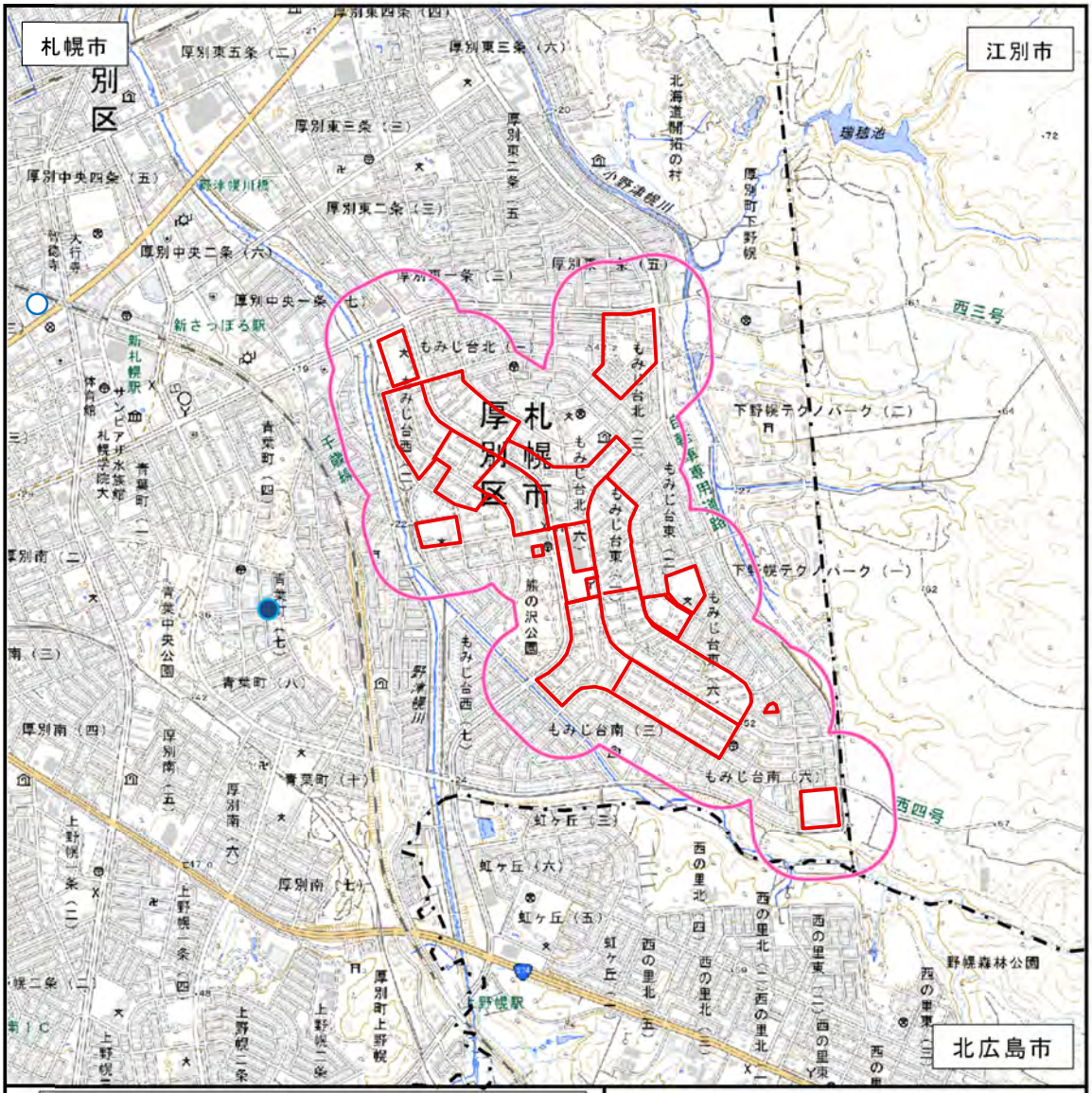
札幌市
江別市
北広島市
厚別区
厚別東五条（二）
厚別東三条（六）
厚別東三条（三）
厚別東二条（五）
厚別東二条（三）
厚別中央四条（五）
厚別中央二条（六）
厚別中央一条（七）
厚別西一条（三）
厚別西一条（五）
厚別西一条（二）
厚別中央一条（二）
厚別中央一条（一）
厚別中央一条（四）
厚別中央一条（五）
厚別中央一条（六）
厚別中央一条（七）
厚別中央一条（八）
厚別中央一条（九）
厚別中央一条（十）
厚別中央一条（十一）
厚別中央一条（十二）
厚別中央一条（十三）
厚別中央一条（十四）
厚別中央一条（十五）
厚別中央一条（十六）
厚別中央一条（十七）
厚別中央一条（十八）
厚別中央一条（十九）
厚別中央一条（二十）
厚別中央一条（二十一）
厚別中央一条（二十二）
厚別中央一条（二十三）
厚別中央一条（二十四）
厚別中央一条（二十五）
厚別中央一条（二十六）
厚別中央一条（二十七）
厚別中央一条（二十八）
厚別中央一条（二十九）
厚別中央一条（三十）
厚別中央一条（三十一）
厚別中央一条（三十二）
厚別中央一条（三十三）
厚別中央一条（三十四）
厚別中央一条（三十五）
厚別中央一条（三十六）
厚別中央一条（三十七）
厚別中央一条（三十八）
厚別中央一条（三十九）
厚別中央一条（四十）
厚別中央一条（四十一）
厚別中央一条（四十二）
厚別中央一条（四十三）
厚別中央一条（四十四）
厚別中央一条（四十五）
厚別中央一条（四十六）
厚別中央一条（四十七）
厚別中央一条（四十八）
厚別中央一条（四十九）
厚別中央一条（五十）
厚別中央一条（五十一）
厚別中央一条（五十二）
厚別中央一条（五十三）
厚別中央一条（五十四）
厚別中央一条（五十五）
厚別中央一条（五十六）
厚別中央一条（五十七）
厚別中央一条（五十八）
厚別中央一条（五十九）
厚別中央一条（六十）
厚別中央一条（六十一）
厚別中央一条（六十二）
厚別中央一条（六十三）
厚別中央一条（六十四）
厚別中央一条（六十五）
厚別中央一条（六十六）
厚別中央一条（六十七）
厚別中央一条（六十八）
厚別中央一条（六十九）
厚別中央一条（七十）
厚別中央一条（七十一）
厚別中央一条（七十二）
厚別中央一条（七十三）
厚別中央一条（七十四）
厚別中央一条（七十五）
厚別中央一条（七十六）
厚別中央一条（七十七）
厚別中央一条（七十八）
厚別中央一条（七十九）
厚別中央一条（八十）
厚別中央一条（八十一）
厚別中央一条（八十二）
厚別中央一条（八十三）
厚別中央一条（八十四）
厚別中央一条（八十五）
厚別中央一条（八十六）
厚別中央一条（八十七）
厚別中央一条（八十八）
厚別中央一条（八十九）
厚別中央一条（九十）
厚別中央一条（九十一）
厚別中央一条（九十二）
厚別中央一条（九十三）
厚別中央一条（九十四）
厚別中央一条（九十五）
厚別中央一条（九十六）
厚別中央一条（九十七）
厚別中央一条（九十八）
厚別中央一条（九十九）
厚別中央一条（一百）
厚別中央一条（一百一）
厚別中央一条（一百二）
厚別中央一条（一百三）
厚別中央一条（一百四）
厚別中央一条（一百五）
厚別中央一条（一百六）
厚別中央一条（一百七）
厚別中央一条（一百八）
厚別中央一条（一百九）
厚別中央一条（一百十）
厚別中央一条（一百十一）
厚別中央一条（一百十二）
厚別中央一条（一百十三）
厚別中央一条（一百十四）
厚別中央一条（一百十五）
厚別中央一条（一百十六）
厚別中央一条（一百十七）
厚別中央一条（一百十八）
厚別中央一条（一百十九）
厚別中央一条（一百二十）
厚別中央一条（一百二十一）
厚別中央一条（一百二十二）
厚別中央一条（一百二十三）
厚別中央一条（一百二十四）
厚別中央一条（一百二十五）
厚別中央一条（一百二十六）
厚別中央一条（一百二十七）
厚別中央一条（一百二十八）
厚別中央一条（一百二十九）
厚別中央一条（一百三十）
厚別中央一条（一百三十一）
厚別中央一条（一百三十二）
厚別中央一条（一百三十三）
厚別中央一条（一百三十四）
厚別中央一条（一百三十五）
厚別中央一条（一百三十六）
厚別中央一条（一百三十七）
厚別中央一条（一百三十八）
厚別中央一条（一百三十九）
厚別中央一条（一百四十）
厚別中央一条（一百四十一）
厚別中央一条（一百四十二）
厚別中央一条（一百四十三）
厚別中央一条（一百四十四）
厚別中央一条（一百四十五）
厚別中央一条（一百四十六）
厚別中央一条（一百四十七）
厚別中央一条（一百四十八）
厚別中央一条（一百四十九）
厚別中央一条（一百五十）
厚別中央一条（一百五十一）
厚別中央一条（一百五十二）
厚別中央一条（一百五十三）
厚別中央一条（一百五十四）
厚別中央一条（一百五十五）
厚別中央一条（一百五十六）
厚別中央一条（一百五十七）
厚別中央一条（一百五十八）
厚別中央一条（一百五十九）
厚別中央一条（一百六十）
厚別中央一条（一百六十一）
厚別中央一条（一百六十二）
厚別中央一条（一百六十三）
厚別中央一条（一百六十四）
厚別中央一条（一百六十五）
厚別中央一条（一百六十六）
厚別中央一条（一百六十七）
厚別中央一条（一百六十八）
厚別中央一条（一百六十九）
厚別中央一条（一百七十）
厚別中央一条（一百七十一）
厚別中央一条（一百七十二）
厚別中央一条（一百七十三）
厚別中央一条（一百七十四）
厚別中央一条（一百七十五）
厚別中央一条（一百七十六）
厚別中央一条（一百七十七）
厚別中央一条（一百七十八）
厚別中央一条（一百七十九）
厚別中央一条（一百八十）
厚別中央一条（一百八十一）
厚別中央一条（一百八十二）
厚別中央一条（一百八十三）
厚別中央一条（一百八十四）
厚別中央一条（一百八十五）
厚別中央一条（一百八十六）
厚別中央一条（一百八十七）
厚別中央一条（一百八十八）
厚別中央一条（一百八十九）
厚別中央一条（一百九十）
厚別中央一条（一百九十一）
厚別中央一条（一百九十二）
厚別中央一条（一百九十三）
厚別中央一条（一百九十四）
厚別中央一条（一百九十五）
厚別中央一条（一百九十六）
厚別中央一条（一百九十七）
厚別中央一条（一百九十八）
厚別中央一条（一百九十九）
厚別中央一条（二百）
厚別中央一条（二百一）
厚別中央一条（二百二）
厚別中央一条（二百三）
厚別中央一条（二百四）
厚別中央一条（二百五）
厚別中央一条（二百六）
厚別中央一条（二百七）
厚別中央一条（二百八）
厚別中央一条（二百九）
厚別中央一条（二百十）
厚別中央一条（二百十一）
厚別中央一条（二百十二）
厚別中央一条（二百十三）
厚別中央一条（二百十四）
厚別中央一条（二百十五）
厚別中央一条（二百十六）
厚別中央一条（二百十七）
厚別中央一条（二百十八）
厚別中央一条（二百十九）
厚別中央一条（二百二十）
厚別中央一条（二百二十一）
厚別中央一条（二百二十二）
厚別中央一条（二百二十三）
厚別中央一条（二百二十四）
厚別中央一条（二百二十五）
厚別中央一条（二百二十六）
厚別中央一条（二百二十七）
厚別中央一条（二百二十八）
厚別中央一条（二百二十九）
厚別中央一条（二百三十）
厚別中央一条（二百三十一）
厚別中央一条（二百三十二）
厚別中央一条（二百三十三）
厚別中央一条（二百三十四）
厚別中央一条（二百三十五）
厚別中央一条（二百三十六）
厚別中央一条（二百三十七）
厚別中央一条（二百三十八）
厚別中央一条（二百三十九）
厚別中央一条（二百四十）
厚別中央一条（二百四十一）
厚別中央一条（二百四十二）
厚別中央一条（二百四十三）
厚別中央一条（二百四十四）
厚別中央一条（二百四十五）
厚別中央一条（二百四十六）
厚別中央一条（二百四十七）
厚別中央一条（二百四十八）
厚別中央一条（二百四十九）
厚別中央一条（二百五十）
厚別中央一条（二百五十一）
厚別中央一条（二百五十二）
厚別中央一条（二百五十三）
厚別中央一条（二百五十四）
厚別中央一条（二百五十五）
厚別中央一条（二百五十六）
厚別中央一条（二百五十七）
厚別中央一条（二百五十八）
厚別中央一条（二百五十九）
厚別中央一条（二百六十）
厚別中央一条（二百六十一）
厚別中央一条（二百六十二）
厚別中央一条（二百六十三）
厚別中央一条（二百六十四）
厚別中央一条（二百六十五）
厚別中央一条（二百六十六）
厚別中央一条（二百六十七）
厚別中央一条（二百六十八）
厚別中央一条（二百六十九）
厚別中央一条（二百七十）
厚別中央一条（二百七十一）
厚別中央一条（二百七十二）
厚別中央一条（二百七十三）
厚別中央一条（二百七十四）
厚別中央一条（二百七十五）
厚別中央一条（二百七十六）
厚別中央一条（二百七十七）
厚別中央一条（二百七十八）
厚別中央一条（二百七十九）
厚別中央一条（二百八十）
厚別中央一条（二百八十一）
厚別中央一条（二百八十二）
厚別中央一条（二百八十三）
厚別中央一条（二百八十四）
厚別中央一条（二百八十五）
厚別中央一条（二百八十六）
厚別中央一条（二百八十七）
厚別中央一条（二百八十八）
厚別中央一条（二百八十九）
厚別中央一条（二百九十）
厚別中央一条（二百九十一）
厚別中央一条（二百九十二）
厚別中央一条（二百九十三）
厚別中央一条（二百九十四）
厚別中央一条（二百九十五）
厚別中央一条（二百九十六）
厚別中央一条（二百九十七）
厚別中央一条（二百九十八）
厚別中央一条（二百九十九）
厚別中央一条（三百）
厚別中央一条（三百一）
厚別中央一条（三百二）
厚別中央一条（三百三）
厚別中央一条（三百四）
厚別中央一条（三百五）
厚別中央一条（三百六）
厚別中央一条（三百七）
厚別中央一条（三百八）
厚別中央一条（三百九）
厚別中央一条（三百十）
厚別中央一条（三百十一）
厚別中央一条（三百十二）
厚別中央一条（三百十三）
厚別中央一条（三百十四）
厚別中央一条（三百十五）
厚別中央一条（三百十六）
厚別中央一条（三百十七）
厚別中央一条（三百十八）
厚別中央一条（三百十九）
厚別中央一条（三百二十）
厚別中央一条（三百二十一）
厚別中央一条（三百二十二）
厚別中央一条（三百二十三）
厚別中央一条（三百二十四）
厚別中央一条（三百二十五）
厚別中央一条（三百二十六）
厚別中央一条（三百二十七）
厚別中央一条（三百二十八）
厚別中央一条（三百二十九）
厚別中央一条（三百三十）
厚別中央一条（三百三十一）
厚別中央一条（三百三十二）
厚別中央一条（三百三十三）
厚別中央一条（三百三十四）
厚別中央一条（三百三十五）
厚別中央一条（三百三十六）
厚別中央一条（三百三十七）
厚別中央一条（三百三十八）
厚別中央一条（三百三十九）
厚別中央一条（三百四十）
厚別中央一条（三百四十一）
厚別中央一条（三百四十二）
厚別中央一条（三百四十三）
厚別中央一条（三百四十四）
厚別中央一条（三百四十五）
厚別中央一条（三百四十六）
厚別中央一条（三百四十七）
厚別中央一条（三百四十八）
厚別中央一条（三百四十九）
厚別中央一条（三百五十）
厚別中央一条（三百五十一）
厚別中央一条（三百五十二）
厚別中央一条（三百五十三）
厚別中央一条（三百五十四）
厚別中央一条（三百五十五）
厚別中央一条（三百五十六）
厚別中央一条（三百五十七）
厚別中央一条（三百五十八）
厚別中央一条（三百五十九）
厚別中央一条（三百六十）
厚別中央一条（三百六十一）
厚別中央一条（三百六十二）
厚別中央一条（三百六十三）
厚別中央一条（三百六十四）
厚別中央一条（三百六十五）
厚別中央一条（三百六十六）
厚別中央一条（三百六十七）
厚別中央一条（三百六十八）
厚別中央一条（三百六十九）
厚別中央一条（三百七十）
厚別中央一条（三百七十一）
厚別中央一条（三百七十二）
厚別中央一条（三百七十三）
厚別中央一条（三百七十四）
厚別中央一条（三百七十五）
厚別中央一条（三百七十六）
厚別中央一条（三百七十七）
厚別中央一条（三百七十八）
厚別中央一条（三百七十九）
厚別中央一条（三百八十）
厚別中央一条（三百八十一）
厚別中央一条（三百八十二）
厚別中央一条（三百八十三）
厚別中央一条（三百八十四）
厚別中央一条（三百八十五）
厚別中央一条（三百八十六）
厚別中央一条（三百八十七）
厚別中央一条（三百八十八）
厚別中央一条（三百八十九）
厚別中央一条（三百九十）
厚別中央一条（三百九十一）
厚別中央一条（三百九十二）
厚別中央一条（三百九十三）
厚別中央一条（三百九十四）
厚別中央一条（三百九十五）
厚別中央一条（三百九十六）
厚別中央一条（三百九十七）
厚別中央一条（三百九十八）
厚別中央一条（三百九十九）
厚別中央一条（四百）
厚別中央一条（四百一）
厚別中央一条（四百二）
厚別中央一条（四百三）
厚別中央一条（四百四）
厚別中央一条（四百五）
厚別中央一条（四百六）
厚別中央一条（四百七）
厚別中央一条（四百八）
厚別中央一条（四百九）
厚別中央一条（四百十）
厚別中央一条（四百十一）
厚別中央一条（四百十二）
厚別中央一条（四百十三）
厚別中央一条（四百十四）
厚別中央一条（四百十五）
厚別中央一条（四百十六）
厚別中央一条（四百十七）
厚別中央一条（四百十八）
厚別中央一条（四百十九）
厚別中央一条（四百二十）
厚別中央一条（四百二十一）
厚別中央一条（四百二十二）
厚別中央一条（四百二十三）
厚別中央一条（四百二十四）
厚別中央一条（四百二十五）
厚別中央一条（四百二十六）
厚別中央一条（四百二十七）
厚別中央一条（四百二十八）
厚別中央一条（四百二十九）
厚別中央一条（四百三十）
厚別中央一条（四百三十一）
厚別中央一条（四百三十二）
厚別中央一条（四百三十三）
厚別中央一条（四百三十四）
厚別中央一条（四百三十五）
厚別中央一条（四百三十六）
厚別中央一条（四百三十七）
厚別中央一条（四百三十八）
厚別中央一条（四百三十九）
厚別中央一条（四百四十）
厚別中央一条（四百四十一）
厚別中央一条（四百四十二）
厚別中央一条（四百四十三）
厚別中央一条（四百四十四）
厚別中央一条（四百四十五）
厚別中央一条（四百四十六）
厚別中央一条（四百四十七）
厚別中央一条（四百四十八）
厚別中央一条（四百四十九）
厚別中央一条（四百五十）
厚別中央一条（四百五十一）
厚別中央一条（四百五十二）
厚別中央一条（四百五十三）
厚別中央一条（四百五十四）
厚別中央一条（四百五十五）
厚別中央一条（四百五十六）
厚別中央一条（四百五十七）
厚別中央一条（四百五十八）
厚別中央一条（四百五十九）
厚別中央一条（四百六十）
厚別中央一条（四百六十一）
厚別中央一条（四百六十二）
厚別中央一条（四百六十三）
厚別中央一条（四百六十四）
厚別中央一条（四百六十五）
厚別中央一条（四百六十六）
厚別中央一条（四百六十七）
厚別中央一条（四百六十八）
厚別中央一条（四百六十九）
厚別中央一条（四百七十）
厚別中央一条（四百七十一）
厚別中央一条（四百七十二）
厚別中央一条（四百七十三）
厚別中央一条（四百七十四）
厚別中央一条（四百七十五）
厚別中央一条（四百七十六）
厚別中央一条（四百七十七）
厚別中央一条（四百七十八）
厚別中央一条（四百七十九）
厚別中央一条（四百八十）
厚別中央一条（四百八十一）
厚別中央一条（四百八十二）
厚別中央一条（四百八十三）
厚別中央一条（四百八十四）
厚別中央一条（四百八十五）
厚別中央一条（四百八十六）
厚別中央一条（四百八十七）
厚別中央一条（四百八十八）
厚別中央一条（四百八十九）
厚別中央一条（四百九十）
厚別中央一条（四百九十一）
厚別中央一条（四百九十二）
厚別中央一条（四百九十三）
厚別中央一条（四百九十四）
厚別中央一条（四百九十五）
厚別中央一条（四百九十六）
厚別中央一条（四百九十七）
厚別中央一条（四百九十八）
厚別中央一条（四百九十九）
厚別中央一条（五百）
厚別中央一条（五百一）
厚別中央一条（五百二）
厚別中央一条（五百三）
厚別中央一条（五百四）
厚別中央一条（五百五）
厚別中央一条（五百六）
厚別中央一条（五百七）
厚別中央一条（五百八）
厚別中央一条（五百九）
厚別中央一条（五百十）
厚別中央一条（五百十一）
厚別中央一条（五百十二）
厚別中央一条（五百十三）
厚別中央一条（五百十四）
厚別中央一条（五百十五）
厚別中央一条（五百十六）
厚別中央一条（五百十七）
厚別中央一条（五百十八）
厚別中央一条（五百十九）
厚別中央一条（五百二十）
厚別中央一条（五百二十一）
厚別中央一条（五百二十二）
厚別中央一条（五百二十三）
厚別中央一条（五百二十四）
厚別中央一条（五百二十五）
厚別中央一条（五百二十六）
厚別中央一条（五百二十七）
厚別中央一条（五百二十八）
厚別中央一条（五百二十九）
厚別中央一条（五百三十）
厚別中央一条（五百三十一）
厚別中央一条（五百三十二）
厚別中央一条（五百三十三）
厚別中央一条（五百三十四）
厚別中央一条（五百三十五）
厚別中央一条（五百三十六）
厚別中央一条（五百三十七）
厚別中央一条（五百三十八）
厚別中央一条（五百三十九）
厚別中央一条（五百四十）
厚別中央一条（五百四十一）
厚別中央一条（五百四十二）
厚別中央一条（五百四十三）
厚別中央一条（五百四十四）
厚別中央一条（五百四十五）
厚別中央一条（五百四十六）
厚別中央一条（五百四十七）
厚別中央一条（五百四十八）
厚別中央一条（五百四十九）
厚別中央一条（五百五十）
厚別中央一条（五百五十一）
厚別中央一条（五百五十二）
厚別中央一条（五百五十三）
厚別中央一条（五百五十四）
厚別中央一条（五百五十五）
厚別中央一条（五百五十六）
厚別中央一条（五百五十七）
厚別中央一条（五百五十八）
厚別中央一条（五百五十九）
厚別中央一条（五百六十）
厚別中央一条（五百六十一）
厚別中央一条（五百六十二）
厚別中央一条（五百六十三）
厚別中央一条（五百六十四）
厚別中央一条（五百六十五）
厚別中央一条（五百六十六）
厚別中央一条（五百六十七）
厚別中央一条（五百六十八）
厚別中央一条（五百六十九）
厚別中央一条（五百七十）
厚別中央一条（五百七十一）
厚別中央一条（五百七十二）
厚別中央一条（五百七十三）
厚別中央一条（五百七十四）
厚別中央一条（五百七十五）
厚別中央一条（五百七十六）
厚別中央一条（五百七十七）
厚別中央一条（五百七十八）
厚別中央一条（五百七十九）
厚別中央一条（五百八十）
厚別中央一条（五百八十一）
厚別中央一条（五百八十二）
厚別中央一条（五百八十三）
厚別中央一条（五百八十四）
厚別中央一条（五百八十五）
厚別中央一条（五百八十六）
厚別中央一条（五百八十七）
厚別中央一条（五百八十八）
厚別中央一条（五百八十九）
厚別中央一条（五百九十）
厚別中央一条（五百九十一）
厚別中央一条（五百九十二）
厚別中央一条（五百九十三）
厚別中央一条（五百九十四）
厚別中央一条（五百九十五）
厚別中央一条（五百九十六）
厚別中央一条（五百九十七）
厚別中央一条（五百九十八）
厚別中央一条（五百九十九）
厚別中央一条（六百）
厚別中央一条（六百一）
厚別中央一条（六百二）
厚別中央一条（六百三）
厚別中央一条（六百四）
厚別中央一条（六百五）
厚別中央一条（六百六）
厚別中央一条（六百七）
厚別中央一条（六百八）
厚別中央一条（六百九）
厚別中央一条（六百十）
厚別中央一条（六百十一）
厚別中央一条（六百十二）
厚別中央一条（六百十三）
厚別中央一条（六百十四）
厚別中央一条（六百十五）
厚別中央一条（六百十六）
厚別中央一条（六百十七）
厚別中央一条（六百十八）
厚別中央一条（六百十九）
厚別中央一条（六百二十）
厚別中央一条（六百二十一）
厚別中央一条（六百二十二）
厚別中央一条（六百二十三）
厚別中央一条（六百二十四）
厚別中央一条（六百二十五）
厚別中央一条（六百二十六）
厚別中央一条（六百二十七）
厚別中央一条（六百二十八）
厚別中央一条（六百二十九）
厚別中央一条（六百三十）
厚別中央一条（六百三十一）
厚別中央一条（六百三十二）
厚別中央一条（六百三十三）
厚別中央一条（六百三十四）
厚別中央一条（六百三十五）
厚別中央一条（六百三十六）
厚別中央一条（六百三十七）
厚別中央一条（六百三十八）
厚別中央一条（六百三十九）
厚別中央一条（六百四十）
厚別中央一条（六百四十一）
厚別中央一条（六百四十二）
厚別中央一条（六百四十三）
厚別中央一条（六百四十四）
厚別中央一条（六百四十五）
厚別中央一条（六百四十六）
厚別中央一条（六百四十七）
厚別中央一条（六百四十八）
厚別中央一条（六百四十九）
厚別中央一条（六百五十）
厚別中央一条（六百五十一）
厚別中央一条（六百五十二）
厚別中央一条（六百五十三）
厚別中央一条（六百五十四）
厚別中央一条（六百五十五）
厚別中央一条（六百五十六）
厚別中央一条（六百五十七）
厚別中央一条（六百五十八）
厚別中央一条（六百五十九）
厚別中央一条（六百六十）
厚別中央一条（六百六十一）
厚別中央一条（六百六十二）
厚別中央一条（六百六十三）
厚別中央一条（六百六十四）
厚別中央一条（六百六十五）
厚別中央一条（六百六十六）
厚別中央一条（六百六十七）
厚別中央一条（六百六十八）
厚別中央一条（六百六十九）
厚別中央一条（六百七十）
厚別中央一条（六百七十一）
厚別中央一条（六百七十二）
厚別中央一条（六百七十三）
厚別中央一条（六百七十四）
厚別中央一条（六百七十五）
厚別中央一条（六百七十六）
厚別中央一条（六百七十七）
厚別中央一条（六百七十八）
厚別中央一条（六百七十九）
厚別中央一条（六百八十）
厚別中央一条（六百八十一）
厚別中央一条（六百八十二）
厚別中央一条（六百八十三）
厚別中央一条（六百八十四）
厚別中央一条（六百八十五）
厚別中央一条（六百八十六）
厚別中央一条（六百八十七）
厚別中央一条（六百八十八）
厚別中央一条（六百八十九）
厚別中央一条（六百九十）
厚別中央一条（六百九十一）
厚別中央一条（六百九十二）
厚別中央一条（六百九十三）
厚別中央一条（六百九十四）
厚別中央一条（六百九十五）
厚別中央一条（六百九十六）
厚別中央一条（六百九十七）
厚別中央一条（六百九十八）
厚別中央一条（六百九十九）
厚別中央一条（七百）
厚別中央一条（七百一）
厚別中央一条（七百二）
厚別中央一条（七百三）
厚別中央一条（七百四）
厚別中央一条（七百五）
厚別中央一条（七百六）
厚別中央一条（七百七）
厚別中央一条（七百八）
厚別中央一条（七百九）
厚別中央一条（七百十）
厚別中央一条（七百十一）
厚別中央一条（七百十二）
厚別中央一条（七百十三）
厚別中央一条（七百十四）
厚別中央一条（七百十五）
厚別中央一条（七百十六）
厚別中央一条（七百十七）
厚別中央一条（七百十八）
厚別中央一条（七百十九）
厚別中央一条（七百二十）
厚別中央一条（七百二十一）
厚別中央一条（七百二十二）
厚別中央一条（七百二十三）
厚別中央一条（七百二十四）
厚別中央一条（七百二十五）
厚別中央一条（七百二十六）
厚別中央一条（七百二十七）
厚別中央一条（七百二十八）
厚別中央一条（七百二十九）
厚別中央一条（七百三十）
厚別中央一条（七百三十一）
厚別中央一条（七百三十二）
厚別中央一条（七百三十三）
厚別中央一条（七百三十四）
厚別中央一条（七百三十五）
厚別中央一条（七百三十六）
厚別中央一条（七百三十七）
厚別中央一条（七百三十八）
厚別中央一条（七百三十九）
厚別中央一条（七百四十）
厚別中央一条（七百四十一）
厚別中央一条（七百四十二）
厚別中央一条（七百四十三）
厚別中央一条（七百四十四）
厚別中央一条（七百四十五）
厚別中央一条（七百四十六）
厚別中央一条（七百四十七）
厚別中央一条（七百四十八）
厚別中央一条（七百四十九）
厚別中央一条（七百五十）
厚別中央一条（七百五十一）
厚別中央一条（七百五十二）
厚別中央一条（七百五十三）
厚別中央一条（七百五十四）
厚別中央一条（七百五十五）
厚別中央一条（七百五十六）
厚別中央一条（七百五十七）
厚別中央一条（七百五十八）
厚別中央一条（七百五十九）
厚別中央一条（七百六十）
厚別中央一条（七百六十一）
厚別中央一条（七百六十二）
厚別中央一条（七百六十三）
厚別中央一条（七百六十四）
厚別中央一条（七百六十五）
厚別中央一条（七百六十六）
厚別中央一条（七百六十七）
厚別中央一条（七百六十八）
厚別中央一条（七百六十九）
厚別中央一条（七百七十）
厚別中央一条（七百七十一）
厚別中央一条（七百七十二）
厚別中央一条（七百七十三）
厚別中央一条（七百七十四）
厚別中央一条（七百七十五）
厚別中央一条（七百七十六）
厚別中央一条（七百七十七）
厚別中央一条（七百七十八）
厚別中央一条（七百七十九）
厚別中央一条（七百八十）
厚別中央一条（七百八十一）
厚別中央一条（七百八十二）
厚別中央一条（七百八十三）
厚別中央一条（七百八十四）
厚別中央一条（七百八十五）
厚別中央一条（七百八十六）
厚別中央一条（七百八十七）
厚別中央一条（七百八十八）
厚別中央一条（七百八十九）
厚別中央一条（七百九十）
厚別中央一条（七百九十一）
厚別中央一条（七百九十二）
厚別中央一条（七百九十三）
厚別中央一条（七百九十四）
厚別中央一条（七百九十五）
厚別中央一条（七百九十六）
厚別中央一条（七百九十七）
厚別中央一条（七百九十八）
厚別中央一条（七百九十九）
厚別中央一条（八百）
厚別中央一条（八百一）
厚別中央一条（八百二）
厚別中央一条（八百三）
厚別中央一条（八百四）
厚別中央一条（八百五）
厚別中央一条（八百六）
厚別中央一条（八百七）
厚別中央一条（八百八）
厚別中央一条（八百九）
厚別中央一条（八百十）
厚別中央一条（八百十一）
厚別中央一条（八百十二）
厚別中央一条（八百十三）
厚別中央一条（八百十四）
厚別中央一条（八百十五）
厚別中央一条（八百十六）
厚別中央一条（八百十七）
厚別中央一条（八百十八）
厚別中央一条（八百十九）
厚別中央一条（八百二十）
厚別中央一条（八百二十一）
厚別中央一条（八百二十二）
厚別中央一条（八百二十三）
厚別中央一条（八百二十四）
厚別中央一条（八百二十五）
厚別中央一条（八百二十六）
厚別中央一条（八百二十七）
厚別中央一条（八百二十八）
厚別中央一条（八百二十九）
厚別中央一条（八百三十）
厚別中央一条（八百三十一）
厚別中央一条（八百三十二）
厚別中央一条（八百三十三）
厚別中央一条（八百三十四）
厚別中央一条（八百三十五）
厚別中央一条（八百三十六）
厚別中央一条（八百三十七）
厚別中央一条（八百三十八）
厚別中央一条（八百三十九）
厚別中央一条（八百四十）
厚別中央一条（八百四十一）
厚別中央一条（八百四十二）
厚別中央一条（八百四十三）
厚別中央一条（八百四十四）
厚別中央一条（八百四十五）
厚別中央一条（八百四十六）
厚別中央一条（八百四十七）
厚別中央一条（八百四十八）
厚別中央一条（八百四十九）
厚別中央一条（八百五十）
厚別中央一条（八百五十一）
厚別中央一条（八百五十二）
厚別中央一条（八百五十三）
厚別中央一条（八百五十四）
厚別中央一条（八百五十五）
厚別中央一条（八百五十六）
厚別中央一条（八百五十七）
厚別中央一条（八百五十八）
厚別中央一条（八百五十九）
厚別中央一条（八百六十）
厚別中央一条（八百六十一）
厚別中央一条（八百六十二）
厚別中央一条（八百六十三）
厚別中央一条（八百六十四）
厚別中央一条（八百六十五）
厚別中央一条（八百六十六）
厚別中央一条（八百六十七）
厚別中央一条（八百六十八）
厚別中央一条（八百六十九）
厚別中央一条（八百七十）
厚別中央一条（八百七十一）
厚別中央一条（八百七十二）
厚別中央一条（八百七十三）
厚別中央一条（八百七十四）
厚別中央一条（八百七十五）
厚別中央一条（八百七十六）
厚別中央一条（八百七十七）
厚別中央一条（八百七十八）
厚別中央一条（八百七十九）
厚別中央一条（八百八十）
厚別中央一条（八百八十一）
厚別中央一条（八百八十二）
厚別中央一条（八百八十三）
厚別中央一条（八百八十四）
厚別中央一条（八百八十五）
厚別中央一条（八百八十六）
厚別中央一条（八百八十七）
厚別中央一条（八百八十八）
厚別中央一条（八百八十九）
厚別中央一条（八百九十）
厚別中央一条（八百九十一）
厚別中央一条（八百九十二）
厚別中央一条（八百九十三）
厚別中央一条（八百九十四）
厚別中央一条（八百九十五）
厚別中央一条（八百九十六）
厚別中央一条（八百九十七）
厚別中央一条（八百九十八）
厚別中央一条（八百九十九）
厚別中央一条（九百）
厚別中央一条（九百一）
厚別中央一条（九百二）
厚別中央一条（九百三）
厚別中央一条（九百四）
厚別中央一条（九百五）
厚別中央一条（九百六）
厚別中央一条（九百七）
厚別中央一条（九百八）
厚別中央一条（九百九）
厚別中央一条（九百十）
厚別中央一条（九百十一）
厚別中央一条（九百十二）
厚別中央一条（九百十三）
厚別中央一条（九百十四）
厚別中央一条（九百十五）
厚別中央一条（九百十六）
厚別中央一条（九百十七）
厚別中央一条（九百十八）
厚別中央一条（九百十九）
厚別中央一条（九百二十）
厚別中央一条（九百二十一）
厚別中央一条（九百二十二）
厚別中央一条（九百二十三）
厚別中央一条（九百二十四）
厚別中央一条（九百二十五）
厚別中央一条（九百二十六）
厚別中央一条（九百二十七）
厚別中央一条（九百二十八）
厚別中央一条（九百二十九）
厚別中央一条（九百三十）
厚別中央一条（九百三十一）
厚別中央一条（九百三十二）
厚別中央一条（九百三十三）
厚別中央一条（九百三十四）
厚別中央一条（九百三十五）
厚別中央一条（九百三十六）
厚別中央一条（九百三十七）
厚別中央一条（九百三十八）
厚別中央一条（九百三十九）
厚別中央一条（九百四十）
厚別中央一条（九百四十一）
厚別中央一条（九百四十二）
厚別中央一条（九百四十三）
厚別中央一条（九百四十四）
厚別中央一条（九百四十五）
厚別中央一条（九百四十六）
厚別中央一条（九百四十七）
厚別中央一条（九百四十八）
厚別中央一条（九百四十九）
厚別中央一条（九百五十）
厚別中央一条（九百五十一）
厚別中央一条（九百五十二）
厚別中央一条（九百五十三）
厚別中央一条（九百五十四）
厚別中央一条（九百五十五）
厚別中央一条（九百五十六）
厚別中央一条（九百五十七）
厚別中央一条（九百五十八）
厚別中央一条（九百五十九）
厚別中央一条（九百六十）
厚別中央一条（九百六十一）
厚別中央一条（九百六十二）
厚別中央一条（九百六十三）
厚別中央一条（九百六十四）
厚別中央一条（九百六十五）
厚別中央一条（九百六十六）
厚別中央一条（九百六十七）
厚別中央一条（九百六十八）
厚別中央一条（九百六十九）
厚別中央一条（九百七十）
厚別中央一条（九百七十一）
厚別中央一条（九百七十二）
厚別中央一条（九百七十三）
厚別中央一条（九百七十四）
厚別中央一条（九百七十五）
厚別中央一条（九百七十六）
厚別中央一条（九百七十七）
厚別中央一条（九百七十八）
厚別中央一条（九百七十九）
厚別中央一条（九百八十）
厚別中央一条（九百八十一）
厚別中央一条（九百八十二）
厚別中央一条（九百八十三）
厚別中央一条（九百八十四）
厚別中央一条（九百八十五）
厚別中央一条（九百八十六）
厚別中央一条（九百八十七）
厚別中央一条（九百八十八）
厚別中央一条（九百八十九）
厚別中央一条（九百九十）
厚別中央一条（九百九十一）
厚別中央一条（九百九十二）
厚別中央一条（九百九十三）
厚別中央一条（九百九十四）
厚別中央一条（九百九十五）
厚別中央一条（九百九十六）
厚別中央一条（九百九十七）
厚別中央一条（九百九十八）
厚別中央一条（九百九十九）
厚別中央一条（一千）
厚別中央一条（一千一）
厚別中央一条（一千二）
厚別中央一条（一千三）
厚別中央一条（一千四）
厚別中央一条（一千五）
厚別中央一条（一千六）
厚別中央一条（一千七）
厚別中央一条（一千八）
厚別中央一条（一千九）
厚別中央一条（一千十）
厚別中央一条（一千十一）
厚別中央一条（一千十二）
厚別中央一条（一千十三）
厚別中央一条（一千十四）
厚別中央一条（一千十五）
厚別中央一条（一千十六）
厚別中央一条（一千十七）
厚別中央一条（一千十八）
厚別中央一条（一千十九）
厚別中央一条（一千二十）
厚別中央一条（一千二十一）
厚別中央一条（一千二十二）
厚別中央一条（一千二十三）
厚別中央一条（一千二十四）
厚別中央一条（一千二十五）
厚別中央一条（一千二十六）
厚別中央一条（一千二十七）
厚別中央一条（一千二十八）
厚別中央一条（一千二十九）
厚別中央一条（一千三十）
厚別中央一条（一千三十一）
厚別中央一条（一千三十二）
厚別中央一条（一千三十三）
厚別中央一条（一千三十四）
厚別中央一条（一千三十五）
厚別中央一条（一千三十六）
厚別中央一条（一千三十七）
厚別中央一条（一千三十八）
厚別中央一条（一千三十九）
厚別中央一条（一千四十）
厚別中央一条（一千四十一）
厚別中央一条（一千四十二）
厚別中央一条（一千四十三）
厚別中央一条（一千四十四）
厚別中央一条（一千四十五）
厚別中央一条（一千四十六）
厚別中央一条（一千四十七）
厚別中央一条（一千四十八）
厚別中央一条（一千四十九）
厚別中央一条（一千五十）
厚別中央一条（一千五十一）
厚別中央一条（一千五十二）
厚別中央一条（一千五十三）
厚別中央一条（一千五十四）
厚別中央一条（一千五十五）
厚別中央一条（一千五十六）
厚別中央一条（一千五十七）
厚別中央一条（一千五十八）
厚別中央一条（一千五十九）
厚別中央一条（一千六十）
厚別中央一条（一千六十一）
厚別中央一条（一千六十二）
厚別中央一条（一千六十三）
厚別中央一条（一千六十四）
厚別中央一条（一千六十五）
厚別中央一条（一千六十六）
厚別中央一条（一千六十七）
厚別中央一条（一千六十八）
厚別中央一条（一千六十九）
厚別中央一条（一千七十）
厚別中央一条（一千七十一）
厚別中央一条（一千七十二）
厚別中央一条（一千七十三）
厚別中央一条（一千七十四）
厚別中央一条（一千七十五）
厚別中央一条（一千七十六）
厚別中央一条（一千七十七）
厚別中央一条（一千七十八）
厚別中央一条（一千七十九）
厚別中央一条（一千八十）
厚別中央一条（一千八十一）
厚別中央一条（一千八十二）
厚別中央一条（一千八十三）
厚別中央一条（一千八十四）
厚別中央一条（一千八十五）
厚別中央一条（一千八十六）
厚別中央一条（一千八十七）
厚別中央一条（一千八十八）
厚別中央一条（一千八十九）
厚別中央一条（一千九十）
厚別中央一条（一千九十一）
厚別中央一条（一千九十二）

(4) 土壌及び地盤の状況

① 土壌

A 土壌汚染対策法に基づく告示区域の状況

土壌汚染対策法に係る指定区域等の情報を以下に示す。

事業実施想定区域において土壌汚染は確認されていない。また、隣接地に土壌汚染の情報はない[1)2)]。

(A) 土壌汚染対策法に基づく告示区域

a 要措置区域

表 3.2.1-21 土壌汚染対策法に基づく要請措置区域[1)]

整理番号	指定年月日	指定番号	所在地(地番)	札幌市告示	汚染物質
整-R4-3	令和 4 年 7 月 28 日	要-20 (指-60)	中央区南 1 条西 17 丁目 291 番 86 の一部、南 2 条西 17 丁目 291 番 86 の一部	令和 4 年 札幌市 告示 3009 号	砒素及びその化合物
整-R5-2	令和 6 年 1 月 16 日	要-22 (指-67)	札幌市中央区北 1 条西 25 丁目 295 番 1 の一部、229 番 7、229 番 26	令和 6 年 札幌市 告示 145 号	テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、クロロエチレン、

b 形質変更時要届出区域

表 3.2.1-22 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域[2)]

整理番号	指定年月日	指定番号	所在地(地番)	札幌市告示	汚染物質
整-R3-1	令和 3 年 5 月 3 日	形-37 (指-54)	白石区菊水 4 条 2 丁目 1 番の一部	令和 3 年 札幌市告示 第 2846 号	特定有害物質及び六価クロム化合物

1) 札幌市環境局環境都市推進部「要請措置区域」
（札幌市告示:令和 4 年第 3009 号、令和 5 年第 284 号、令和 6 年第 145 号）
2) 札幌市環境局環境都市推進部「形質変更時要届出区域」（札幌市告示:令和 3 年第 2846 号）

B 土壌の分類

事業実施想定区域周辺の土壌の分類を、表 3.2.1-23 及び図 3.2.1-14 に示す。

表 3.2.1-23 事業実施想定区域の周辺における土壌の分類 [1)]

大分類	中分類	小分類
低地土(沖積土壌)	灰色底地土	灰色台地土壌
	褐色森林土	褐色森林土Ⅳ

1) 国土庁土地局「土地分類図(土壌図)北海道Ⅰ(石狩・後志・胆振支庁)」(昭和 50 年発行)

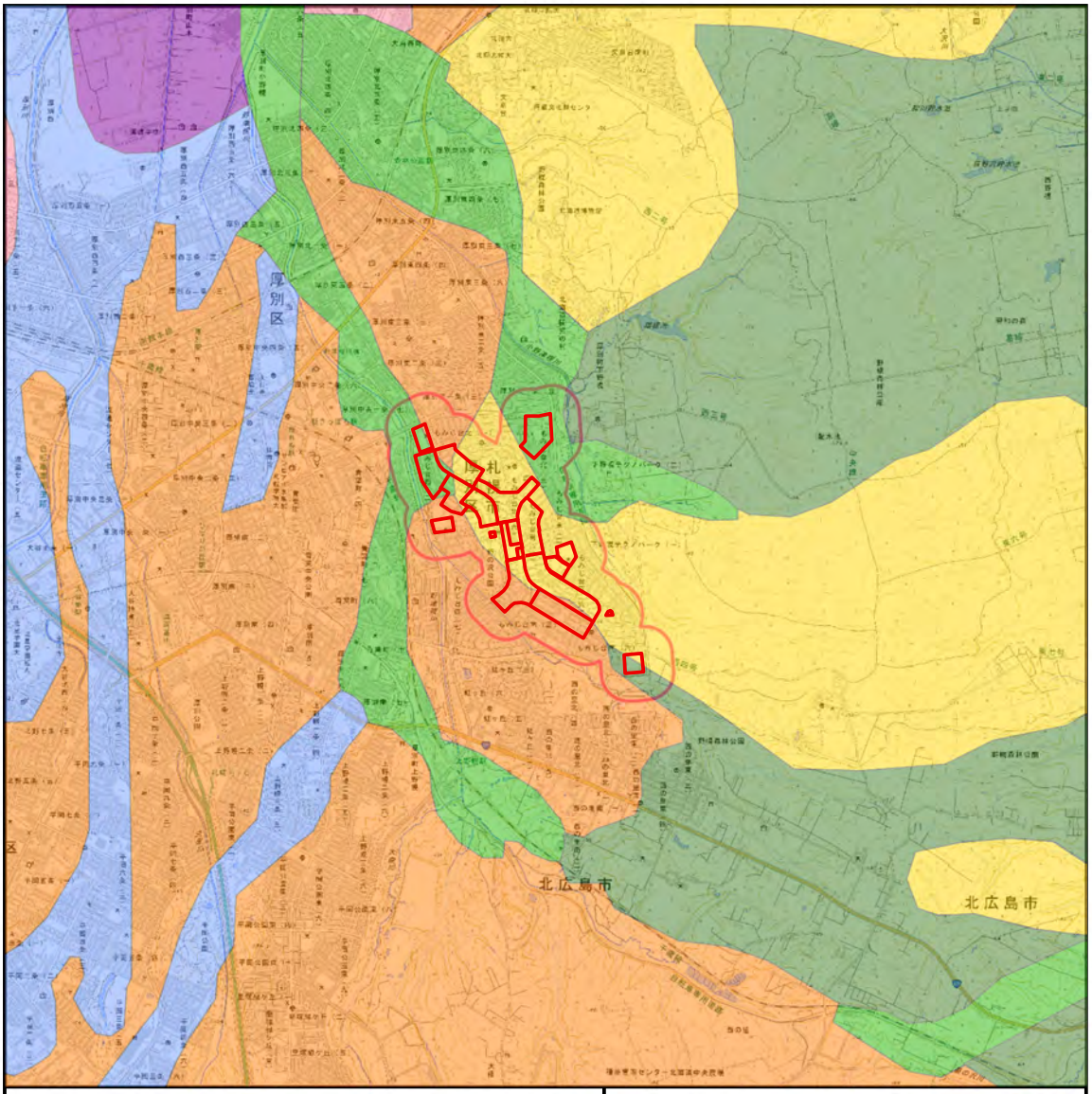

凡　例	
	事業実施想定区域
	影響想定地域（最大２００ｍ）
	くろぼく土壌ａ（くろぼく土）
	粗粒褐色低地土壌
	灰色低地土壌
	灰色台地土壌
	粗粒グライ土壌
	高位泥炭土壌
	中間泥炭土壌

図 3.2.1-14

土壌分類図

※　国土地理院発行の電子地形図 25,000（オンデマンド版）の地形図(令和 2 年 11 月 17 日発行)を使用したものである。

N

1:50,000

0　1,000　2,000m

1）国土庁土地局「土地分類図(土壌図)北海道Ⅰ(石狩・後志・胆振支庁)」(昭和 50 年発行)より作図

② 地下水位の状況

札幌市では昭和 46 年から地下水位観測局を設置し地下水位の監視を開始し、監視を継続して実施している[1)]。現状、地下水位は横ばい傾向にある。

また、札幌市内には独立行政法人北海道立総合研究機構地質研究所が管理する地下水位観測所が複数存在しており、影響想定地域周辺に位置する「中島公園観測所」の地下水位観測結果を表 3.2.1-24、観測所の位置を図 3.2.1-15 に示す[2)]。

表 3.2.1-24　影響想定地域周辺における過去 10 年の地下水位[2)]

地点及び項目 / 測定年度	地下水水位(m)
	中島公園観測所(観測地点標高 20.39m)
平成 20 年	19.10
平成 21 年	19.91
平成 22 年	20.36
平成 23 年	20.32
平成 24 年	20.15
平成 25 年	20.06
平成 26 年	19.45
平成 27 年	19.51
平成 28 年	19.35
平成 29 年	19.53

※1 地下水位は東京湾平均海面からの高さを示す。

1) 札幌市環境局環境都市推進部「地盤沈下の現況及び調査」（令和 8 年 1 月 27 日現在）
2) 北海道立総合研究機構「地下水位地盤沈下観測記録」（平成 20 年～平成 29 年）

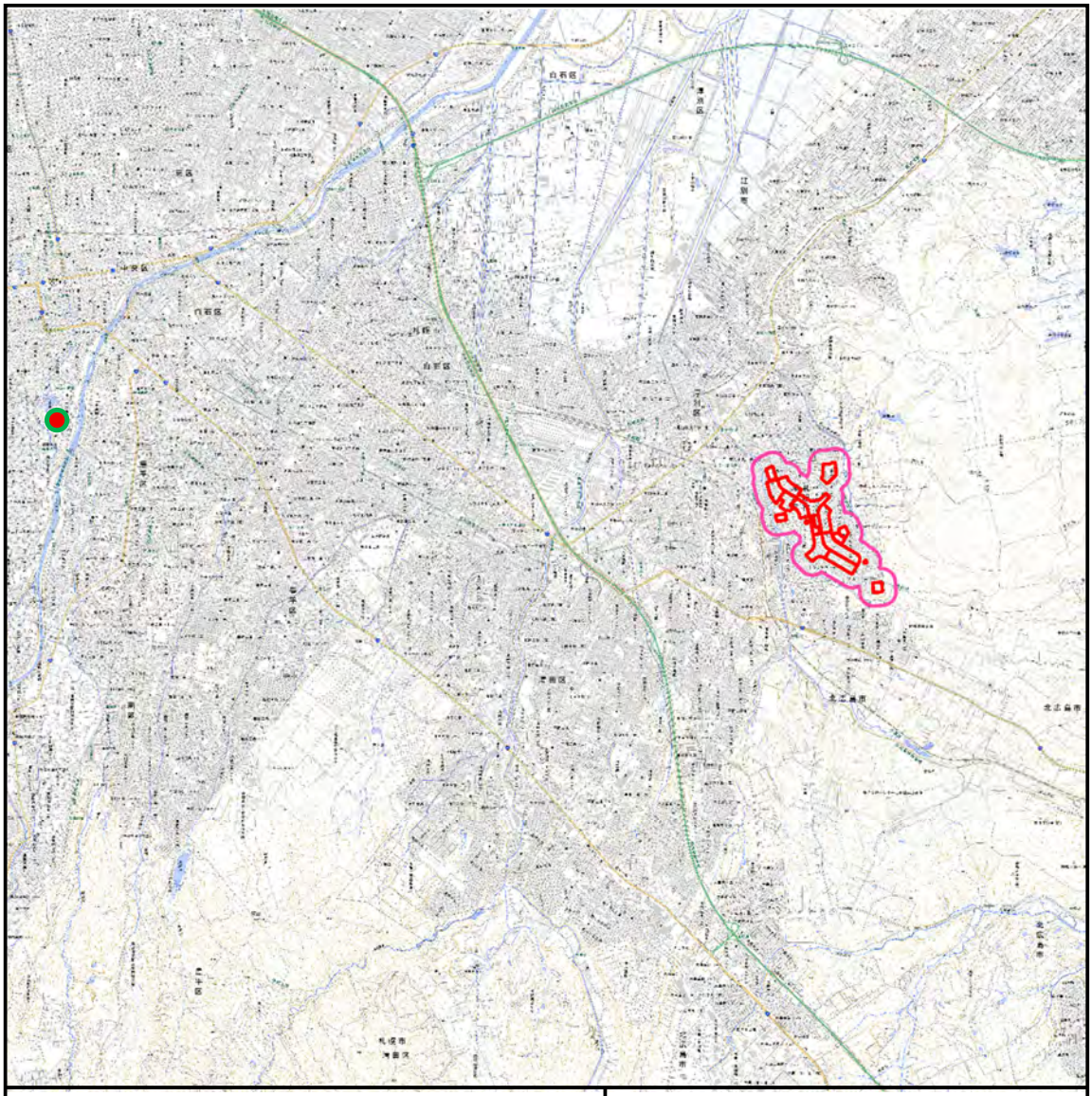

凡　例	
	事業実施想定区域
	市町村界
	影響想定地域（最大 200ｍ）
	地下水位観測地点（中島公園）

図 3.2.1-15

地下水位観測地点位置

※　国土地理院発行の電子地形図 25,000（オンデマンド版）の地形図(令和 2 年 11 月 17 日発行)を使用したものである。

N

1:100,000

0　2,500　5,000m

1）北海道立総合研究機構「地下水位地盤沈下観測記録」（平成 20 年～平成 29 年)より作図

③ 地盤沈下の状況

札幌市では地盤沈下の状況を把握するため、昭和 48 年から水準点を設置し、水準測量調査を実施している[1)]。

影響想定地域における観測水準点について、事業実施想定区域に隣接する「熊の沢公園」を表 3.2.1-25 及び図 3.2.1-16 に示す。

熊の沢公園の地盤沈下量観測結果を表 3.2.1-26 に示す。平成 9 年度から令和 2 年度にかけ沈下量は減少している。

表 3.2.1-25　影響想定地域における地盤沈下量観測水準点[1)]

調査地点	所在地	地形	地質
熊の沢公園	もみじ台西 6 丁目	台地、丘陵	火山灰

表 3.2.1-26　精密水準測量調査における地盤沈下量観測結果[1)]

地点及び項目 / 測定年度	沈下量(mm)
	熊の沢公園(標高 22.1407m)
平成 9 年～平成 16 年(8 年累積)	31.9
平成 17 年～平成 21 年(5 年累積)	1.8
平成 22 年～平成 27 年(6 年累積)	11.2
平成 28 年～令和 2 年(5 年累積)	4.1

出典:1) 札幌市環境局環境都市推進部「地盤沈下の現況及び調査 1.地盤沈下の現況」(令和 8 年 1 月 27 日現在)

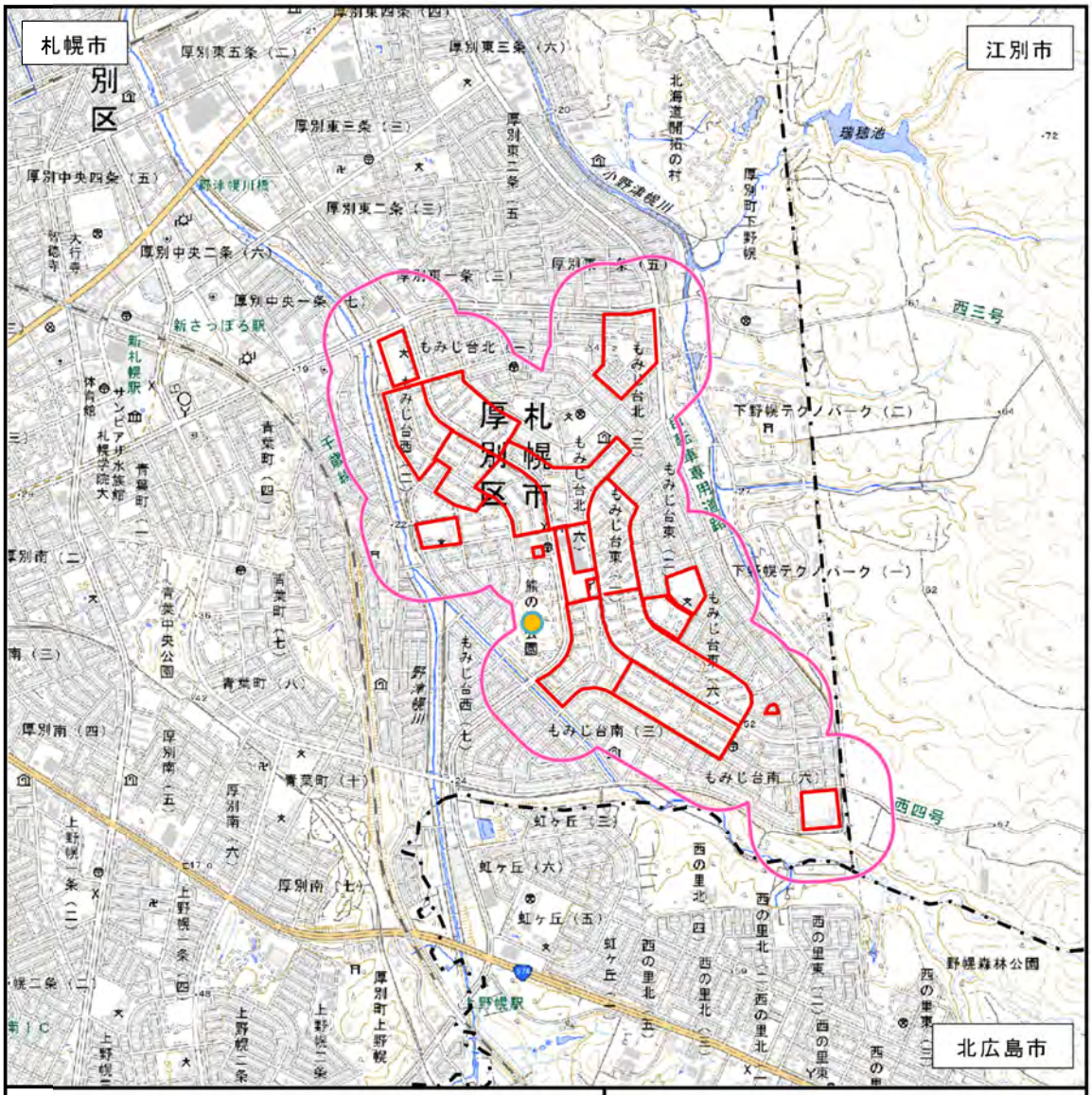

凡　例	
	事業実施想定区域
	市町村界
	影響想定地域（最大２００ｍ）
	地盤沈下観測地点（熊の沢公園）

図 3.2.1-16

地盤沈下観測地点位置

※　国土地理院発行の電子地形図 25,000（オンデマンド版）の地形図（令和２年 11 月 17 日発行）を使用したものである。

1:25,000

0　500　1,000m

1）札幌市環境局環境都市推進部「地盤沈下の現況及び調査」より作図

(5) その他

① 電波障害

影響想定地域(電波障害)を含むテレビ電波の受信エリアを、図 3.2.1-17 に示す[1)]。

テレビ放送の電波送信については、事業実施想定区域の周辺は、札幌送信所(手稲山)により電波の受信が確保される位置にある。

この他、電波法に基づく重要無線に係る「電波伝搬障害防止区域」が、事業実施想定区域の南に設定されている[2)]。

1) 一般社団法人放送サービス高度化推進協会(A-PAB)ホームページ「放送エリアのめやす」（令和 8 年 1 月 26 日）

2) 総務省「電波伝搬障害防止区域図」(令和 8 年 1 月 26 日)

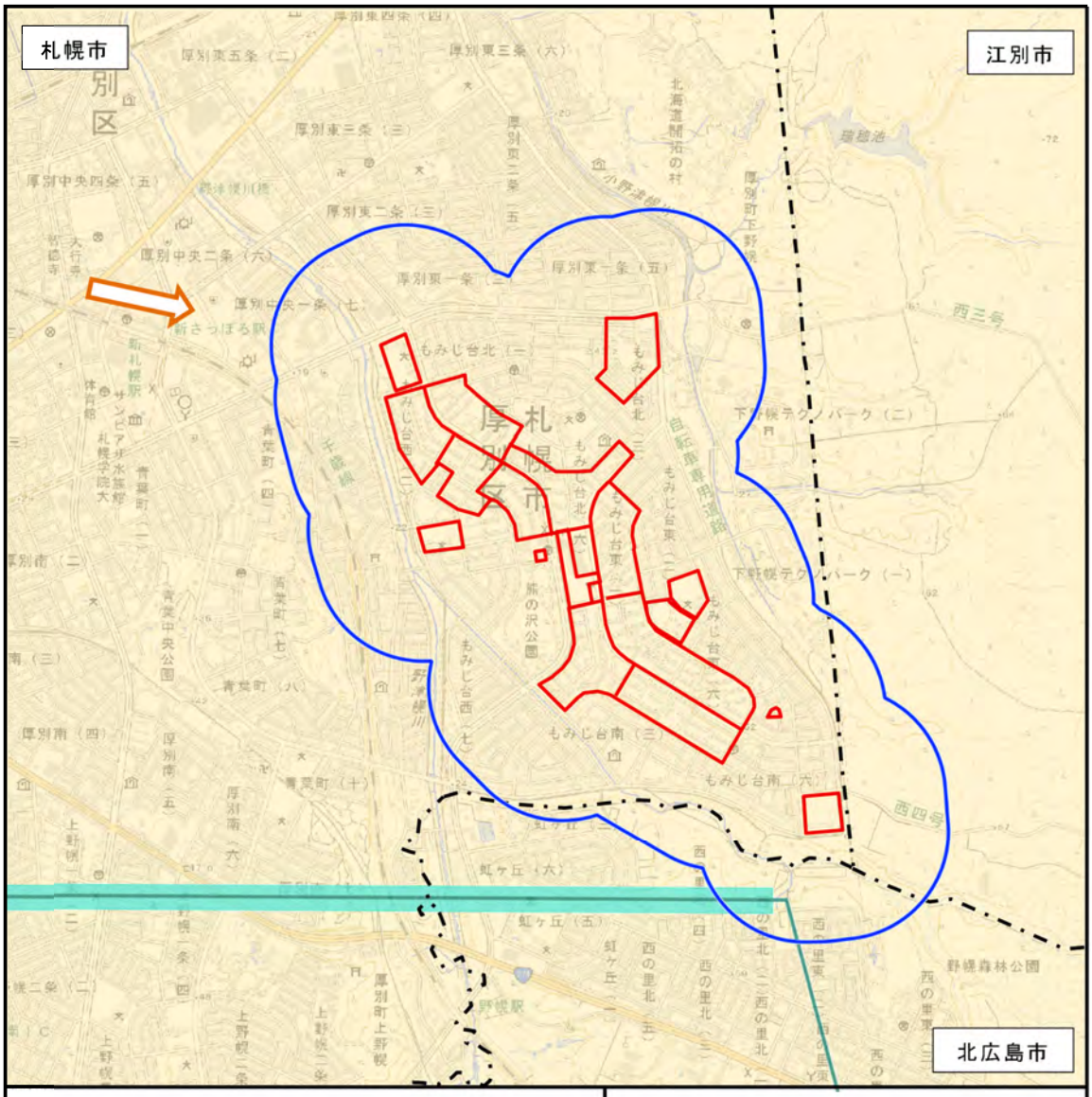

凡　例	
	事業実施想定区域
	市町村界
	影響想定地域（最大 400m）
	重要無線通信 電波伝搬路中心線
	重要無線通信 伝搬障害防止区域
	札幌送信所（手稲山）放送エリア
	手稲山からの電波到来方向

図 3.2.1-17
テレビ電波受信エリア及び
重要無線の電波伝搬障害防止区域

※ 国土地理院発行の電子地形図 25,000（オンデマンド版）の地形図（令和２年 11 月 17 日発行）を使用したものである。

N

1:25,000

0　500　1,000m

1) 一般社団法人放送サービス高度化推進協会（A-PAB）ホームページ「放送エリアのめやす」（令和８年１月 26 日）

2) 総務省「電波伝搬障害防止区域図」（令和８年１月 26 日）より作図

3.2.2 地域の自然的状況に係る項目

(1) 地形及び地質の状況

① 地形の分布状況

事業実施想定区域周辺の地形の分布状況を、表3.2.2-1及び図3.2.2-1に示す[1)2)]。

江別市から札幌市及び北広島市に、南北と西にかけて野幌台地が分布しており、事業実施想定区域はその中央部に位置する。

周囲には、北西側に石狩低地、東側に室蘭低地、南西側に島松丘陵が分布している。

表 3.2.2-1　事業実施想定区域の周辺における地形の分布状況[1)2)]

大分類	中分類	小分類	地形区
低地	石狩湾岸低地	石狩低地	D1-2
		恵庭・千歳低地	D1-4
	胆振沿岸低地	室蘭低地	D2-2
台地	半島北部台地	**野幌台地（事業実施想定区域）**	**C3-1a**
丘陵	半島北部丘陵	島松丘陵	B3-1

※1 **太字**は、事業実施想定区域の位置する地形を示す。
※2 地形区は、図 3.2.2-1 に対応している。

1) 国土庁土地局「土地分類図(地形分類図)北海道Ⅰ(石狩・後志・胆振支庁)」(昭和 50 年発行)
2) 国土庁土地局「土地分類図(地形分類図)北海道Ⅲ(空知支庁)」(昭和 50 年)

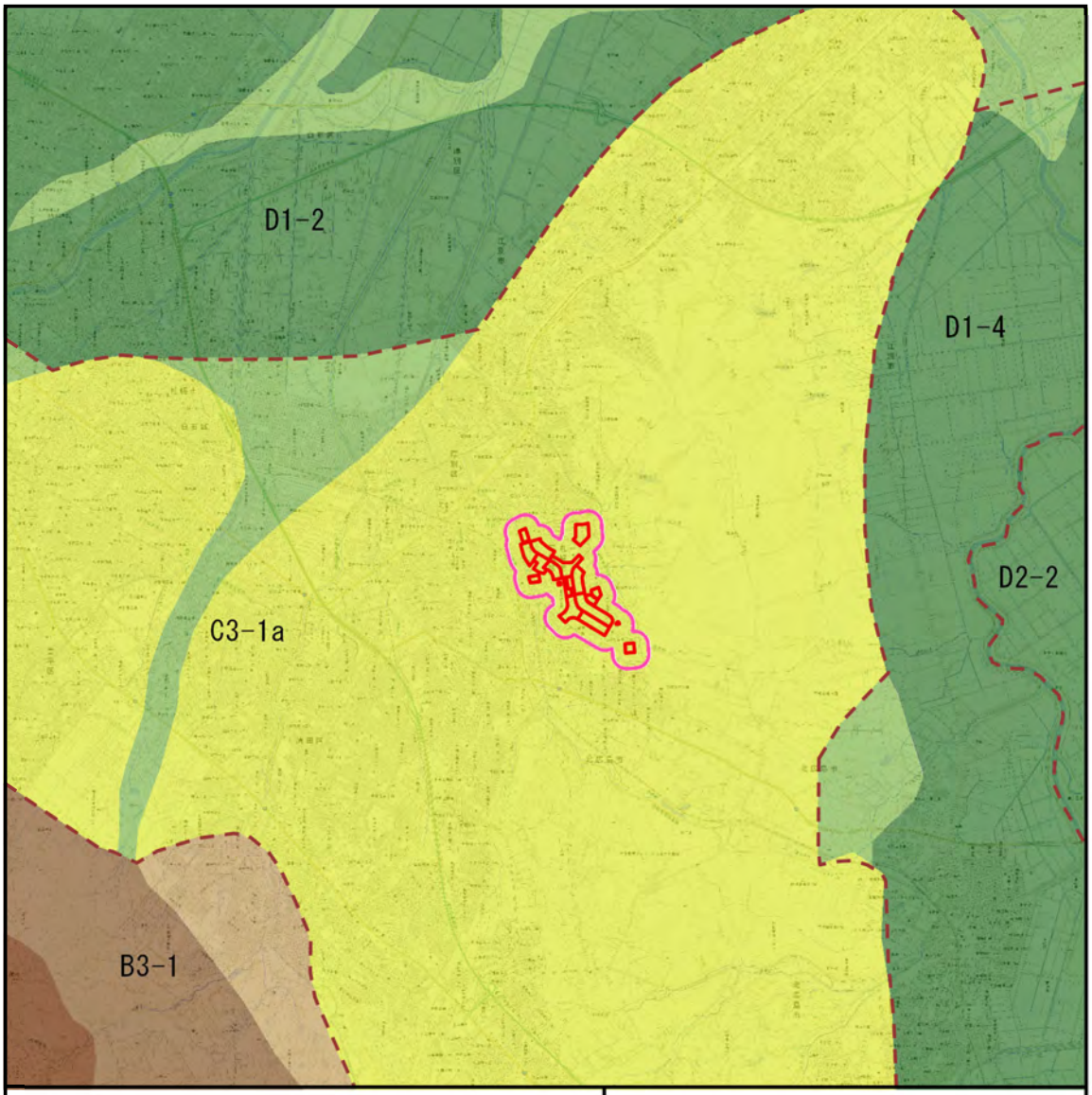

凡　例	
	事業実施想定区域
	影響想定地域（最大２００ｍ）
	地形地域区界線
	小起伏山地
	大起伏丘陵地
	小起伏丘陵地
	ローム台地（中位）
	扇状地性低地
	三角州低地

※1 地形区は、表 3.2.2-1 に対応している。

図 3.2.2-1

地形分類図

※ 国土地理院発行の電子地形図 25,000（オンデマンド版）の地形図(令和 2 年 11 月 17 日発行)を使用したものである。

1:100,000

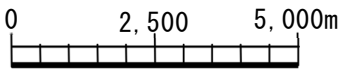

1) 国土庁土地局「土地分類図(地形分類図)北海道Ⅰ(石狩・後志・胆振支庁)」(昭和 50 年発行)
2) 国土庁土地局「土地分類図(地形分類図)北海道Ⅲ(空知支庁)」(昭和 50 年)

② 地質

事業実施想定区域及びその周辺における表層地質の分布状況を、表 3.2.2-2 及び図 3.2.2-2 に示す[1)2)]。

事業実施想定区域及びその周辺は、野津幌川沿いに現河川堆積物(砂、礫及び粘土)が南北に分布しており、その周辺に野幌層(下野幌縞状粘土層)、月寒火山灰層(支笏火山噴火物)、火山灰(支笏火山噴出物)が分布している。

東側は下野幌縞状粘土層（シルト、粘土、砂及び泥炭）及び小河川平野堆積物（砂）が分布している。

表 3.2.2-2　影響想定地域における地質の分布状況[1)2)]

地質時代		地層名	記号	岩相	図幅発刊年
第四紀	現生(沖積世)	現河川堆積物	AL	砂、礫、粘土	昭和 29 年
		泥炭土/低位泥炭	PL	ヨシ泥炭	
		小河川平野堆積物	A	砂	昭和 46 年
	更新世(洪積世)	支笏噴出物/月寒火山灰層	Tk	火山灰質粘土	昭和 29 年
		支笏噴出物/豊平浮石層	Sto	浮石質凝灰岩	
		支笏噴出物/野幌層	No	砂、礫、粘土	
		支笏火山噴出物	Sk	降下軽石、軽石流	昭和 46 年
		野幌層群/野幌砂礫層	Np3	礫、礫交り砂、粘土、砂	
		野幌層群/瑞穂池浮石質砂礫層	Np2	浮石質砂礫	
		野幌層群/下野幌縞状粘土層	Np1	シルト、粘土、砂、泥炭	

1) 北海道立地下資源調査所「5 万分の 1 地質図幅　札幌」(昭和 29 年)
2) 北海道立地下資源調査所「5 万分の 1 地質図幅　江別」(昭和 46 年)

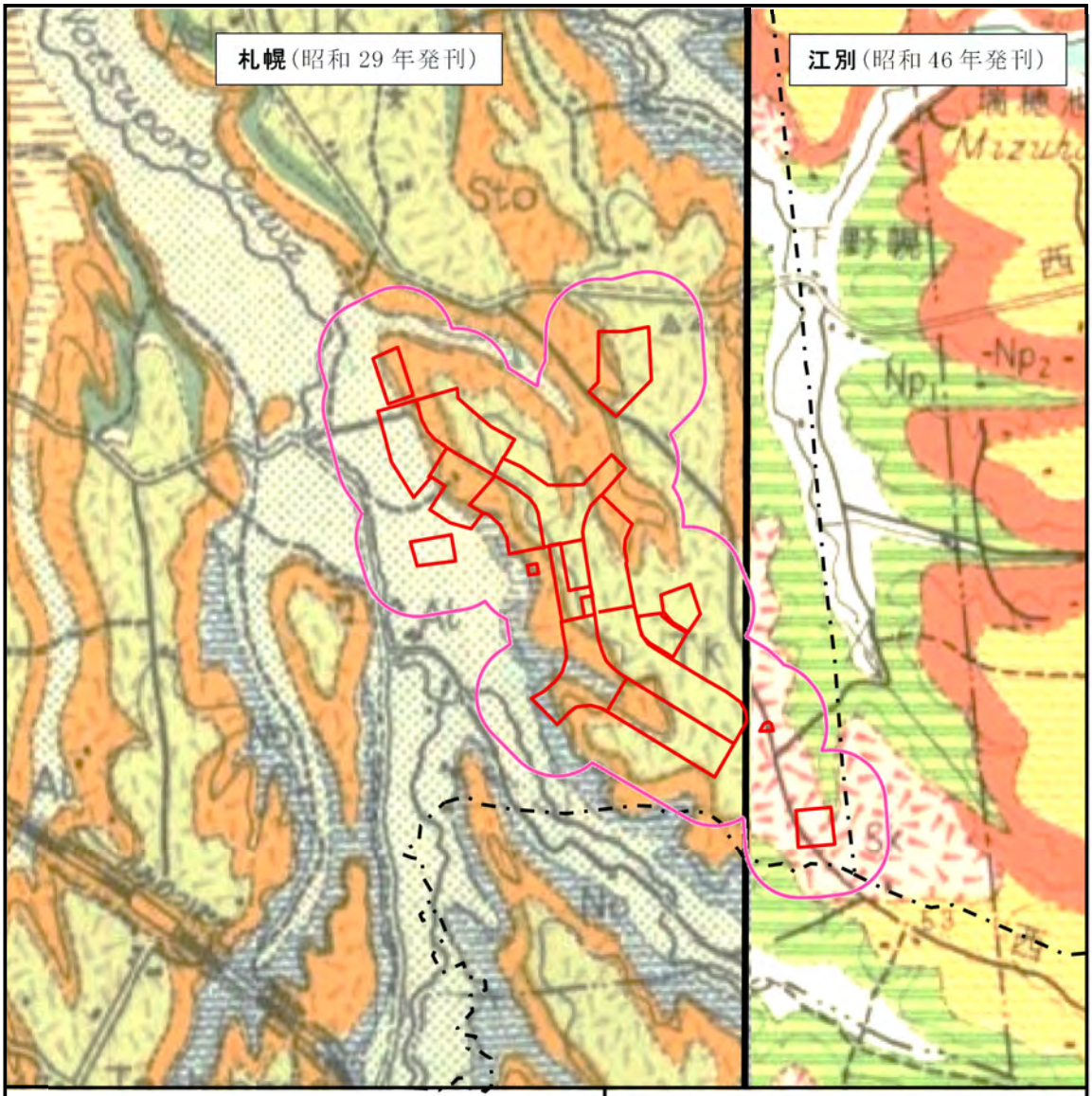

凡　例	
	事業実施想定区域
	影響想定地域（最大 200ｍ）
北海道立地下資源調査所「5 万分の 1 地質図幅」	

札幌（昭和 29 年発刊）		江別（昭和 46 年発刊）	
AL	現河川堆積物（砂，礫，粘土）	A	小河川平野堆積物（砂）
PL	低位泥炭（ヨシ泥炭）	Sk	支笏火山噴火物（降下軽石，軽石流）
TK	月寒火山灰層（火山灰質粘土）	Np_3	野幌砂礫層（礫，礫交り砂，粘土，砂）
Sto	火山灰（浮石質凝灰岩）	Np_2	瑞穂池浮石質砂礫層（浮石質砂礫）
No	野幌層（砂，礫，粘土）	Np_1	下野幌縞状粘土層（シルト，粘土，砂，泥炭）

図 3.2.2-2

表層地質図

※　国土地理院発行の電子地形図 25,000（オンデマンド版）の地形図（令和 2 年 11 月 17 日発行）を使用したものである。

1:25,000

0　500　1,000m

1）北海道立地下資源調査所「5 万分の 1 地質図幅　札幌」（昭和 29 年）
2）北海道立地下資源調査所「5 万分の 1 地質図幅　江別」（昭和 46 年）

③ 重要な地形・地質の分布状況

影響想定地域(地形及び地質)の周辺には、図 3.2.2-3 のとおり、南側に野幌丘陵が分布している。事業実施想定区域の周辺に重要な地形・地質は特に存在していない[1)]。

1) 小泉武栄・青木賢人(2000).日本の地形レッドデータブック―危機にある地形―第１集新装版

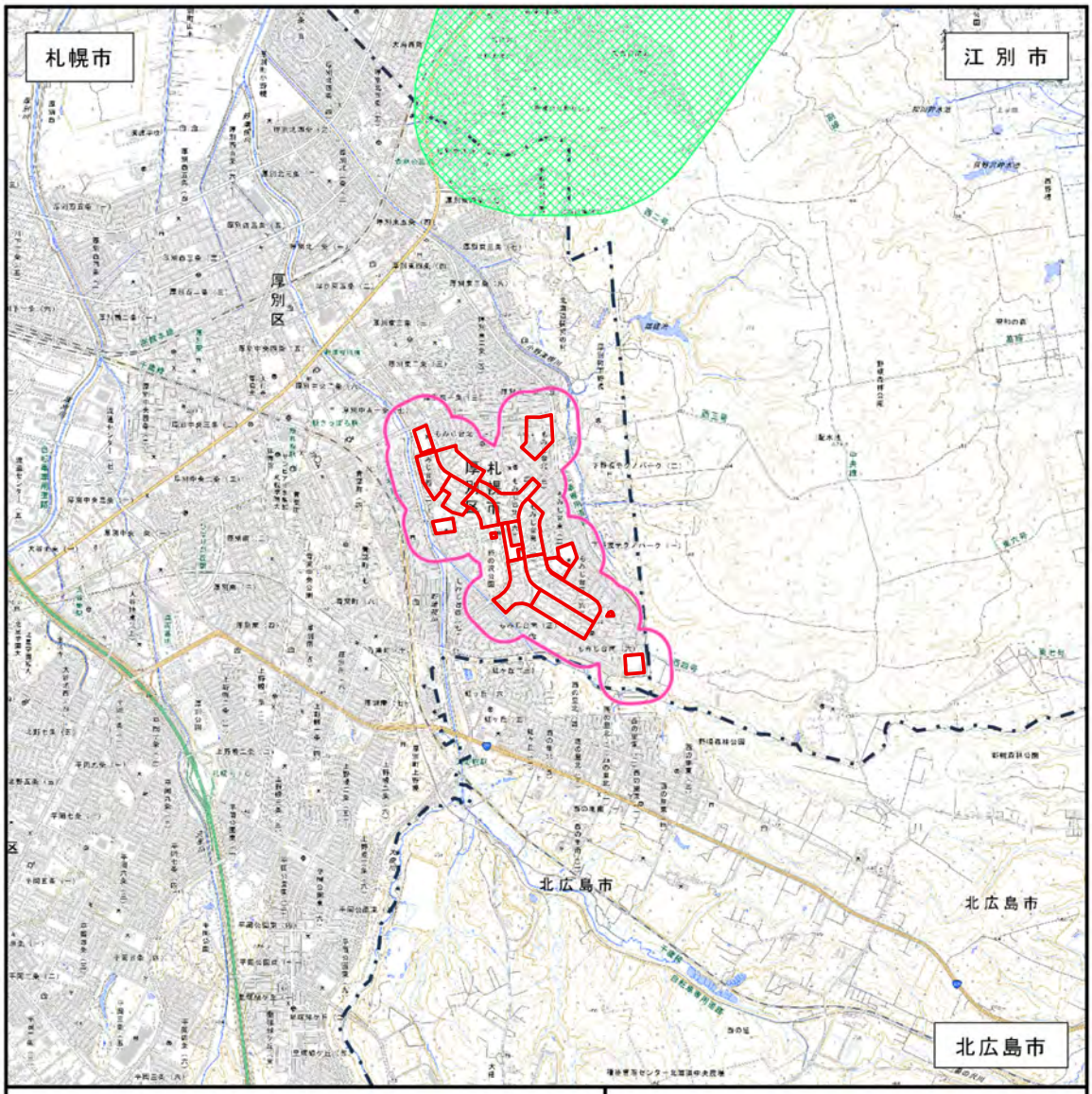

凡　例	
	事業実施想定区域
	市町村界
	影響想定地域（最大 200m）
	野幌丘陵

図 3.2.2-3

影響想定地域周辺の地形

※ 国土地理院発行の電子地形図 25,000（オンデマンド版）の地形図(令和 2 年 11 月 17 日発行)を使用したものである。

N

1:50,000

0　1,000　2,000m

1) 小泉武栄・青木賢人(2000).日本の地形レッドデータブック―危機にある地形―第 1 集新装版

④ 活断層

事業実施想定区域とその周辺における活断層の位置を、図 3.2.2-4 に示す。

事業実施想定区域及びその周辺には、札幌市東縁を画する野幌丘陵に分布する野幌丘陵断層帯が知られている。

野幌丘陵断層帯は、石狩平野南部において南北方向に延びる西側隆起の逆断層とされており、地表においては明瞭かつ連続した断層崖として確認されているものではない[1)2)]。

1) 北海道大学 岡 孝雄，1997，北海道とその周辺海域のネオテクトニクスに関する諸問題－付，札幌付近での活断層の存在と地震発生についての考察，加藤誠教授退官記念論文集，p427-p449.

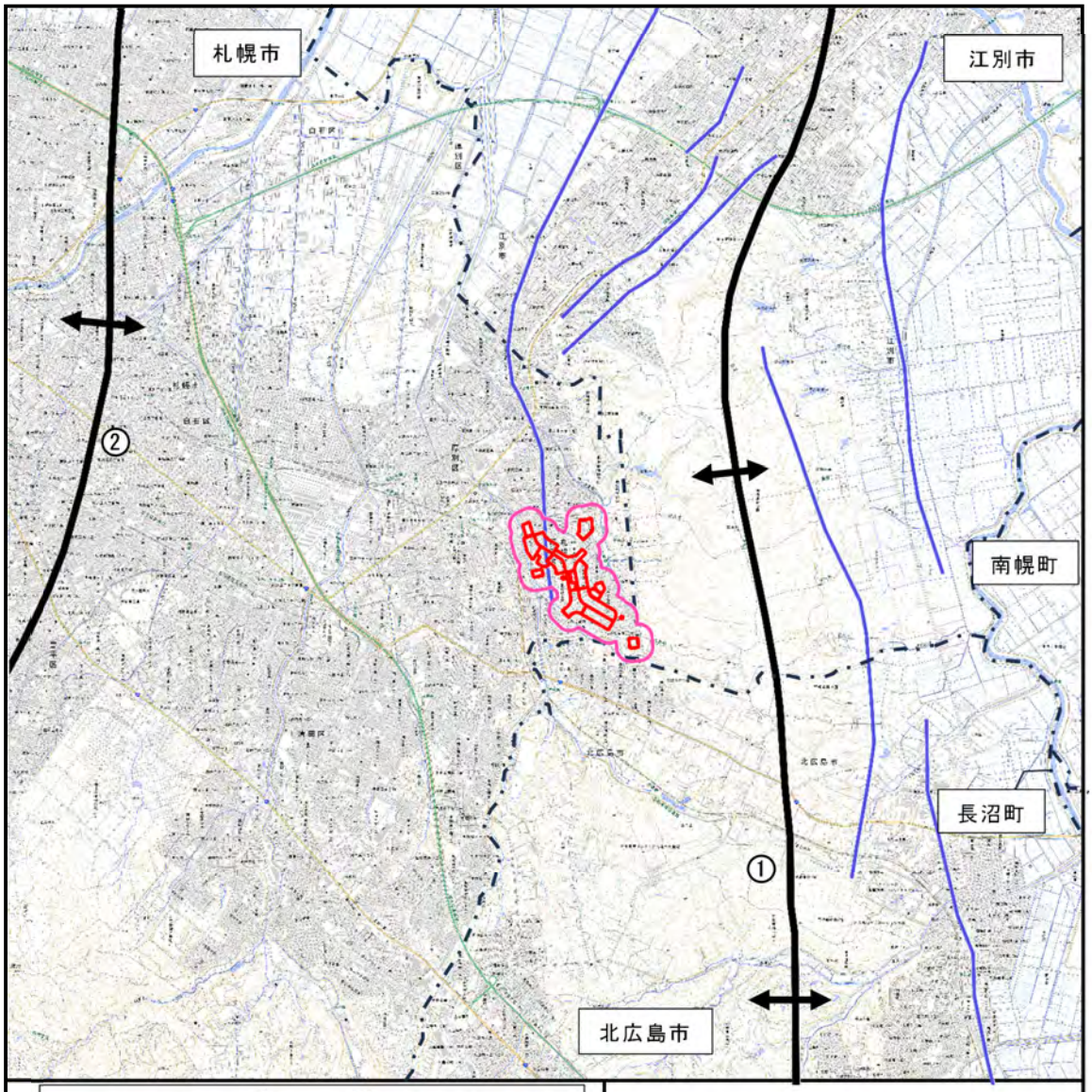

凡　例	
	事業実施想定区域
	影響想定地域（最大２００ｍ）
①	野幌背斜
②	月寒背斜
	背斜軸
	野幌丘陵断層帯

※1 背斜：地層が褶曲し波を打って山形に曲がっている部分（下図）を指し、明確な断層ではない。

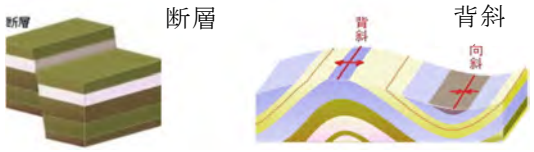

図 3.2.2-4

断層等の分布

※ 国土地理院発行の電子地形図 25,000（オンデマンド版）の地形図(令和２年 11 月 17 日発行)を使用したものである。

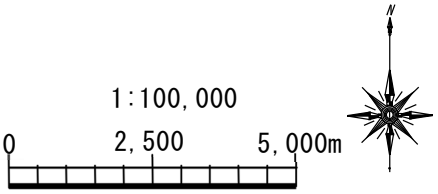

出典：1) 北海道大学 岡 孝雄，1997，北海道とその周辺海域のネオテクトニクスに関する諸問題－付，札幌付近での活断層の存在と地震発生についての考察，加藤誠教授退官記念論文集，p427-p449.
2) 北海道，2000，石狩低地東縁断層帯及び当別断層に関する調査，平成 11 年度地震関係基礎調査交付金成果報告書，p147.
3) 北海道，2001，当別断層に関する調査，平成 12 年度地震関係基礎調査交付金成果報告書，p166.

(2) 動植物の生息または生育、植生及び生態系の状況

① 植物

A 植物種及び植物群落群の状況

事業実施想定区域及びその周辺における植物種の状況は、文献その他の資料を収集・整理することにより把握した。

(A) 植物種

事業実施想定区域及びその周辺における植物種について、文献その他の資料により 135 科 1,244 種を確認した[1)～9)]。植物種の概要を表 3.2.2-3 に示す。

確認種数は、小葉類 2 科 10 種、大葉シダ植物 15 科 108 種、裸子植物 3 科 15 種、基部被子植物 6 科 12 種、単子葉植物 20 科 312 種、真正双子葉植物 89 科 787 種であった。

1) 北海道レッドデータブック(2001 年)
2) 札幌市版レッドリスト 2016
3) 札幌市版レッドリスト 2016 ガイドブック
4) 北広島市「第 3 次北広島市環境基本計画　資料 6.北広島市の動植物調査結果」(2021 年 3 月)
5) 特別天然記念物野幌原始林保存活用計画　巻末資料 3.野幌原始林および周辺地域の動植物
(2025 年 4 月 1 日)
6) サイエンスミュージアムネット　S-Net(2025 年 12 月 19 日現在)
7) 「野幌森林公園地域の種子植物相（北海道博物館研究紀要　第 3 号)」(2018 年 3 月)
8) 「野幌森林公園地域の種子植物相 (2) ―過去の植物相調査記録の統合と APG による再整理―（北海道博物館研究紀要　第 5 号)」(2020 年 3 月)
9) 「野幌森林公園地域のシダ植物相（北海道博物館研究紀要　第 8 号)」(2023 年 3 月)
10) 自然ふれあい交流館「デジタル自然図鑑」(2025 年 12 月 18 日現在)

表 3.2.2-3　植物種の概要[1)～10)]

分類群	主な確認種
小葉類	ヒメスギラン、トウゲシバ、ホソバトウゲシバ、ヤチスギラン、エゾヒカゲノカズラ、ヒカゲノカズラ、マンネンスギ、タチマンネンスギ、ヒモカズラ、エゾノヒモカズラ 【2 科 10 種】
大葉シダ植物	スギナ、トクサ、エゾフユノハナワラビ、ナガホノナツノハナワラビ、ゼンマイ、ヤマドリゼンマイ、クジャクシダ、オウレンシダ、ワラビ、トラノオシダ、コタニワタリ、イヌガンソク、コウヤワラビ、クサソテツ、シシガシラ、エゾメシダ、ヤマイヌワラビ、ヒメシダ、ミヤマワラビ、ホソバナライシダ、オシダ、シラネワラビ、ホテイシダ、オシャグジデンダ、イワオモダカ、キタダケデンダ、ヒメハナワラビ、ヒロハハナヤスリ、チャセンシダ、ミヤマイワデンダ等 【15 科 108 種】
裸子植物	アオトドマツ、トドマツ、カラマツ、ドイツトウヒ、アカエゾマツ、エゾマツ、チョウセンゴヨウ、キタゴヨウ、ストローブマツ、ヨーロッパアカマツ、スギ、ミヤマビャクシン、イヌガヤ、ハイイヌガヤ、イチイ 【3 科 15 種】
基部被子植物	コウホネ、チョウセンゴミシ、ドクダミ、オクエゾサイシン、ウスバサイシン、ユリノキ、コブシ、キタコブシ、ホオノキ、ヒトリシズカ、フタリシズカ 【6 科 12 種】
単子葉植物	ミズバショウ、ツクバネソウ、クルマバツクバネソウ、エンレイソウ、オオバナノエンレイソウ、ミヤマエンレイソウ、ホウチャクソウ、チゴユリ、オオウバユリ、ツバメオモト、キンセイラン、サルメンエビネ、ユウシュンラン、トケンラン、サイハイラン、ツチアケビ、アケボノシュスラン、エゾサカネラン、コケイラン、ネジバナ、マイヅルソウ、ユキザサ、オオアマドコロ、ツユクサ、ミズアオイ、ミクリ、タマミクリ、ガマ、クシロヤガミスゲ、コヌカグサ、オオスズメノテッポウ、ハルガヤ、カモガヤ、シバムギ、ササガヤ、オオアワガエリ、ヌマイチゴツナギ、ナガハグサ、ヨシ、ホソバヒルムシロ等　【20 科 312 種】
真正双子葉植物	フクジュソウ、ヤマシャクヤク、ムラサキツメクサ、エゾノミズタデ、ヒメスイバ、キツリフネ、ヘラオオバコ、キヨスミウツボ、ヒメジョオン、コウリンタンポポ、オオハンゴンソウ、オオアワダチソウ、ネバリノギク、ユウゼンギク、ミズナラ、コナラ、エゾイタヤ、シラカンバ、ハルニレ、アキタブキ、シウリザクラ、エゾエンゴサク、オオヨモギ、タラノキ、アオダモ、ハウチワカエデ、キツネノボタン、サラシナショウマ、クサフジ、ホソバノツルリンドウ、ミヤマザクラ、ハリギリ、フッキソウ、ヤマブドウ、ヤブマメ、ヤブハギ、コメツブウマゴヤシ、シロツメクサ、ノラニンジン、エゾタンポポ等　【89 科 787 種】

1) 北海道レッドデータブック(2001 年)
2) 札幌市版レッドリスト 2016
3) 札幌市版レッドリスト 2016 ガイドブック
4) 北広島市「第 3 次北広島市環境基本計画　資料 6.北広島市の動植物調査結果」(2021 年 3 月)
5) 特別天然記念物野幌原始林保存活用計画　巻末資料 3.野幌原始林および周辺地域の動植物
(2025 年 4 月 1 日)
6) サイエンスミュージアムネット　S-Net(2025 年 12 月 19 日現在)
7) 「野幌森林公園地域の種子植物相（北海道博物館研究紀要　第 3 号)」(2018 年 3 月)
8) 「野幌森林公園地域の種子植物相（2）―過去の植物相調査記録の統合と APG による再整理―（北海道博物館研究紀要　第 5 号)」(2020 年 3 月)
9) 「野幌森林公園地域のシダ植物相（北海道博物館研究紀要　第 8 号)」(2023 年 3 月)
10) 自然ふれあい交流館「デジタル自然図鑑」(2025 年 12 月 18 日現在)

(B) 植物群落

事業実施想定区域及びその周辺における植物群落の分布状況を、図 3.2.2-5 の現存植生図にまとめた[1)]。

事業実施想定区域及びその西側は市街地となっており、その中にシラカンバ-ミズナラ群落が点在して分布する。

区界の江別市側にはトドマツ-ミズナラ群落及びエゾイタヤ-ミズナラ群落の天然林を中心に、トドマツ植林、アカエゾマツ植林及びカラマツ植林等の植林が分布している。

南側にある札幌市と北広島市の区界周辺には、オオヨモギ群落、シラカンバ-ミズナラ群落及びコナラ-ミズナラ群落が分布している。

1) 環境省「第 6 回～第 7 回自然環境保全基礎調査(現存植生図)」(平成 11 年～平成 17 年)

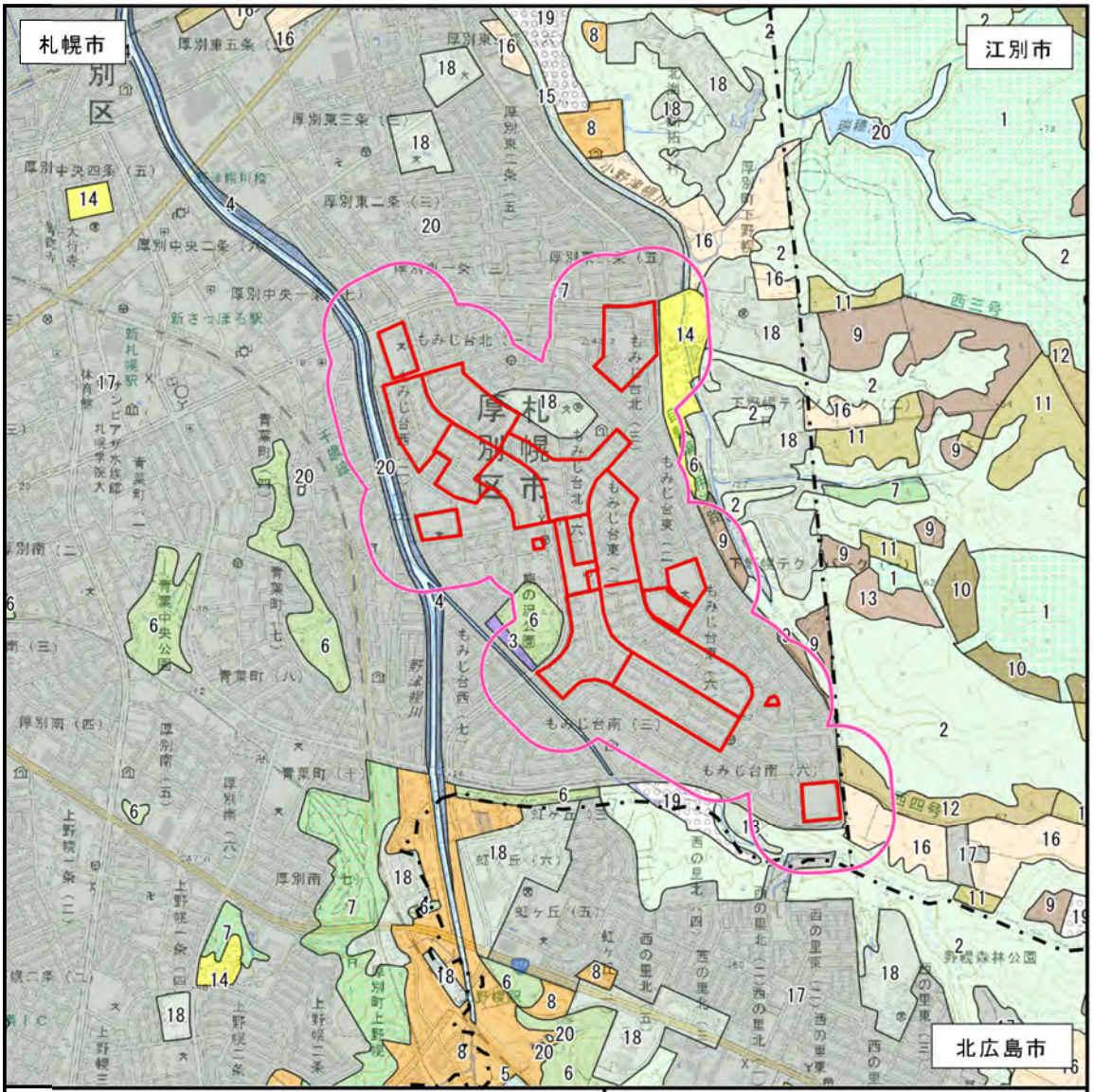

凡例			
	事業実施想定区域		
	市町村界		
	影響想定地域（最大２００ｍ）		
1	トドマツ-ミズナラ群落	11	カラマツ植林
2	エゾイタヤ-ミズナラ群落	12	外国産樹種植林
3	ハンノキ-ヤチダモ群集	13	その他植林
4	ヤナギ高木群落（Ⅳ）	14	ゴルフ場・芝地
5	ササ-シラカンバ群落	15	路傍・空地雑草群落
6	シラカンバ-ミズナラ群落	16	畑雑草群落
7	コナラ-ミズナラ群落	17	市街地
8	オオヨモギ群落	18	緑の多い住宅地
9	トドマツ植林	19	造成地
10	アカエゾマツ植林	20	開放水面

図 3.2.2-5　現存植生図

※　国土地理院発行の電子地形図 25,000（オンデマンド版）の地形図(令和 7 年 11 月 17 日発行)を使用したものである。

N

1:25,000

0　500　1,000m

1）環境省「第 6 回～第 7 回自然環境保全基礎調査（現存植生図）」（平成 11 年～平成 17 年）より作図

B 重要な植物の分布状況

植物の重要な種は文献その他の資料により確認された種のうち、表 3.2.2-4 に示す法令及びレッドリスト等により選定されている種とした。

表 3.2.2-4 重要な植物の選定基準

選定基準		カテゴリー
A	「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）	国特：特別天然記念物
		国：天然記念物
	「北海道文化財保護条例」（昭和 30 年条例第 83 号）	道：天然記念物
	「札幌市文化財保護条例」（昭和 34 年 10 月 15 日条例第 31 号）	札：札幌指定文化財
	「江別市文化財保護条例」（昭和 44 年 12 月 23 日条例第 20 号）	江：江別指定文化財
	「北広島市文化財保護条例」（平成 6 年 3 月 24 日条例第 9 号）	北：北広島市指定文化財
B	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号）	内：国内希少野生動植物種
		特定：特定国内希少野生動植物種
		急：緊急指定種
C	「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」（平成 25 年北海道条例第 9 号）	特：特定希少野生動植物種
		指：指定希少野生動植物種
D	「環境省第 5 次レッドリスト（維管束植物）」（令和 7 年、環境省）	EX：絶滅
		EW：野生絶滅
		CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類
		CR：絶滅危惧ⅠA 類
		EN：絶滅危惧ⅠB 類
		VU：絶滅危惧Ⅱ類
		NT：準絶滅危惧
		DD：情報不足
		LP：絶滅のおそれのある地域個体群
E	「北海道の希少野生生物　北海道レッドデータブック 2001」（平成 13 年、北海道）の掲載種	Ex：絶滅種
		Ew：野生絶滅種
		Cr：絶滅危機種
		En：絶滅危惧種
		Vu：絶滅危急種
		R ：希少種
		Lp：地域個体群
		N ：留意種
F	「札幌市版レッドリスト 2016」（平成 28 年、札幌市）の掲載種	EX+EW：今見られない
		CR：絶滅危惧ⅠA 類
		EN：絶滅危惧ⅠB 類
		VU：絶滅危惧Ⅱ類
		NT：準絶滅危惧
		DD：情報不足
		N ：留意

(A) 植物種

事業実施想定区域及びその周辺における需要な植物種については、文献その他の資料により表 3.2.2-5 に示す 42 科 181 種を確認した。

既存資料によると、多くの重要種が事業実施想定区域の東側に位置する道立自然公園野幌森林公園に生育している。

1) 北海道レッドデータブック(2001 年)
2) 札幌市版レッドリスト 2016
3) 札幌市版レッドリスト 2016 ガイドブック
4) 北広島市「第 3 次北広島市環境基本計画　資料 6.北広島市の動植物調査結果」(2021 年 3 月)
5) 特別天然記念物野幌原始林保存活用計画　巻末資料 3.野幌原始林および周辺地域の動植物
(2025 年 4 月 1 日)
6) サイエンスミュージアムネット　S-Net(2025 年 12 月 19 日現在)
7) 「野幌森林公園地域の種子植物相（北海道博物館研究紀要　第 3 号)」(2018 年 3 月)
8) 「野幌森林公園地域の種子植物相 (2) ―過去の植物相調査記録の統合と APG による再整理―（北海道博物館研究紀要　第 5 号)」(2020 年 3 月)
9)「野幌森林公園地域のシダ植物相（北海道博物館研究紀要　第 8 号)」(2023 年 3 月)
10) 自然ふれあい交流館「デジタル自然図鑑」(2025 年 12 月 18 日現在)

表 3.2.2-5 文献資料による重要な種一覧(植物)[1)～10)] (1/4)

科名	和名	選定基準					
		A	B	C	D	E	F
イワヒバ	エゾノヒモカズラ				VU		VU
トクサ	フサスギナ				VU	Vu	
ハナヤスリ	ヒメハナワラビ				VU		EN
	イブリハナワラビ				EN	Cr	CR
	ヒロハハナヤスリ					Nt	NT
ゼンマイ	ヤシャゼンマイ					Nt	VU
コケシノブ	ヒメハイホラゴケ						NT
チャセンシダ	チャセンシダ					Nt	EN
イワデンダ	ミヤマイワデンダ				NT	Nt	EN
	キタダケデンダ				CR		CR
メシダ	イワイヌワラビ						VU
	カラフトミヤマシダ					Nt	
オシダ	ミサキカグマ					Nt	
ウラボシ	オオエゾデンダ				EN	Nt	EN
ヒノキ	ミヤマビャクシン					Vu	VU
ウマノスズクサ	オクエゾサイシン					Nt	
	ウスバサイシン					Nt	
サトイモ	ヒンジモ				EN	En	VU
オモダカ	アギナシ				NT		NT
ヒルムシロ	ホソバヒルムシロ				VU		NT
	イトモ				NT		
シュロソウ	シラオイエンレイソウ				VU		
	ヒダカエンレイソウ					Nt	
	コジマエンレイソウ				VU	Nt	VU
ユリ	カタクリ					N	
	クロユリ					Nt	NT
	ホトトギス					Nt	
ラン	キンセイラン				VU	En	VU
	サルメンエビネ				VU	En	VU
	クゲヌマラン				VU	Vu	
	ユウシュンラン				NT	En	
	モイワラン				CR		CR
	トケンラン				VU		VU
	クマガイソウ				VU	En	
	ホテイアツモリソウ		特定		CR	Cr	CR
	コイチヨウラン					En	NT
	カキラン					Vu	VU
	ミヤマウズラ						N
	タカネトンボ				VU		VU
	オオフガクスズムシ				EN		
	アリドオシラン					Nt	NT
	コフタバラン					Nt	NT
	エゾサカネラン					Cr	NT
	サカネラン				VU	Cr	VU
	ヒロハトンボソウ				VU		VU
	ツレサギソウ					Nt	
	トキソウ				NT	Vu	VU
	ヤマトキソウ					En	

表 3.2.2-5　文献資料による重要な種一覧(植物)[1)～10)]　(2/4)

科名	和名	選定基準					
		A	B	C	D	E	F
アヤメ	ノハナショウブ						N
クサスギカズラ	スズラン						N
	コウライワニグチソウ				NT	Nt	EN
ミズアオイ	ミズアオイ				NT	Vu	NT
ガマ	ミクリ				NT	Nt	
	タマミクリ				NT		NT
	ナガエミクリ				NT		NT
	ヒメミクリ				VU	Nt	VU
	ヒメガマ					Nt	NT
イグサ	ミクリゼキショウ						NT
	セキショウイ				VU		VU
	ホロムイコウガイ				EN	Vu	
カヤツリグサ	ジョウロウスゲ				VU	Nt	VU
	ホソスゲ				CR	Vu	
	コタヌキラン					Nt	
	イトスゲ					Nt	
	ヤガミスゲ					Nt	
	トマリスゲ						N
	ホソバオゼヌマスゲ				NT		NT
	アカスゲ				VU	Vu	
	アシボソスゲ				NT		NT
	ミヤケスゲ				VU	Nt	
	ホロムイクグ				VU	Vu	
	エゾハリスゲ				EN		NT
	サヤスゲ				EN		
	エゾサワスゲ				NT		NT
	オオイヌノハナヒゲ						N
イネ	エゾヤマコウボウ					Nt	
	ヤマオオウシノケグサ				EN	Vu	EN
	ムツオレグサ					Nt	
	ヒメウキガヤ					Nt	NT
	ウキガヤ					Nt	NT
	キタササガヤ					Nt	NT
	ササガヤ					Nt	NT
	アイヌソモソモ						N
	タチイチゴツナギ				EN		
	フォーリーガヤ				EN		CR
	ホソバドジョウツナギ				EN		NT
マツモ	マツモ					Nt	NT
キンポウゲ	フクジュソウ					Vu	
	フタマタイチゲ				NT	Nt	
	クロバナハンショウヅル				VU	Nt	VU
	シラネアオイ					Vu	
	コキツネノボタン				VU		
	イトキンポウゲ				NT	Nt	NT
	アポイカラマツ				VU	Nt	
	チャボカラマツ				VU		VU
	シナノキンバイソウ						N

表 3.2.2-5　文献資料による重要な種一覧(植物)[1)～10)] (3/4)

科名	和名	選定基準					
		A	B	C	D	E	F
ボタン	ヤマシャクヤク				NT	Nt	NT
	ベニバナヤマシャクヤク				VU	En	NT
ユキノシタ	エゾノチャルメルソウ					Nt	VU
	ヤグルマソウ					Nt	
ベンケイソウ	カラフトミセバヤ						VU
マメ	エゾモメンヅル				CR	En	
	タイツリオウギ					Nt	EX+EW
	モメンヅル					Nt	EX+EW
	イワオウギ					Nt	VU
バラ	クロミサンザシ				EN	Cr	
	エゾサンザシ				DD		EN
	ヤチイチゴ						VU
	エゾシモツケ				VU		VU
アサ	エゾエノキ					Nt	VU
イラクサ	トキホコリ				NT	Vu	
ヤマモモ	ヤチヤナギ						N
ウリ	ゴキヅル					Nt	NT
オトギリソウ	マシケオトギリ					Nt	
	エゾオトギリ				VU		VU
スミレ	ジンヨウキスミレ				VU	Vu	CR
	タニマスミレ				EN	Cr	EX+EW
	オオバタチツボスミレ				NT		NT
	ナガハシスミレ					Nt	
ヤナギ	エゾミヤマヤナギ				NT	Nt	NT
トウダイグサ	マルミノウルシ				NT	Vu	NT
ミソハギ	ミズスギナ				CR		
アブラナ	モイワナズナ				EN	Vu	VU
	ワサビ					Nt	
	タカネグンバイ				EN	Vu	EN
タデ	エゾノミズタデ					Vu	NT
	ヒメタデ				DD		
	ヤナギヌカボ				NT	Nt	VU
	ナガバノウナギツカミ				NT		NT
	サデクサ					Nt	NT
	ヌカボタデ				VU		
	ホソバイヌタデ				NT		
	ノダイオウ				VU		VU
ナデシコ	タチハコベ				VU		VU
	クシロワチガイソウ				VU	Vu	VU
	エゾマンテマ				VU	Vu	VU
ハナシノブ	エゾノハナシノブ				VU	Nt	NT
サクラソウ	サクラソウモドキ				EN	Nt	CR
	エゾコザクラ					Nt	VU
	クリンソウ					Vu	VU
	エゾオオサクラソウ					Nt	VU
	サクラソウ				NT	Vu	
	ハイハマボッス				NT	Vu	DD

表 3.2.2-5　文献資料による重要な種一覧(植物)[1)～10)]　(4/4)

科名	和名	選定基準					
		A	B	C	D	E	F
ツツジ	オオウメガサソウ				NT		NT
	エゾノツガザクラ						N
アカネ	エゾキヌタソウ				VU		VU
	エゾムグラ				VU	Nt	
リンドウ	ハルリンドウ					Nt	
	ホロムイリンドウ					Nt	NT
	ホソバノツルリンドウ				VU		VU
キョウチクトウ	チョウジソウ				NT	Vu	VU
	スズサイコ				NT	Nt	VU
ムラサキ	エゾルリムラサキ				CR	Cr	CR
	エゾルリソウ				CR		
オオバコ	オオアブノメ				VU		
	キクバクワガタ						VU
タヌキモ	タヌキモ				NT		
	ヒメタヌキモ				NT	Vu	
	ムラサキミミカキグサ				NT	Vu	
シソ	カイジンドウ				VU		EN
	テンニンソウ					Nt	
	エゾナミキ				VU		
	テイネニガクサ				NT	Nt	VU
ハマウツボ	ミヤママコナ					Nt	NT
	タカネシオガマ					Nt	
	キヨスミウツボ					Nt	NT
キキョウ	バアソブ				VU		VU
	サワギキョウ						N
キク	イワヨモギ				VU		NT
	ヤナギタウコギ				VU	En	
	キクタニギク				NT		
	アポイアズマギク				EN	Vu	
	コモチミミコウモリ				NT		NT
	フォーリーアザミ				VU		VU
	エゾヨモギギク				VU	En	
	エゾタンポポ						EN
	オナモミ				VU		
ガマズミ	ヒロハガマズミ				EN	Nt	EN
スイカズラ	エゾヒョウタンボク				VU		VU
	ベニバナヒョウタンボク				VU		VU
セリ	ヌマゼリ				NT		VU
42 科	181 種	0 種	1 種	0 種	111 種	111 種	120 種

1) 北海道レッドデータブック(2001 年)
2) 札幌市版レッドリスト 2016
3) 札幌市版レッドリスト 2016 ガイドブック
4) 北広島市「第 3 次北広島市環境基本計画　資料 6.北広島市の動植物調査結果」(2021 年 3 月)
5) 特別天然記念物野幌原始林保存活用計画　巻末資料 3.野幌原始林および周辺地域の動植物
(2025 年 4 月 1 日)
6) サイエンスミュージアムネット　S-Net(2025 年 12 月 19 日現在)
7) 「野幌森林公園地域の種子植物相（北海道博物館研究紀要　第 3 号)」(2018 年 3 月)
8) 「野幌森林公園地域の種子植物相 (2) ―過去の植物相調査記録の統合と APG による再整理―（北海道博物館研究紀要　第 5 号)」(2020 年 3 月)
9)「野幌森林公園地域のシダ植物相（北海道博物館研究紀要　第 8 号)」(2023 年 3 月)
10) 自然ふれあい交流館「デジタル自然図鑑」(2025 年 12 月 18 日現在)

(B) 植物群落

需要な植物群落は表 3.2.2-6 に示すレッドデータブック等により選定されている群落とした。

事業実施想定区域及びその周辺に存在する重要な植物群落は、表 3.2.2-7 及び図 3.2.2-6 に示すとおり、「植物群落レッドデータブック [1)]」及び「第 2 回自然環境保全基礎調査(特定植物群落調査)[2)]」に掲載されている野幌自然休養林がある。

なお、「植物群落レッドデータブック」において野幌自然休養林の明確な範囲は示されていない。

表 3.2.2-6　重要な植物群落の選定基準

選定基準		カテゴリー
A	環境庁「第 2 回自然環境保全基礎調査(特定植物群落調査)」(昭和 53 年～昭和 54 年)	特定植物群落
		A:原生林もしくはそれに近い自然林
		B:国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群
		C:比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、解離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群
		D:砂丘、断崖地、塩湖地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの
		E:郷土景観を代表する植物群で、特にその群落の特徴が典型的なもの
		F:過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの
		G:乱獲その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群
		H:その他、学術上重要な植物群落または個体群
B	「植物群落レッドデータブック」(我が国における保護上重要な植物種および植物群落研究委員会植物群落分科会,1996)	4:緊急に対策必要
		3:対策必要
		2:破壊の危惧
		1:要注意
C	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号)	生息地等保護区
D	北海道生物の多様性の保全等に関する条例	生息地等保護区

表 3.2.2-7　重要な植物群落

所在地	特定植物群落	選定基準			
		A	B	C	D
江別市、北広島市	野幌自然休養林	A・E	4		

1) 「植物群落レッドデータブック(我が国における保護上重要な植物種および植物群落研究委員会植物群落分科会,1996)」
2) 環境省「緑の国勢調査　第 2 回自然環境保全基礎調査(特定植物群落調査)」(1978 年～1980 年)

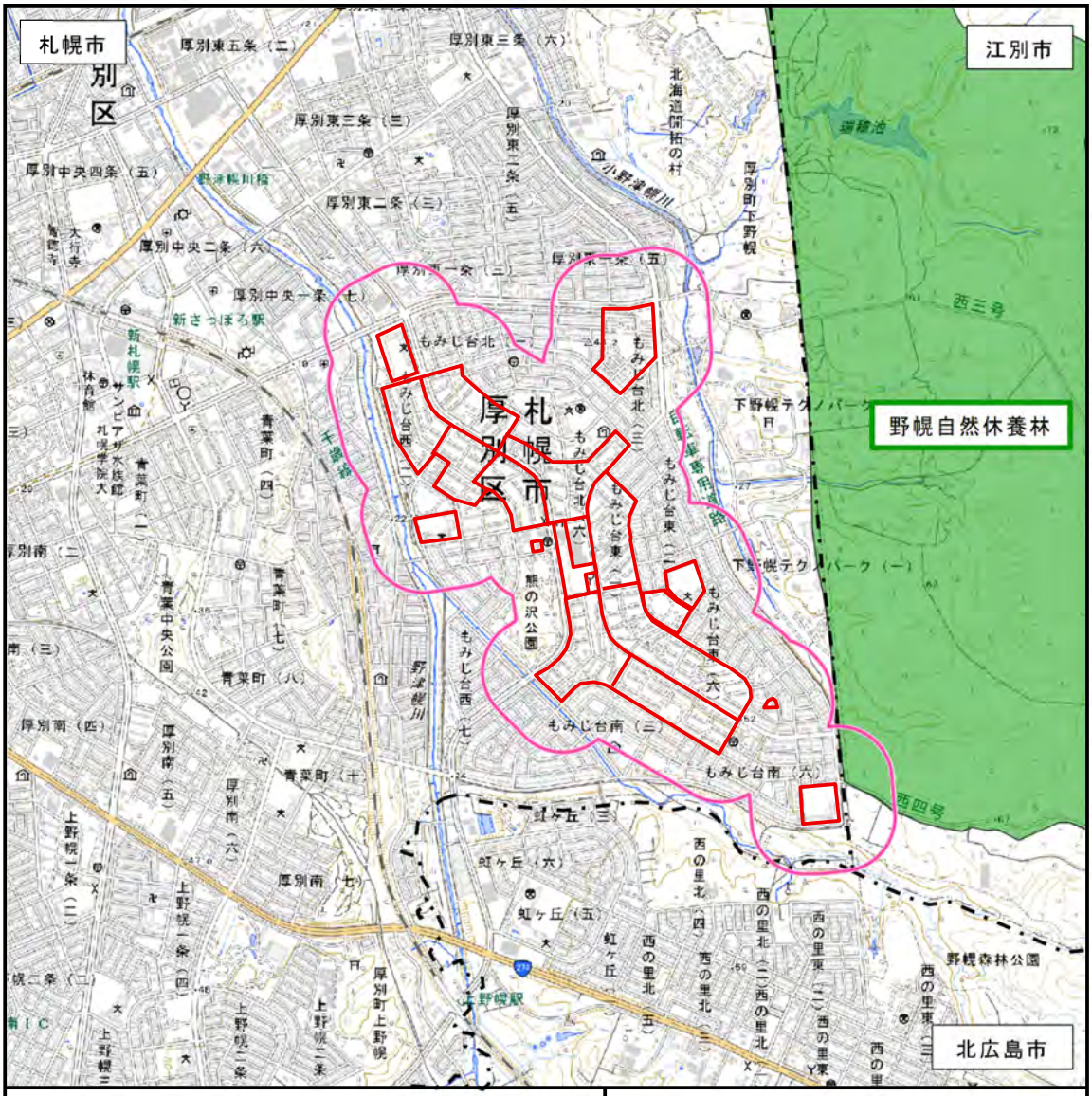

凡例	
	事業実施想定区域
	影響想定地域（最大２００ｍ）
	市町村界
	特定植物群落

図 3.2.2-6

重要な植物群落

※ 国土地理院発行の電子地形図 25,000（オンデマンド版）の地形図(令和７年 11 月 17 日発行)を使用したものである。

1:25,000
0 500 1,000m

1) 「植物群落レッドデータブック(我が国における保護上重要な植物種および植物群落研究委員会植物群落分科会,1996)」
2) 環境省「緑の国勢調査　第２回自然環境保全基礎調査(特定植物群落調査)」(1978 年～1980 年)より作図

② 動物

A 動物種及び地域個体群の状況

事業実施想定区域及びその周辺における動植物の状況は、文献その他の資料を収集・整理して把握した。

(A) 動物種

事業実施想定区域及びその周辺に生息する動物について、文献その他の資料により、表 3.2.2-8 のとおり、哺乳類 6 目 11 科 41 種、鳥類 19 目 50 科 236 種、両生類 2 目 3 科 5 種、爬虫類 2 目 4 科 7 種、昆虫類 13 目 169 科 1,279 種、魚類 7 目 13 科 35 種、底生動物 5 目 8 科 9 種を確認した[1)～17)]。

1) 北海道レッドデータブック(2001 年)
2) 札幌市版レッドリスト 2016
3) 札幌市版レッドリスト 2016 ガイドブック
4) 北広島市「第 3 次北広島市環境基本計画　資料 6.北広島市の動植物調査結果」(2021 年 3 月)
5) 特別天然記念物野幌原始林保存活用計画　巻末資料 3.野幌原始林および周辺地域の動植物
(2025 年 4 月 1 日)
6) サイエンスミュージアムネット　S-Net(2025 年 12 月 19 日現在)
7) 自然ふれあい交流館「デジタル自然図鑑」(2025 年 12 月 18 日現在)
8) 環境省「緑の国勢調査　第 2 回自然環境保全基礎調査」(1978 年～1980 年)
9) 環境省「緑の国勢調査　第 3 回自然環境保全基礎調査」(1983 年～1986 年)
10) 環境省「緑の国勢調査　第 4 回自然環境保全基礎調査」(1988 年～1993 年)
11) 環境省「緑の国勢調査　第 5 回自然環境保全基礎調査」(1993 年～1999 年)
12) 札幌市「水生生物生息調査　平成 30 年度に調査した地点の様子及び生息を確認した魚類」
(2018 年)
13) 「野幌森林公園のカミキリムシ相（北海道博物館研究紀要　第 8 号)」(2023 年 3 月)
14)「野幌森林公園の生物インベントリー調査　ケシキスイ類(鞘翅目)(北海道博物館研究紀要　第 10 号)」(2025 年 5 月)
15) 「野幌森林公園の観察会で確認されたバッタ目昆虫種の変化（北海道博物館研究紀要　第 10 号)」
(2025 年 5 月)
16) 北海道市町村別コウモリマップ(2023 年 4 月 3 日)
17) 「札幌市のコウモリ相（東海大学紀要・生物学部　第 11 号)」(2022 年)

表 3.2.2-8　動物種の概要 [1)~17)]

分類群等	主な確認種
哺乳類	ユキウサギ、キタリス、タイリクモモンガ、タイリクヤチネズミ（エゾヤチネズミ）、アカネズミ、ドブネズミ、アライグマ、キツネ、クロテン（エゾクロテン）、ニホンジカ、コキクガシラコウモリ（ニホンコキクガシラコウモリ）、キクガシラコウモリ、クロオオアブラコウモリ、ヤマコウモリ、ヒメホリカワコウモリ、チチブコウモリ、ニホンウサギコウモリ、テングコウモリ、シマリス（エゾシマリス）、ヒグマ、オコジョ、ヒメヤチネズミ（ミカドネズミ）、ハントウアカネズミ（カラフトアカネズミ）、ヒメネズミ、クマネズミ、タヌキ、ニホンイタチ、イイズナ（キタイイズナ）、ミンク等 【6 目 11 科 41 種】
鳥類	オシドリ、マガモ、キジバト、アオバト、アオサギ、トビ、ハイタカ、フクロウ、コゲラ、オオアカゲラ、アカゲラ、クマゲラ、ヤマゲラ、モズ、カケス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、キクイタダキ、ハシブトガラ、ヤマガラ、ヒガラ、シジュウカラ、ヒヨドリ、ウグイス、ヤブサメ、エナガ、センダイムシクイ、メジロ、ヒレンジャク、ゴジュウカラ、キバシリ、ミソサザイ、クロツグミ、アカハラ、ツグミ、ノビタキ、キビタキ、オオルリ、ニュウナイスズメ、ハクセキレイ、アトリ、カワラヒワ、マヒワ、ベニヒワ、ベニマシコ、ウソ、シメ、ホオジロ、アオジ等 【19 目 50 科 236 種】
両生類	エゾサンショウウオ、ニホンアマガエル、エゾアカガエル、トノサマガエル、ツチガエル 【2 目 3 科 5 種】
爬虫類	ミシシッピアカミミガメ、ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、シマヘビ、アオダイショウ、ジムグリ、シロマダラ 【2 目 4 科 7 種】
昆虫類	アオイトトンボ、オツネントンボ、ヨツボシトンボ、ナツアカネ、アキアカネ、ノシメトンボ、キバネハサミムシ、カンタン、ハネナガキリギリス、コバネヒメギス、ヒメクサキリ、キタササキリ、ハラヒシバッタ、サッポロフキバッタ、ミカドフキバッタ、コバネイナゴ、ヒナバッタ、コエゾゼミ、エゾハルゼミ、エゾアオカメムシ、トゲカメムシ、ナガメ、アカスジカメムシ、マイマイカブリ北海道亜種、ヒラタシデムシ、コクワガタ、スジクワガタ、ミヤマクワガタ、センチコガネ、セマダラコガネ、マメコガネ、サビキコリ、オバボタル、ジョウカイボン、アオジョウカイ、ナナホシテントウ、ナミテントウ、エゾアザミテントウ、ノコギリカミキリ、ヨツスジハナカミキリ、アカハナカミキリ、ヨモギハムシ、カタクリハムシ、アイノカツオゾウムシ、ムネアカオオアリ、オオマルハナバチ北海道亜種、オオミズアオ、キアゲハ、モンキチョウ、ベニシジミ、クジャクチョウ、クロヒカゲ、シロツバメエダシャク等 【13 目 169 科 1,279 種】
魚類	キタスナヤツメ、カワヤツメ、シベリアヤツメ、コイ（型不明）、ゲンゴロウブナ、キンブナ、ギンブナ、タイリクバラタナゴ、ヤチウグイ、ジュウサンウグイ、エゾウグイ、ウグイ、モツゴ、タモロコ、ドジョウ、フクドジョウ、エゾホトケドジョウ、ナマズ、ワカサギ、イシカリワカサギ、アユ、イトウ、アメマス、オショロコマ、ニジマス、サケ、サクラマス（ヤマメ）、イトヨ属、エゾトミヨ、ハナカジカ、ヌマチチブ、ヨシノボリ属、ジュズカケハゼ、カムルチー、ヌマガレイ 【7 目 13 科 35 種】
底生動物	カワシンジュガイ、コガタカワシンジュガイ、カワニナ、モノアラガイ、ヒラマキミズマイマイ、オオエゾヨコエビ、ヌマエビ属、ニホンザリガニ、モクズガニ 【5 目 8 科 9 種】

1) 北海道レッドデータブック(2001 年)
2) 札幌市版レッドリスト 2016
3) 札幌市版レッドリスト 2016 ガイドブック
4) 北広島市「第 3 次北広島市環境基本計画　資料 6.北広島市の動植物調査結果」(2021 年 3 月)
5) 特別天然記念物野幌原始林保存活用計画　巻末資料 3.野幌原始林および周辺地域の動植物
(2025 年 4 月 1 日)
6) サイエンスミュージアムネット　S-Net(2025 年 12 月 19 日現在)
7) 自然ふれあい交流館「デジタル自然図鑑」(2025 年 12 月 18 日現在)
8) 環境省「緑の国勢調査　第 2 回自然環境保全基礎調査」(1978 年～1980 年)
9) 環境省「緑の国勢調査　第 3 回自然環境保全基礎調査」(1983 年～1986 年)
10) 環境省「緑の国勢調査　第 4 回自然環境保全基礎調査」(1988 年～1993 年)
11) 環境省「緑の国勢調査　第 5 回自然環境保全基礎調査」(1993 年～1999 年)
12) 札幌市「水生生物生息調査　平成 30 年度に調査した地点の様子及び生息を確認した魚類」
(2018 年)
13) 「野幌森林公園のカミキリムシ相（北海道博物館研究紀要　第 8 号)」(2023 年 3 月)
14)「野幌森林公園の生物インベントリー調査　ケシキスイ類(鞘翅目)(北海道博物館研究紀要　第 10 号)」(2025 年 5 月)
15)「野幌森林公園の観察会で確認されたバッタ目昆虫種の変化(北海道博物館研究紀要　第 10 号)」(2025 年 5 月)
16) 北海道市町村別コウモリマップ(2023 年 4 月 3 日)
17)「札幌市のコウモリ相（東海大学紀要・生物学部　第 11 号)」(2022 年)

B 重要な種(動物)の分布状況

動物の重要な種は文献その他の資料により確認された種のうち、表 3.2.2-9 に示す法令及びレッドリスト等により選定されている種とした。

表 3.2.2-9 重要な動物の選定基準(1/2)

選定基準		カテゴリー	基準を適応する分類群						
			哺乳類	鳥類	両生類	爬虫類	昆虫類	魚類	底生動物
A	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)	国特:特別天然記念物	○	○	○	○	○	○	○
		国:天然記念物	○	○	○	○	○	○	○
	「北海道文化財保護条例」(昭和 30 年条例第 83 号)	道:天然記念物	○	○	○	○	○	○	○
	「札幌市文化財保護条例」(昭和 34 年 10 月 15 日条例第 31 号)	札:札幌指定文化財	○	○	○	○	○	○	○
	「江別市文化財保護条例」(昭和 44 年 12 月 23 日条例第 20 号)	江:江別指定文化財	○	○	○	○	○	○	○
	「北広島市文化財保護条例」(平成 6 年 3 月 24 日条例第 9 号)	北:北広島市指定文化財	○	○	○	○	○	○	○
B	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)	内:国内希少野生動植物種	○	○	○	○	○	○	○
		特定:特定国内希少野生動植物種	○	○	○	○	○	○	○
		急:緊急指定種	○	○	○	○	○	○	○
C	「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」(平成 25 年北海道条例第 9 号)	特:特定希少野生動植物種	○	○	○	○	○	○	○
		指:指定希少野生動植物種	○	○	○	○	○	○	○
D	「環境省レッドリスト 2020」(令和 7 年、環境省)	EX:絶滅	○	○	○	○	○	○	○
		EW:野生絶滅							
		CR+EN:絶滅危惧Ⅰ類							
		CR:絶滅危惧ⅠA類							
		EN:絶滅危惧ⅠB類							
		VU:絶滅危惧Ⅱ類							
		NT:準絶滅危惧							
		DD:情報不足							
		LP:絶滅のおそれのある地域個体群							

表 3.2.2-9　重要な動物の選定基準(2/2)

選定基準		カテゴリー	基準を適応する分類群						
			哺乳類	鳥類	両生類	爬虫類	昆虫類	魚類	底生動物
E	「北海道レッドリスト【哺乳類編】改訂版（2016 年）」（平成 28 年、北海道）	掲載種	○						
	「北海道レッドリスト【鳥編】改訂版(2017 年）」（平成 29 年、北海道）	掲載種		○					
	「北海道レッドリスト【両生類･爬虫類編】改訂版(2015 年)」（平成 27 年、北海道）	掲載種			○				
	「北海道の希少野生生物　北海道レッドデータブック 2001」（平成 13 年、北海道）	掲載種					○		
	「北海道レッドリスト【昆虫＞チョウ目編】改訂版(2016 年)」（平成 28 年、北海道）	掲載種					○ (チョウ目)		
	北海道レッドリスト【昆虫＞コウチュウ目編】改訂版(2019 年)」（平成 31 年、北海道）	掲載種					○ (コウチュウ目)		
	「北海道レッドリスト【魚類編】改訂版（2018 年）」（平成 30 年、北海道）	掲載種						○	
	「北海道レッドリスト改訂版(北海道レッドリストのカテゴリー区分と基本概念)」	Ex:絶滅 Ew:野生絶滅 Cr:絶滅危惧ⅠA類 En:絶滅危惧ⅠB類 Vu:絶滅危惧Ⅱ類 Nt:準絶滅危惧 N :留意 Dd:情報不足 Lp:絶滅のおそれのある地域個体群					○		
F	「札幌市版レッドリスト 2016」（平成 28 年、札幌市）の掲載種	EX+EW:今見られない CR:絶滅危惧ⅠA類 EN:絶滅危惧ⅠB類 VU:絶滅危惧Ⅱ類 NT:準絶滅危惧 DD:情報不足 N:留意	○	○	○	○	○	○	○

(A) 哺乳類

文献その他の資料により確認された種のうち、重要な哺乳類については、表 3.2.2-10 に示す 7 科 21 種を確認した[1)～10)]。

表 3.2.2-10　文献資料及び現地確認による重要な種一覧(哺乳類)

科名	種名	選定基準					
		A	B	C	D	E	F
キクガシラコウモリ	コキクガシラコウモリ（ニホンコキクガシラコウモリ）						N
	キクガシラコウモリ						DD
ヒナコウモリ	ヒメホオヒゲコウモリ					Nt	
	ウスリホオヒゲコウモリ				VU	Nt	
	カグヤコウモリ					Nt	
	ドーベントンコウモリ					N	
	クロオオアブラコウモリ				DD	Nt	DD
	ヤマコウモリ				VU	Nt	VU
	ヒメホリカワコウモリ						DD
	ヒナコウモリ					Nt	
	チチブコウモリ					Nt	DD
	ニホンウサギコウモリ					Nt	DD
	コテングコウモリ					N	
	テングコウモリ					Nt	N
リス	シマリス（エゾシマリス）				DD	Dd	VU
ネズミ	ハントウアカネズミ（カラフトアカネズミ）					N	
クマ	ヒグマ				LP	Lp	NT
イヌ	オオカミ				EX	Ex	EX+EW
イタチ	クロテン（エゾクロテン）				NT	Nt	CR
	オコジョ				NT	Vu	VU
	カワウソ	国特			EX	Ex	EX+EW
7 科	21 種	1 種	0 種	0 種	9 種	18 種	14 種

1) 札幌市版レッドリスト 2016
2) 札幌市版レッドリスト 2016 ガイドブック
3) 北広島市「第 3 次北広島市環境基本計画　資料 6.北広島市の動植物調査結果」(2021 年 3 月)
4) 特別天然記念物野幌原始林保存活用計画　巻末資料 3.野幌原始林および周辺地域の動植物
(2025 年 4 月 1 日)
5) 自然ふれあい交流館「デジタル自然図鑑」(2025 年 12 月 18 日現在)
6) 環境省「緑の国勢調査　第 2 回自然環境保全基礎調査」(1978 年～1980 年)
7) 環境省「緑の国勢調査　第 4 回自然環境保全基礎調査」(1988 年～1993 年)
8) 環境省「緑の国勢調査　第 5 回自然環境保全基礎調査」(1993 年～1999 年)
9) 北海道市町村別コウモリマップ(2023 年 4 月 3 日)
10) 「札幌市のコウモリ相（東海大学紀要・生物学部　第 11 号)」(2022 年)

(B) 鳥類

文献その他の資料により確認された種のうち、重要な鳥類については、表 3.2.2-11 に示す 24 科 54 種を確認した[1)~8)]。

表 3.2.2-11 文献資料及び現地確認による重要な種一覧(鳥類) (1/2)

科名	種名	選定基準					
		A	B	C	D	E	F
キジ	エゾライチョウ				DD	Nt	NT
	ウズラ				VU	Nt	VU
カモ	ヒシクイ	国			NT	N	VU
	マガン	国			NT	N	NT
	シジュウカラガン		内		CR	Vu	
	オシドリ				DD	Nt	NT
	トモエガモ				VU	N	
ウ	ヒメウ				EN	En	
サギ	サンカノゴイ				EN	En	
	ヨシゴイ				NT		
	チュウサギ				NT		
ツル	マナヅル				VU	Dd	
	タンチョウ	国特	内		VU	Vu	EX+EW
クイナ	ヒクイナ				NT	Dd	
ヨタカ	ヨタカ				NT	Nt	NT
チドリ	シロチドリ				VU	Nt	
セイタカシギ	セイタカシギ				VU	Nt	
シギ	ヤマシギ					N	DD
	オオジシギ				NT	Nt	NT
	ツルシギ				VU	Vu	
	アカアシシギ				VU	Vu	
	タカブシギ				VU	Vu	
	ハマシギ				NT	Nt	
カモメ	ウミネコ					Nt	
	オオセグロカモメ				NT	Nt	
ミサゴ	ミサゴ				NT	Nt	NT
タカ	ハチクマ				NT	Nt	NT
	オジロワシ	国	内		VU	Vu	VU
	オオワシ	国	内		VU	Vu	VU
	チュウヒ		内		EN	En	EN
	ツミ					Dd	DD
	ハイタカ				NT	Nt	NT
	オオタカ				NT	Nt	NT
	クマタカ		内		EN	En	EN
フクロウ	オオコノハズク					Nt	DD
	コノハズク						DD
	シマフクロウ	国	内		CR	Cr	EX+EW
	アオバズク					Dd	DD
	トラフズク					Nt	DD
カワセミ	アカショウビン					Vu	NT
	ヤマセミ					N	

表 3.2.2-11　文献資料及び現地確認による重要な種一覧(鳥類)（2/2）

科名	種名	選定基準					
		A	B	C	D	E	F
キツツキ	コアカゲラ					Dd	
	オオアカゲラ					Dd	N
	クマゲラ	国			VU	Vu	VU
ハヤブサ	シロハヤブサ					Dd	
	ハヤブサ		内		VU	Vu	
モズ	アカモズ		内		EN	En	EN
ヒバリ	ヒバリ						N
ムシクイ	オオムシクイ				DD		
センニュウ	マキノセンニュウ				NT	Nt	NT
セキレイ	ツメナガセキレイ					Nt	
アトリ	ギンザンマシコ					Nt	N
ホオジロ	ホオアカ					Nt	N
	シマアオジ		内		CR	Cr	CR
24 科	54 種	7 種	10 種	0 種	38 種	49 種	32 種

1) 北海道レッドデータブック(2001 年)
2) 札幌市版レッドリスト 2016
3) 札幌市版レッドリスト 2016 ガイドブック
4) 北広島市「第 3 次北広島市環境基本計画　資料 6.北広島市の動植物調査結果」(2021 年 3 月)
5) 特別天然記念物野幌原始林保存活用計画　巻末資料 3.野幌原始林および周辺地域の動植物
(2025 年 4 月 1 日)
6) 自然ふれあい交流館「デジタル自然図鑑」(2025 年 12 月 18 日現在)
7) 環境省「緑の国勢調査　第 2 回自然環境保全基礎調査」(1978 年～1980 年)
8) 環境省「緑の国勢調査　第 3 回自然環境保全基礎調査」(1983 年～1986 年)

(C) 両生類

文献その他の資料により確認された種のうち、重要な両生類については、表 3.2.2-12 に示す 2 科 2 種を確認した。

表 3.2.2-12 文献資料及び現地確認による重要な種一覧(両生類)

科名	種名	選定基準					
		A	B	C	D	E	F
サンショウウオ	エゾサンショウウオ				DD	N・Lp	NT
アカガエル	トノサマガエル				NT		
2 科	2 種	0 種	0 種	0 種	2 種	1 種	1 種

1)札幌市版レッドリスト 2016
2)札幌市版レッドリスト 2016 ガイドブック
3)北広島市「第 3 次北広島市環境基本計画　資料 6.北広島市の動植物調査結果」(2021 年 3 月)
4)特別天然記念物野幌原始林保存活用計画　巻末資料 3.野幌原始林および周辺地域の動植物
(2025 年 4 月 1 日)
5)サイエンスミュージアムネット　S-Net(2025 年 12 月 19 日現在)
6)自然ふれあい交流館「デジタル自然図鑑」(2025 年 12 月 18 日現在)
7)環境省「緑の国勢調査　第 5 回自然環境保全基礎調査」(1993 年～1999 年)

(D) 爬虫類

文献その他の資料により確認された種のうち、重要な爬虫類については、表 3.2.2-13 に示す 1 科 1 種を確認した。

表 3.2.2-13 文献資料及び現地確認による重要な種一覧(爬虫類)

科名	種名	選定基準					
		A	B	C	D	E	F
ナミヘビ	シロマダラ					Dd	DD
1 科	1 種	0 種	0 種	0 種	0 種	1 種	1 種

1)札幌市版レッドリスト 2016
2)北広島市「第 3 次北広島市環境基本計画　資料 6.北広島市の動植物調査結果」
(2021 年 3 月)
3)特別天然記念物野幌原始林保存活用計画　巻末資料 3.野幌原始林および周辺地域の動植物
(2025 年 4 月 1 日)
4)自然ふれあい交流館「デジタル自然図鑑」(2025 年 12 月 18 日現在)
5)環境省「緑の国勢調査　第 5 回自然環境保全基礎調査」(1993 年～1999 年)

(E) 昆虫類

文献その他の資料により確認された種のうち、重要な昆虫類については、表3.2.2-14に示す63科148種を確認した[1)～13)]。

表 3.2.2-14　文献資料及び現地確認による重要な種一覧(昆虫類) (1/4)

科名	種名	選定基準					
		A	B	C	D	E	F
アオイトトンボ	エゾアオイトトンボ						VU
	オオアオイトトンボ					R	NT
カワトンボ	ミヤマカワトンボ						EX+EW
イトトンボ	カラカネイトトンボ					R	CR
	セスジイトトンボ					R	NT
	オオイトトンボ					R	
ムカシトンボ	ムカシトンボ					N	N
ヤンマ	マダラヤンマ				NT	R	
	アオヤンマ				NT	VU	
	コシボソヤンマ					R	VU
	サラサヤンマ					R	NT
サナエトンボ	ホンサナエ						NT
	ナゴヤサナエ				VU		EX+EW
	コオニヤンマ						NT
エゾトンボ	カラカネトンボ						NT
	ハネビロエゾトンボ				VU	R	EN
	コエゾトンボ						VU
	モリトンボ						NT
	エゾトンボ						NT
ヤマトンボ	オオヤマトンボ						NT
	エゾコヤマトンボ						NT
トンボ	オオシオカラトンボ						EX+EW
	ムツアカネ						NT
	ナツアカネ					R	
	マイコアカネ					R	CR
	ヒメアカネ					R	CR
	ヒメリスアカネ					R	NT
	カオジロトンボ						NT
コオロギ	ハラオカメコオロギ					R	
セミ	ヒグラシ					R	DD
アワフキムシ	トドマツアワフキ					R	NT
ヨコバイ	オオイナズマヨコバイ					R	
ウンカ	フタスジオオウンカ					R	
コオイムシ	コオイムシ				NT		EN
	オオコオイムシ					R	NT
アメンボ	ババアメンボ				NT	N	EN
ミズギワカメムシ	オオミズギワカメムシ					R	
ヒロバカゲロウ	プライヤーヒロバカゲロウ					R	NT

表 3.2.2-14　文献資料及び現地確認による重要な種一覧(昆虫類) (2/4)

科名	種名	選定基準					
		A	B	C	D	E	F
オサムシ	アイヌハンミョウ				NT	Vu	
	キタマルクビゴミムシ					Nt	
	ルリマルクビゴミムシ					Nt	
	コルリマルクビゴミムシ					Nt	NT
	セアカオサムシ				NT		VU
	セスジアカガネオサムシ カムチャッカ北海道亜種						EN
	コヒメヒョウタンゴミムシ					Nt	NT
	ウメヤルリミズギワゴミムシ					Nt	NT
	エゾアオゴミムシ					Nt	
	イグチケブカゴミムシ				NT	Nt	
コガシラミズムシ	マダラコガシラミズムシ				VU	Nt	VU
ゲンゴロウ	キベリクロヒメゲンゴロウ				NT		
	マルガタゲンゴロウ		内		VU		VU
	ゲンゴロウ		内		VU	Nt	EN
	ケシゲンゴロウ				NT		NT
ミズスマシ	ミズスマシ				VU	Nt	
ダルマガムシ	セスジダルマガムシ					Nt	NT
ガムシ	コガムシ				DD	Nt	DD
	エゾコガムシ				NT	N	NT
	ガムシ				NT		
	シジミガムシ				EN	Dd	
エンマムシ	キノコアカマルエンマムシ					Nt	NT
	ヒラタエンマムシ						NT
コガネムシ	ダイコクコガネ				VU	Nt	CR
マルトゲムシ	エカシマルトゲムシ						NT
	カラフトマルトゲムシ					Nt	NT
コメツキムシ	シロウズベニコメツキ					Nt	NT
ホタルモドキ	ホソホタルモドキ					Nt	NT
カミキリムシ	クロルリハナカミキリ					Nt	VU
	カラフトヨツスジハナカミキリ					Nt	VU
	ヒゲシロホソコバネカミキリ					Nt	VU
	ジャコウカミキリ						NT
	クロヒラタカミキリ				NT	Nt	VU
	ヨツボシカミキリ				EN	Dd	
	コトラカミキリ				NT	Nt	VU
	エゾカミキリ					Nt	NT
	キクスイカミキリ						VU
カタビロハムシ	ムナキモモブトハムシ						NT
ハムシ	キンイロネクイハムシ				NT	Nt	EN
	クロルリハムシ					Nt	DD
	ミソハギハムシ					Nt	NT

表 3.2.2-14　文献資料及び現地確認による重要な種一覧(昆虫類) (3/4)

科名	種名	選定基準					
		A	B	C	D	E	F
ヒゲナガゾウムシ	マダラフトヒゲナガゾウムシ						NT
	ツツケナガヒゲナガゾウムシ					Nt	NT
	ナガアシヒゲナガゾウムシ						NT
	シロマダラネブトヒゲナガゾウムシ					Nt	NT
	エグリバネヒゲナガゾウムシ					Nt	
	オオマダラヒゲナガゾウムシ					Nt	NT
	シロヒゲナガゾウムシ						NT
	チャマダラヒゲナガゾウムシ					Nt	NT
	シリジロヒゲナガゾウムシ					Nt	NT
コンボウハバチ	ウスキモモブトハバチ					R	NT
セダカヤセバチ	キンケセダカヤセバチ					R	NT
ヒメバチ	ミズバチ				DD		DD
セイボウ	ミヤマツヤセイボウ				DD		DD
	オオツヤセイボウ				NT		NT
アリ	テラニシケアリ				NT		
	ツノアカヤマアリ				DD		
	エゾアカヤマアリ				VU		
スズメバチ	ニッポンホオナガスズメバチ				DD		
	モンスズメバチ				DD		
	チャイロスズメバチ					R	
ギングチバチ	ニッポントゲアワフキバチ				DD		DD
ケアシハナバチ	シロアシクサレダマバチ					R	NT
ハキリバチ	フルカワフトハキリバチ				DD		DD
キノコバエモドキ	モイワキノコバエモドキ				DD		DD
カ	トワダオオカ					R	NT
クサアブ	ネグロクサアブ				DD		DD
ハナアブ	ジョウザンナガハナアブ					R	NT
	フタオビアリノスアブ					R	NT
イエバエ	キイロミヤマイエバエ					R	NT
	クロマルハナバエ					R	NT
クロバエ	マルヤマトリキンバエ					R	NT
ニクバエ	ハナバチノスヤチニクバエ					R	NT
	チビクロニクバエ					R	NT
	キタシリアカニクバエ					R	NT
	シロガネニクバエ					R	NT
ヒメトビケラ	カメノコヒメトビケラ					R	NT
トビケラ	ヒメアミメトビケラ					R	NT
	ゴマフトビケラ					R	NT
ボクトウガ	ハイイロボクトウ				NT		
ヤママユガ	オナガミズアオ				NT		NT
スズメガ	ヒメスズメ				NT	Nt	VU
セセリチョウ	チャマダラセセリ				EN		
	ギンイチモンジセセリ				NT	Dd	VU
アゲハチョウ	ウスバシロチョウ						EN
シロチョウ	ヒメシロチョウ				EN	Vu	
	ツマキチョウ						NT

表 3.2.2-14　文献資料及び現地確認による重要な種一覧(昆虫類)（4/4）

科名	種名	選定基準					
		A	B	C	D	E	F
シジミチョウ	リンゴシジミ					N	VU
	カバイロシジミ				NT		VU
	ゴマシジミ				NT	N	EN
	カシワアカシジミ				VU		
テングチョウ	テングチョウ					Ex	EX+EW
タテハチョウ	アカマダラ						NT
	ウラギンスジヒョウモン				VU		
	ヒョウモンチョウ東北以北亜種				NT	Dd	EN
	ゴマダラチョウ					N	EX+EW
	オオイチモンジ				VU		
	クモガタヒョウモン						NT
	オオムラサキ				NT	N	N
ジャノメチョウ	シロオビヒメヒカゲ札幌周辺亜種				NT	Nt	EN
ドクガ	スゲドクガ				NT		NT
ヤガ	ミヤマキシタバ				NT		NT
	ヒメシロシタバ				NT		
	マガリスジコヤガ				VU		EN
	ホシヒメセダカモクメ				NT		VU
	ウスアオヨトウ					Vu	
	クシロモクメヨトウ				VU		EN
	キスジウスキヨトウ				VU		NT
	ニセトガリヨトウ				NT		
	エゾクシヒゲモンヤガ				VU	Nt	
63 科	148 種	0 種	2 種	0 種	59 種	88 種	113 種

1) 札幌市版レッドリスト 2016
2) 札幌市版レッドリスト 2016 ガイドブック
3) 北広島市「第 3 次北広島市環境基本計画　資料 6.北広島市の動植物調査結果」(2021 年 3 月)
4) 特別天然記念物野幌原始林保存活用計画　巻末資料 3.野幌原始林および周辺地域の動植物
(2025 年 4 月 1 日)
5) サイエンスミュージアムネット　S-Net(2025 年 12 月 19 日現在)
6) 自然ふれあい交流館「デジタル自然図鑑」(2025 年 12 月 18 日現在)
7) 環境省「緑の国勢調査　第 2 回自然環境保全基礎調査」(1978 年～1980 年)
8) 環境省「緑の国勢調査　第 4 回自然環境保全基礎調査」(1988 年～1993 年)
9) 環境省「緑の国勢調査　第 5 回自然環境保全基礎調査」(1993 年～1999 年)
10) 札幌市「水生生物生息調査　平成 30 年度に調査した地点の様子及び生息を確認した魚類」
(2018 年)
11) 「野幌森林公園のカミキリムシ相（北海道博物館研究紀要　第 8 号)」(2023 年 3 月)
12) 「野幌森林公園の生物インベントリー調査　ケシキスイ類（鞘翅目）(北海道博物館研究紀要　第 10 号)」(2025 年 5 月)
13) 「野幌森林公園の観察会で確認されたバッタ目昆虫種の変化（北海道博物館研究紀要　第 10 号)」
(2025 年 5 月)

(F) 魚類

文献その他の資料により確認された種のうち、重要な魚類については、表 3.2.2-15 に示す 10 科 18 種を確認した[1)2)3)4)5)6)]。

表 3.2.2-15　文献資料及び現地確認による重要な種一覧(魚類)

科名	種名	選定基準					
		A	B	C	D	E	F
ヤツメウナギ	キタスナヤツメ				VU		
	カワヤツメ				VU	Nt	EN
	シベリアヤツメ				NT	Nt	
コイ	ゲンゴロウブナ				EN		
	キンブナ				VU		
	ヤチウグイ				NT	Nt	NT
	ジュウサンウグイ					N	N
	エゾウグイ					N	
ドジョウ	ドジョウ				NT		
フクドジョウ	エゾホトケドジョウ				EN	En	NT
キュウリウオ	イシカリワカサギ				NT	Dd	NT
アユ	アユ					Nt	
サケ	イトウ				EN	En	CR
	オショロコマ				VU	Nt	VU
	サクラマス（ヤマメ）				NT	N	N
トゲウオ	エゾトミヨ				VU	Nt	NT
カジカ	ハナカジカ					N	
ハゼ	ジュズカケハゼ				NT		
10 科	18 種	0 種	0 種	0 種	14 種	13 種	9 種

1) 北海道レッドデータブック(2001 年)
2) 札幌市版レッドリスト 2016
3) 札幌市版レッドリスト 2016 ガイドブック
4) 北広島市「第 3 次北広島市環境基本計画　資料 6.北広島市の動植物調査結果」(2021 年 3 月)
5) 環境省「緑の国勢調査　第 5 回自然環境保全基礎調査」(1993 年～1999 年)
6) 札幌市「水生生物生息調査　平成 30 年度に調査した地点の様子及び生息を確認した魚類」(2018 年)

(G) 底生動物

文献その他の資料により確認された種のうち、重要な種(底生動物)については、表 3.2.2-16 に示す 4 科 5 種を確認した[1)2)]。

表 3.2.2-16　文献資料及び現地確認による重要な種一覧(底生動物)

科名	種名	選定基準					
		A	B	C	D	E	F
カワシンジュガイ	カワシンジュガイ		内		EN		VU
	コガタカワシンジュガイ		内		EN		EN
モノアラガイ	モノアラガイ				NT		
ヒラマキガイ	ヒラマキミズマイマイ				DD		
アジアザリガニ	ニホンザリガニ		内		VU		VU
4 科	5 種	0 種	3 種	0 種	5 種	0 種	3 種

1) 札幌市版レッドリスト 2016
2) 北広島市「第 3 次北広島市環境基本計画　資料 6.北広島市の動植物調査結果」(2021 年 3 月)

③ 生態系

A 地域の生態系の分布状況

地域の生態系の分布状況を把握するため、事業実施想定区域及びその周辺に係る地域を特徴づける自然環境について、類型区分を行った[1)]。

自然環境類型区分を、表 3.2.2-17 及び図 3.2.2-7 に示す。

事業実施想定区域は「市街地」に区分され、その東側には「自然林」及び「二次林」が分布している。また、南側に「二次林」と「二次草原」が分布しており、西側の「市街地」内には「二次林」が点在している。

表 3.2.2-17 自然環境類型区分表[1)]

環境類型区分	植生区分
自然林	トドマツ-ミズナラ群落
	エゾイタヤ-ミズナラ群落
	ハンノキ-ヤチダモ群落
二次林	ササ-シラカンバ群落
	シラカンバ-ミズナラ群落
	コナラ-ミズナラ群落
	トドマツ植林
	アカエゾマツ植林
	カラマツ植林
	外国産樹種植林
	その他植林
二次草原	オオヨモギ群落
耕作地	畑雑草群落
牧草地等	ゴルフ場・芝地
市街地	市街地
	緑の多い住宅街
	造成地
開放水域	開放水面

1) 環境省「第 6 回～第 7 回自然環境保全基礎調査(現存植生図)」(平成 11 年～平成 17 年)

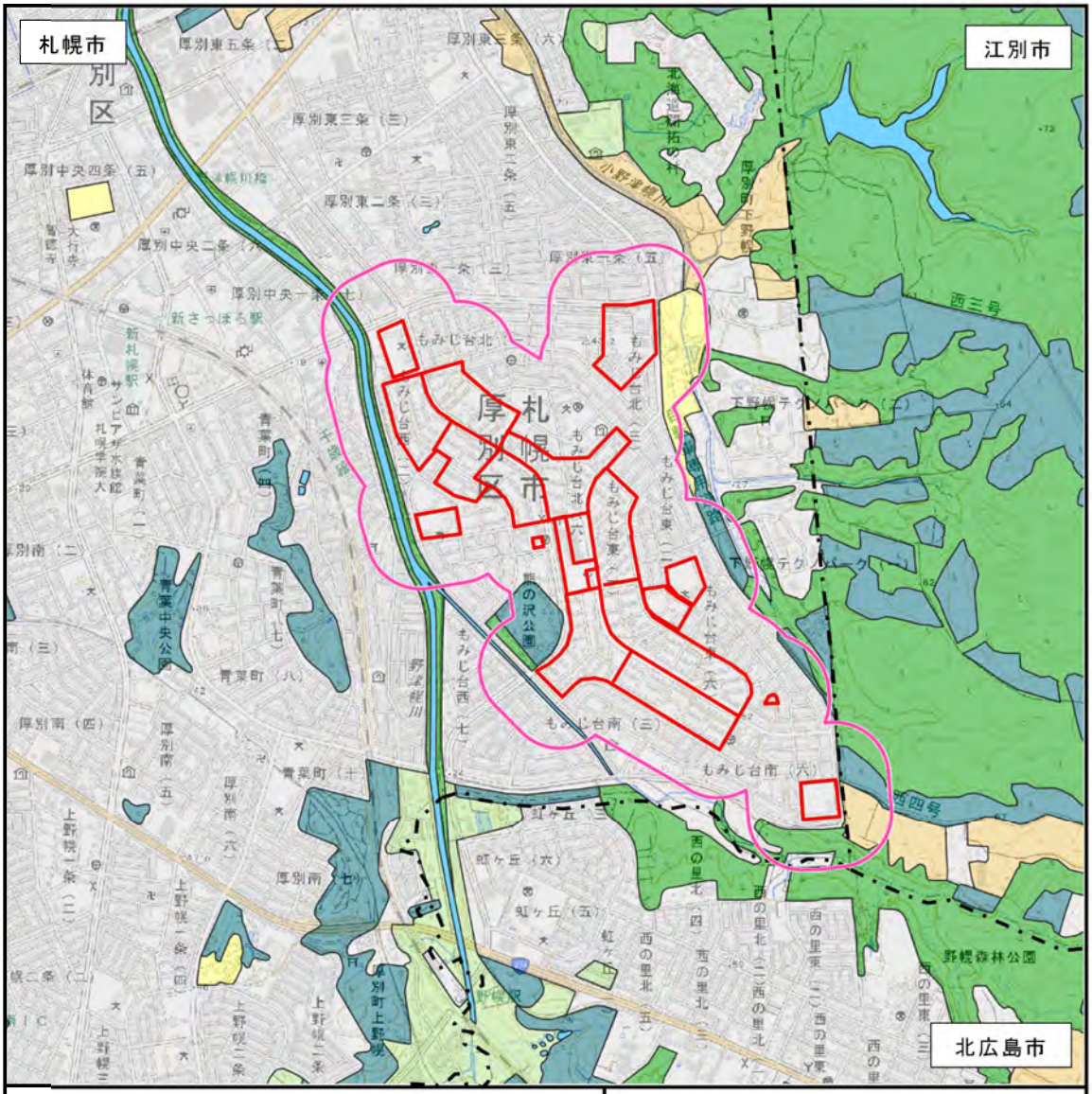

凡例	
	事業実施想定区域
	市町村界
	影響想定地域（最大200m）
	自然林
	二次林
	二次草原
	耕作地
	牧草地等
	市街地
	開放水域

図 3.2.2-7

環境類型区分図

※ 国土地理院発行の電子地形図 25,000（オンデマンド版）の地形図(令和７年 11 月 17 日発行)を使用したものである。

1:25,000

0 500 1,000m

1) 環境省「第６回～第７回自然環境保全基礎調査(現存植生図)」（平成 11 年～平成 17 年)より作図

B 重要な自然環境類型区分及び代表する生物種

地域を特徴付ける 7 種の自然環境類型区分のうち、分布面積、生物の多様性及び連続性の観点から特に重要な類型区分として、表 3.2.2-18 の 5 区分を選定した。

また、これらの重要な自然環境類型区分を代表する生物種について、文献資料及び既存の知見等の情報を表中に示した。

表 3.2.2-18 重要な自然環境類型区分に代表される生物種

類型区分	自然林	二次林	二次草原	牧草地等	開放水域
代表する生物種	●植物 ・トドマツ ・ミズナラ ・エゾイタヤ ●哺乳類 ・ニホンジカ ・キツネ ・アカネズミ ●鳥類 ・シジュウカラ ・アカゲラ ・ハシブトガラス ●両生類 ・エゾアカガエル ・ニホンアマガエル ●爬虫類 ・ジムグリ ・アオダイショウ ・シマヘビ ●昆虫類 ・エゾハルゼミ ・マイマイカブリ ・クロヒカゲ	●植物 ・シラカンバ ・トドマツ ・カラマツ ●哺乳類 ・キタリス ・キツネ ・アカネズミ ●鳥類 ・シジュウカラ ・ヒヨドリ ・ハシブトガラス ●両生類 ・エゾアカガエル ・ニホンアマガエル ●爬虫類 ・ジムグリ ・アオダイショウ ・シマヘビ ●昆虫類 ・エゾハルゼミ ・マイマイカブリ ・アキアカネ	●植物 ・シロツメクサ ・カモガヤ ・ワラビ ●哺乳類 ・キツネ ・ユキウサギ ・アカネズミ ●鳥類 ・ヒヨドリ ・ハシブトガラス ・ハクセキレイ ●両生類 ・ニホンアマガエル ●爬虫類 ・ニホンカナヘビ ●昆虫類 ・アキアカネ ・ヒナバッタ ・モンキチョウ	●植物 ・シロツメクサ ・カモガヤ ・オオアワダチソウ ●哺乳類 ・キツネ ・アカネズミ ●鳥類 ・ヒヨドリ ・ハシブトガラス ・ハクセキレイ ●両生類 ・ニホンアマガエル ●爬虫類 ・ニホンカナヘビ ●昆虫類 ・アキアカネ ・ヒナバッタ ・モンキチョウ	●植物 ・アキタブキ ・オオヨモギ ・ヨシ ●哺乳類 ・アカネズミ ●鳥類 ・ヒヨドリ ・ハクセキレイ ・アオサギ ●両生類 ・エゾアカガエル ・ニホンアマガエル ●爬虫類 ・アオダイショウ ・シマヘビ ●昆虫類 ・アキアカネ ・ナツアカネ ●魚類 ・ウグイ ・モツゴ ●甲殻類 ・オオエゾヨコエビ ・ヌマエビ属 ●貝類 ・カワニナ ・モノアラガイ

(3) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

① 景観

A 地域景観の状況

事業実施想定区域周辺は火山堆積物由来のローム台地からなり、南東から北西にかけて傾斜する丘陵地に位置している。

事業実施想定区域の主な土地利用は住宅地であり、周辺にはもみじ台緑地や熊の沢公園などの都市緑地や地区公園が配置され、東側には自然豊かな道立自然公園(野幌森林公園)が広がり、住宅と自然が調和した閑静なまちなみを形成している。

B 主要な眺望点の分布状況

事業実施想定区域境界から 500m 程度の範囲における主要な眺望点は、表 3.2.2-19 及び図 3.2.2-8 に示すとおりである。

眺望点における眺望可能な景観資源(事業実施想定区域方向)を望む現況写真を写真 3.2.2-1 に示す。ただし、景観資源に対する眺望については、方法書段階で眺望点の追加検討等も含めて再度検証する予定である。

表 3.2.2-19 事業実施想定区域周辺の主要な眺望点 [1)2)3)]

番号	主要な眺望点となる場所	分類	事業実施想定区域からの距離	概要
1	厚別東通 (熊の沢橋)	道路	70m	道路両脇のナナカマドやカエデ並木と中央分離帯のハマナスが四季折々に色づき、季節の移ろいを楽しめる景観が続く。
2	もみじ台北公園	広場	75m	芝生広場や遊具越しに開放的な景観が広がり、公園外周の道からは周囲の住宅街を見渡せる穏やかな眺望が楽しめるのが特徴。
3	熊の沢公園	広場	130m	もみじ台地区の中央に位置した小高い丘を含む地形が特徴で、芝生広場の頂上から新さっぽろのビル群や遠方の山並みまで見渡せる優れた眺望が楽しめる。公園内は、春の桜、秋の紅葉と景色を堪能できる。
4	下野幌八幡神社	神社仏閣	155m	隣接地区の小高い丘にあり、境内からもみじ台の街並みや新さっぽろ副都心の高層ビル群が望める開放的な眺望できる。
5	もみじ台南公園	広場	165m	もみじ台地区の南部に位置し、多目的広場を中心に、遊具や小高い丘、冬にはソリ遊びができる雪山も整備されており、展望を楽しむことができる。
6	ポンノッポロ橋	道路	200m	橋の上からは、緑豊かなもみじ台緑地を見渡すことができ、自然林が残る広い景観を楽しめる。
7	もみじ台緑地 (東側緑地)	広場	210m	野球場・陸上競技場・芝生広場などを備え、四季の街路樹と自然豊かな緑地帯の景観を楽しめる。
8	原始林通り (原始林橋)	道路	910m	野津幌川の緑豊かな景観が広がり、ナナカマド並木やハマナスの中央分離帯が四季折々の彩りを見せ、郊外らしい開放的でゆったりした眺望を楽しめる。

※1 番号は図面中の対象番号を示す。

1) 札幌市厚別区ホームページ(各地区の紹介-もみじ台地区-見所)
2) 札幌市ホームページ(景観の種(活用促進景観資源))
3) 環境庁「第３回自然環境保全基礎調査 日本の自然環境 北海道版」(平成元年)

凡例	
	事業実施想定区域
━・━・	市町村界
	影響想定地域（周囲約 500m 内）
●	主要な眺望点
←	撮影方向
①	厚別東通（熊の沢橋）
②	もみじ台北公園
③	熊の沢公園
④	下野幌八幡神社
⑤	もみじ台南公園
⑥	ポンノッポロ橋
⑦	もみじ台緑地（東側緑地）
⑧	原始林通り（原始林橋）

図 3.2.2-8

主要な眺望点

※ 国土地理院発行の電子地形図 25,000（オンデマンド版）の地形図(令和 2 年 11 月 17 日発行)を使用したものである。

1:25,00

0 500 1,000m

1) 札幌市厚別区ホームページ(各地区の紹介-もみじ台地区-見所)
2) 札幌市ホームページ(景観の種(活用促進景観資源))
3) 環境庁「第 3 回自然環境保全基礎調査 日本の自然環境 北海道版」(平成元年)より作図

1	厚別東通（熊の沢橋）： 厚別東通りの熊の沢川橋よりＳ団地の西端を望む。 Ｓ団地 20 号棟～26 号棟を視認できる。
2	もみじ台北公園： もみじ台北公園北側のフェンス前からＮ団地の西端を望む。 Ｎ団地 19、21、23、25、27、29 号棟を視認できる。
3	熊の沢公園： 熊の沢公園の丘の上のベンチよりＥ団地東側、Ｓ団地北側、Ｎ団地に南側を望む。 Ｅ団地 10、12、14、15、16、17 号棟、Ｓ団地 17、18、19、20、21 号棟、Ｎ団地 32、33、34、35、36 号棟を視認できる。
4	下野幌八幡神社： 神社に至る階段上よりＷ団地中央部を望む。 Ｗ団地 26、32、33 号棟を視認できる。

写真 3.2.2-1　主要な眺望点における事業実施想定区域方向の眺望(1/2)

5	もみじ台南公園： もみじ台南公園の小高い小山よりＳ団地南部を望む。 Ｓ団地 2、3、6、7、9、10、13、26、27、28、30、31 号棟を視認できる。
6	ポンノッポロ橋： ポンノッポロ橋よりＥ団地北部を望む。 Ｅ団地 13 号棟を視認できる。
7	もみじ台緑地(東側緑地)： もみじ台緑地(東側緑地)の野球場バックネットよりＮ団地北東部を望む。 Ｎ団地 1、2、3、4、5、7、9、10、12、14 号棟を視認できる。
8	原始林通り（原始林橋）： 原始林通りの原始林橋よりＮ団地北端とＷ団地北端を望む。 Ｎ団地 16、17 号棟、Ｗ団地 9 号棟を視認できる。

写真 3.2.2-1　主要な眺望点における事業実施想定区域方向の眺望(2/2)

C 景観資源の分布状況

(A) 自然景観資源

「第 3 回自然環境保全基礎調査」(環境庁)による事業実施想定区域周辺の自然景観資源の状況は、表 3.2.2-20 及び図 3.2.2-9 に示すとおりである。

図中の事業実施想定区域から半径 3 ㎞の範囲内には、特定植物群落(野幌森林公園)が存在している。

表 3.2.2-20 事業実施想定区域周辺の自然景観資源 [1)2)3)]

類 型	自然景観資源名	図中番号	名 称	概 要
山地景観	非火山性孤峰	1	白幡山	遠方から視認できない
	特定植物群落	2	野幌森林公園	遠方から視認できる
		3	輪厚付近コナラ林	遠方から視認できない
		4	札幌月寒羊ヶ丘自然林	遠方から視認できる

(B) 札幌景観資産

札幌市においては、景観形成上重要な価値があると認められる建築物や工作物、樹木、その他のものについて、「札幌景観資産」として指定しており、事業実施想定区域周辺における状況は表 3.2.2-21 及び図 3.2.2-9 に示すとおりである。

なお、事業実施想定区域から半径 3 ㎞の範囲内には、札幌景観資産は存在しない。

表 3.2.2-21 事業実施想定区域周辺の札幌景観資産 [4)]

図中番号	名 称	場 所	概 要
5	第 8 号「八紘学園栗林記念館(旧吉田善太郎別邸)」	豊平区月寒東 1 条 12 丁目 3-48	遠方から視認できない
6	第 9 号「八紘学園資料館(旧吉田牧場畜舎・サイロ)	豊平区月寒東 1 条 13 丁目 3-16	遠方から視認できない
7	第 30 号「旧沼田家倉庫」	東区東苗穂 5 条 2 丁目 11-18	遠方から視認できない
8	第 35 号「八紘学園ポプラ並木」	豊平区月寒東 2 条 13 丁目、3 条 11 丁目(北海道農業専門学校敷地内)	遠方から視認できない

1) 札幌市ホームページ(景観の種(活用促進景観資源))
2) 環境庁「第 3 回自然環境保全基礎調査 日本の自然環境 北海道版」(平成元年)
3) 札幌市「札幌市景観計画」(平成 29 年)
4) 札幌市ホームページ：札幌景観資産一覧

(C) 景観の種(活用促進景観資源)

札幌市においては、良好な景観をつくるうえで欠かすことのできない景観の形成上価値があると認められるものを景観の種(活用促進景観資源)として登録しており、事業実施想定区域周辺における状況は表 3.2.2-22 及び図 3.2.2-9 に示すとおりである。

図中の事業実施想定区域から半径 3 ㎞の範囲内には、熊の沢公園と北海道道 1148 号札幌恵庭自転車動線(陽だまりロード)が存在している。

表 3.2.2-22 事業実施想定区域周辺の景観の種(活用促進景観資源)[1)2)]

図中番号	名 称	場 所	概 要
9	熊の沢公園	厚別区もみじ台西 6 丁目	遠方から視認できる
10	北海道道 1148 号札幌恵庭自転車動線(白石こころーど、陽だまりロード、エルフィンロード)	白石区・厚別区・北広島市	遠方から視認できない
11	平岡公園	清田区平岡公園 1-1	遠方から視認できない
12	川下公園	白石区川下 2651 番地 3 外	遠方から視認できない
13	北野かたくら緑地	清田区北野 6 条 4 丁目	遠方から視認できない

1) 札幌市ホームページ：札幌景観資産一覧
2) 札幌市ホームページ：景観重要建造物一覧

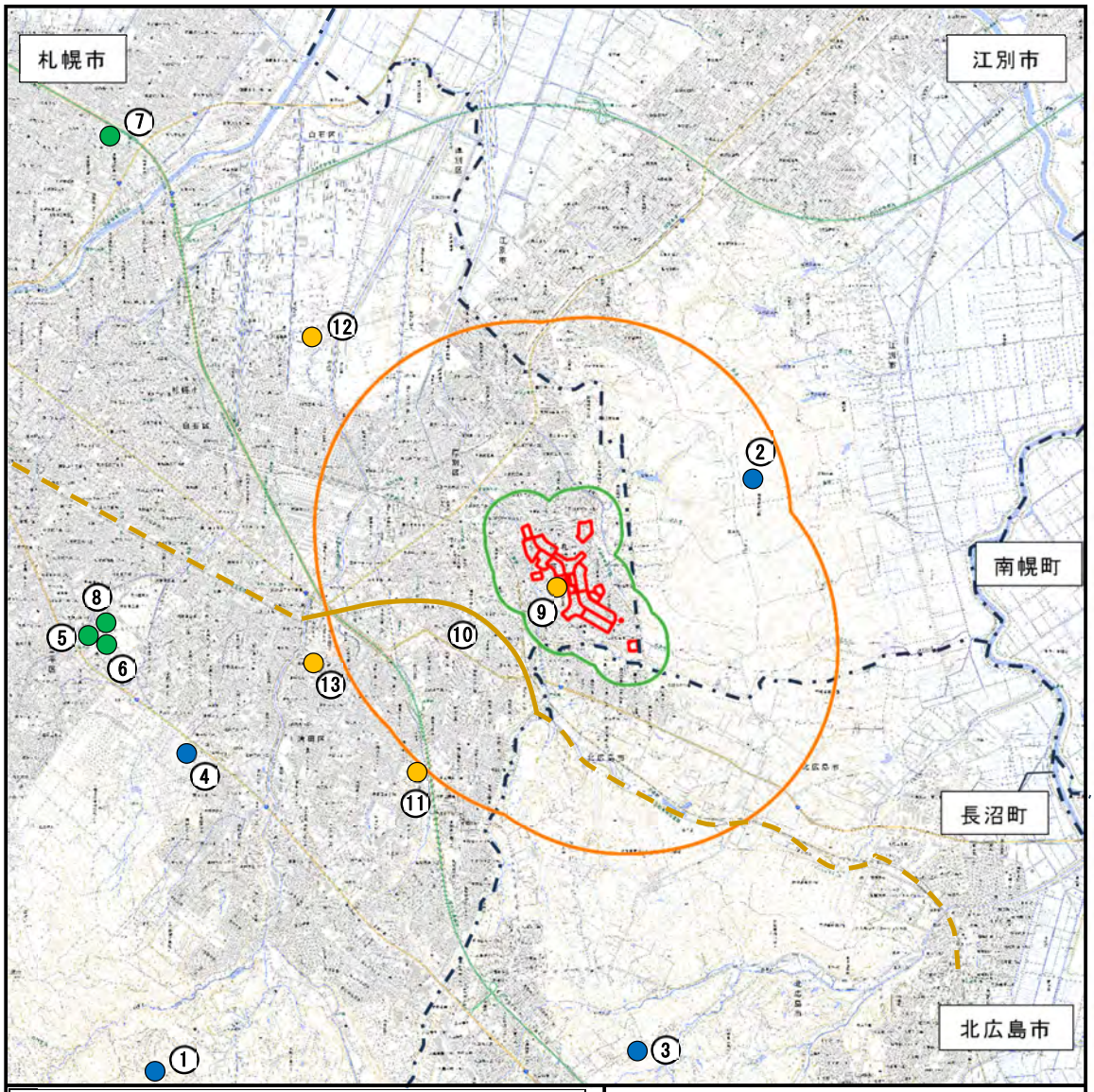

凡例			
	事業実施想定区域		
	市町村界		
	施設から半径500mの範囲		
	施設から半径3kmの範囲		
	自然景観資源		
	札幌景観資産		
	景観の種（活用促進景観資源）		
①	白幡山	⑧	八紘学園ポプラ並木
②	野幌森林公園	⑨	熊の沢公園
③	輪厚付近コナラ林	⑩	北海道道1148号札幌恵庭自転車動線（陽だまりロード）
④	札幌月寒羊ヶ丘自然林		
⑤	八紘学園栗林記念館	⑪	平岡公園
⑥	八紘学園資料館	⑫	川下公園
⑦	旧沼田家倉庫	⑬	北野かたくら緑地

図 3.2.2-9

景観資源位置図

※ 国土地理院発行の電子地形図 25,000（オンデマンド版）の地形図(令和２年11月17日発行)を使用したものである。

N

1:100,000

0 2,500 5,000m

1) 札幌市ホームページ(景観の種(活用促進景観資源))
2) 環境庁「第３回自然環境保全基礎調査 日本の自然環境 北海道版」(平成元年)より作図
3) 札幌市「札幌市景観計画」(平成29年)
4) 札幌市ホームページ：札幌景観資産一覧
5) 札幌市ホームページ：景観重要建造物一覧

② 人と自然との触れ合いの活動の場

A 野外レクリエーション地の分布状況

事業実施想定区域から 500m 程度の野外レクリエーション地は、表 3.2.2-23 及び図 3.2.2-10 に示すとおりである。

事業実施想定区域周辺には、野幌森林公園、北海道開拓の村、陽だまりロード、もみじ台緑地などの野外レクリエーション地が分布している。

B 日常的な触れ合いの活動の場の分布状況

事業実施想定区域から 500m 程度の日常的な触れ合いの活動の場は、表 3.2.2-24 及び図 3.2.2-10 に示すとおりである。

事業実施想定区域周辺には、熊の沢公園、もみじ台北公園、自転車広場などの日常的な触れ合いの活動の場が分布している。

表 3.2.2-23 人と自然との触れ合いの活動の場
（野外レクリエーション地）の分布状況(1/2)

区分	番号	名 称	概 要
野外レクリエーション地	1	野幌森林公園	野幌森林公園は札幌市・江別市・北広島市にまたがる約2,053ha の広大な平地林で、天然林や草地・沢など多様な自然環境が残り、野鳥や植物観察、森林散策を楽しめる。大都市近郊では貴重な自然公園である。
	2	北海道 開拓の村	北海道開拓の村は、実際の歴史体験型アクティビティに加え、広大な敷地と自然環境を活かし、四季を楽しむ散策を楽しめる施設となっている。
	3	陽だまり ロード	陽だまりロードは旧千歳線跡を活用した札幌恵庭自転車道の厚別区区間で、自然や公園が点在し、歩行やサイクリングで四季の景観を楽しめる。総延長約 4.5 ㎞の魅力的なレクリエーションルート。
	4	滝野上野幌 自転車道路	滝野上野幌自転車道路は、滝野すずらん丘陵公園から豊平川沿いを走る総延長 37.6㎞ の道で、自然景観や河川風景を楽しみながら長距離サイクリングや散策を満喫できるレクリエーションルート。
	5	もみじ台 自転車道路	もみじ台自転車道路は、厚別区の野津幌川沿いを走る総延長 1.9㎞ の平坦な自転車道で、公園や自転車広場が点在し、家族で自然散策や気軽なサイクリングを楽しめるレクリエーションルート。
	6	もみじ台緑地	もみじ台緑地は、もみじ台団地を外周する約 37.47ha の大規模な都市緑地で、野球場・陸上競技場・パークゴルフ・自転車広場など多様な運動施設と遊具が整備され、四季の自然を楽しめる広大な憩いの場となっている。
	7	青葉緑地	青葉緑地は南北に 1 ㎞、8.5ha にわたる都市緑地で、クリやミズナラなどの原生林がそのまま残されている。

表 3.2.2-23　人と自然との触れ合いの活動の場
（野外レクリエーション地）の分布状況(2/2)[1)2)3)]

区分	番号	名　称	概　要
野外レクリエーション地	8	野津幌川緑地	野津幌川緑地は野津幌川に沿って南北に長く整備された厚別区を代表する広大な都市緑地として、散策・運動・遊具遊び・パークゴルフなど、多世代が楽しめる屋外レクリエーションが充実している。
	9	厚別東緑地	厚別東緑地は住宅街にある小規模な都市緑地として、シンプルながら地域の憩いの場として利用されている。多くの遊具やスポーツ施設はないが、静かで落ち着いた環境の中で、軽い運動や休憩ができる場所となっている。
	10	厚別軽工業団地緑地	厚別軽工業団地緑地は工業団地エリアに位置しながらも緑豊かな自然が広がる都市緑地。遊具などの設備はないものの、自由に過ごせる“原っぱ型”の屋外レクリエーションに向いている。
	11	青葉町2丁目緑地	青葉町２丁目緑地は住宅街にある小規模な都市緑地として、静かで落ち着いた環境で、軽い屋外活動に向いている。
	12	厚別南緑地	厚別南緑地は、旧上野幌小学校跡地などを整備した自然豊かな都市緑地で、ミズナラやカラマツなど多様な樹木が生い茂り、散策路で野鳥観察や森林散歩が楽しめる。家族で自然体験ができる場所となっている。

※1 番号は図面中の対象番号を示す。

表 3.2.2-24　人と自然との触れ合いの活動の場
（日常的な触れ合いの活動の場）の分布状況(1/2) [1)2)3)]

区分	番号	名　称	概　要
日常的な触れ合いの活動の場	13	熊の沢公園	熊の沢公園はもみじ台にある約 7.5ha の自然林を生かした地区公園で、芝生広場やミズバショウ群生地、散策路があり、四季の自然を楽しめる静かな憩いの場となっている。
	14	もみじ台北公園	もみじ台北公園はもみじ台の近隣公園で、コンビネーション遊具やターザンロープなどの多彩な遊具のほか、無料の野球場とテニスコート、芝生広場を備え、子どもから大人まで楽しめる憩いの場となっている。
	15	もみじ台西公園	もみじ台西公園はもみじ台にある近隣公園で、エゾヤマザクラやヤエザクラが春に咲き、お花見が楽しめる。遊具や野球場、芝生広場があり、子どもから大人まで憩える場として親しまれている。

1) 札幌市厚別区ホームページ(各地区の紹介-もみじ台地区-見所)
2) 札幌市ホームページ(景観の種(活用促進景観資源))
3) 札幌市公園検索システム

表 3.2.2-24　人と自然との触れ合いの活動の場
（日常的な触れ合いの活動の場）の分布状況(2/2)[1)2)3)]

区分	番号	名　称	概　要
日常的な触れ合いの活動の場	16	もみじ台南公園	もみじ台南公園は自然林に囲まれた落ち着いた近隣公園で、芝生広場やブランコ・すべり台などの遊具、少年野球場を備え、冬はスキー山でそり遊びも楽しめる地域の憩いの場となっている。
	17	もみじ台東公園	もみじ台東公園は遊具・広場・野球場などが揃った中規模な近隣公園で、子ども向け遊具から多目的に使える広場、冬のソリ遊びまで、幅広い年代が楽しめる公園として親しまれている。
	18	自転車広場	もみじ台緑地自転車広場は、スラローム、ヘアピンバンク、デコボコ道、ダウンヒルなど多彩な走行コースが整備された無料の走行スペースで、自転車の練習からスケートボード遊びまで楽しめる場となっている。
	19	下野幌高台公園	下野幌高台公園は自然の地形と自然林を活かした近隣公園で、湿地帯に木道が伸びる独特の地形や、多目的に使える広場、遊具エリアなどがあり、子どもから高齢者まで楽しめる公園です。
	20	青葉中央公園	青葉中央公園は、厚別区にある約 8.4 ヘクタールの大規模な地区公園で、自然地形を生かした散策路やミズバショウ群生地、ウォータースライダー、水遊び場、遊具、運動広場、テニスコートなど多彩な施設が整い、地域の憩いの場となっている。
	21	上野幌公園	上野幌公園は中規模で設備の整った近隣公園で、遊具が充実しており、子どもから高齢者まで利用しやすい公園として地域に親しまれています。
	22	上野幌中央公園	上野幌中央公園は多目的広場・テニスコート・ゲートボール場・遊具エリアなどが充実した中規模の近隣公園で、子どもから大人・高齢者まで幅広い世代が利用できる、地域の中心的な公園として親しまれている。
	23	小野幌くりの木公園	小野幌くりの木公園は遊具・水遊び・幼児向けキッズコーナーが充実した中規模の近隣公園。自然の木(くりの木など)を残した静かな環境にあり、幼児から小学生まで幅広く楽しめる。

※1 番号は図面中の対象番号を示す。

1) 札幌市厚別区ホームページ(各地区の紹介-もみじ台地区-見所)
2) 札幌市ホームページ(景観の種(活用促進景観資源))
3) 札幌市公園検索システム

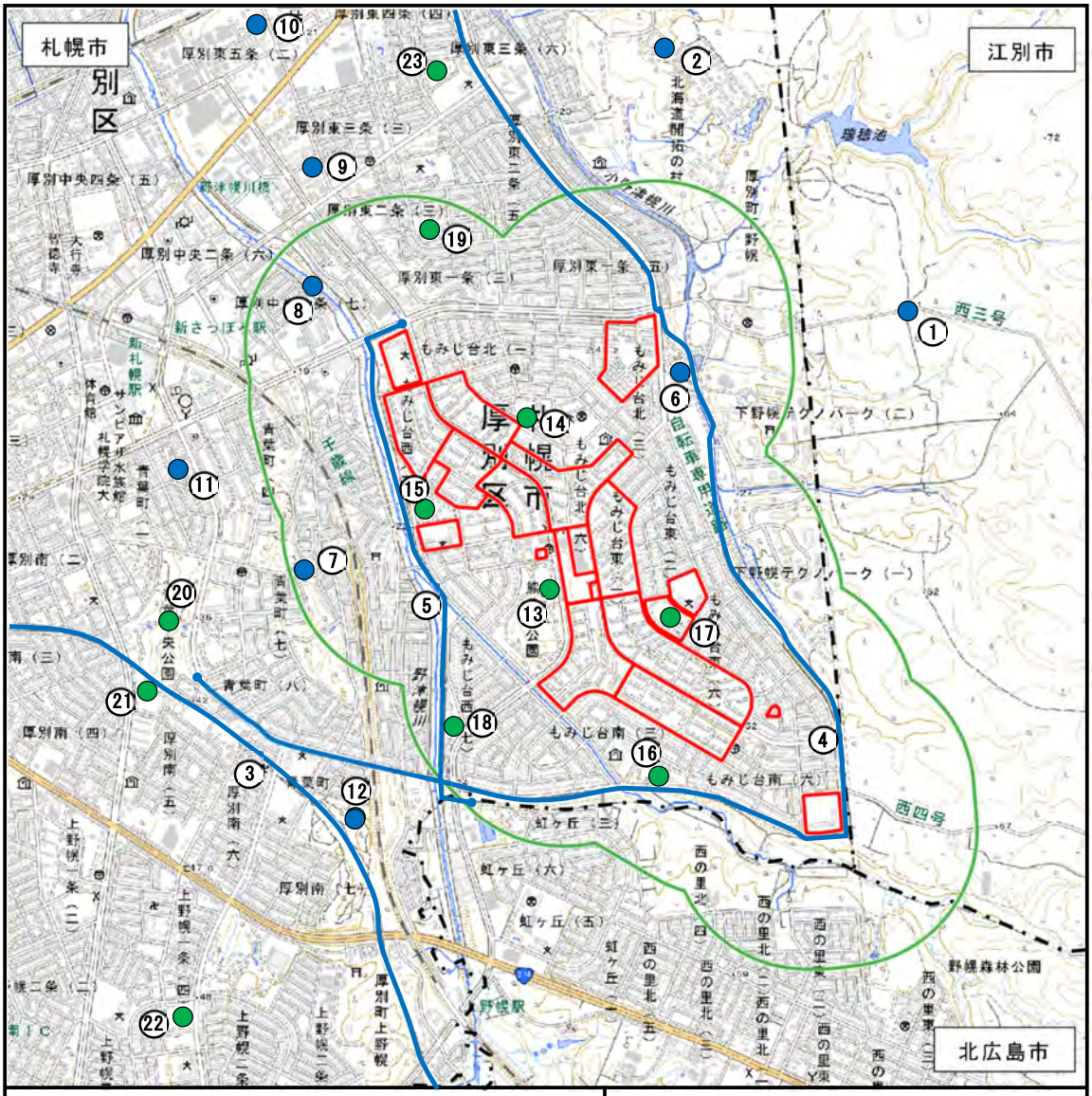

凡例			
	事業実施想定区域		
	市町村界		
	影響想定地域（周囲約 500m 内）		
	野外レクリエーション地		
	サイクリングロード		
	日常的な触れ合いの活動の場		
①	野幌森林公園	⑬	熊の沢公園
②	北海道開拓の村	⑭	もみじ台北公園
③	陽だまりロード	⑮	もみじ台西公園
④	滝野上野幌自転車道路	⑯	もみじ台南公園
⑤	もみじ台自転車道路	⑰	もみじ台東公園
⑥	もみじ台緑地	⑱	自転車広場
⑦	青葉緑地	⑲	下野幌高台公園
⑧	野津幌川緑地	⑳	青葉中央公園
⑨	厚別東緑地	㉑	上野幌公園
⑩	厚別軽工業団地緑地	㉒	上野幌中央公園
⑪	青葉町２丁目緑地	㉓	小野幌くりの木公園
⑫	厚別南緑地		

図 3.2.2-10

人と自然との触れ合いの活動の場位置図

※ 国土地理院発行の電子地形図 25,000（オンデマンド版）の地形図（令和２年 11 月 17 日発行）を使用したものである。

N

1:25,000

0 500 1,000m

1) 札幌市厚別区ホームページ（各地区の紹介-もみじ台地区-見所）
2) 札幌市ホームページ（景観の種（活用促進景観資源））
3) 札幌市公園検索システム